

369.12

Ke116t

(th)



* 0040032000 *

0040032-000

369.12-Ke116t-(th)

賭博要覽

警視庁刑事部庶務課・編

博英社（印刷者）

改訂増補版

1932

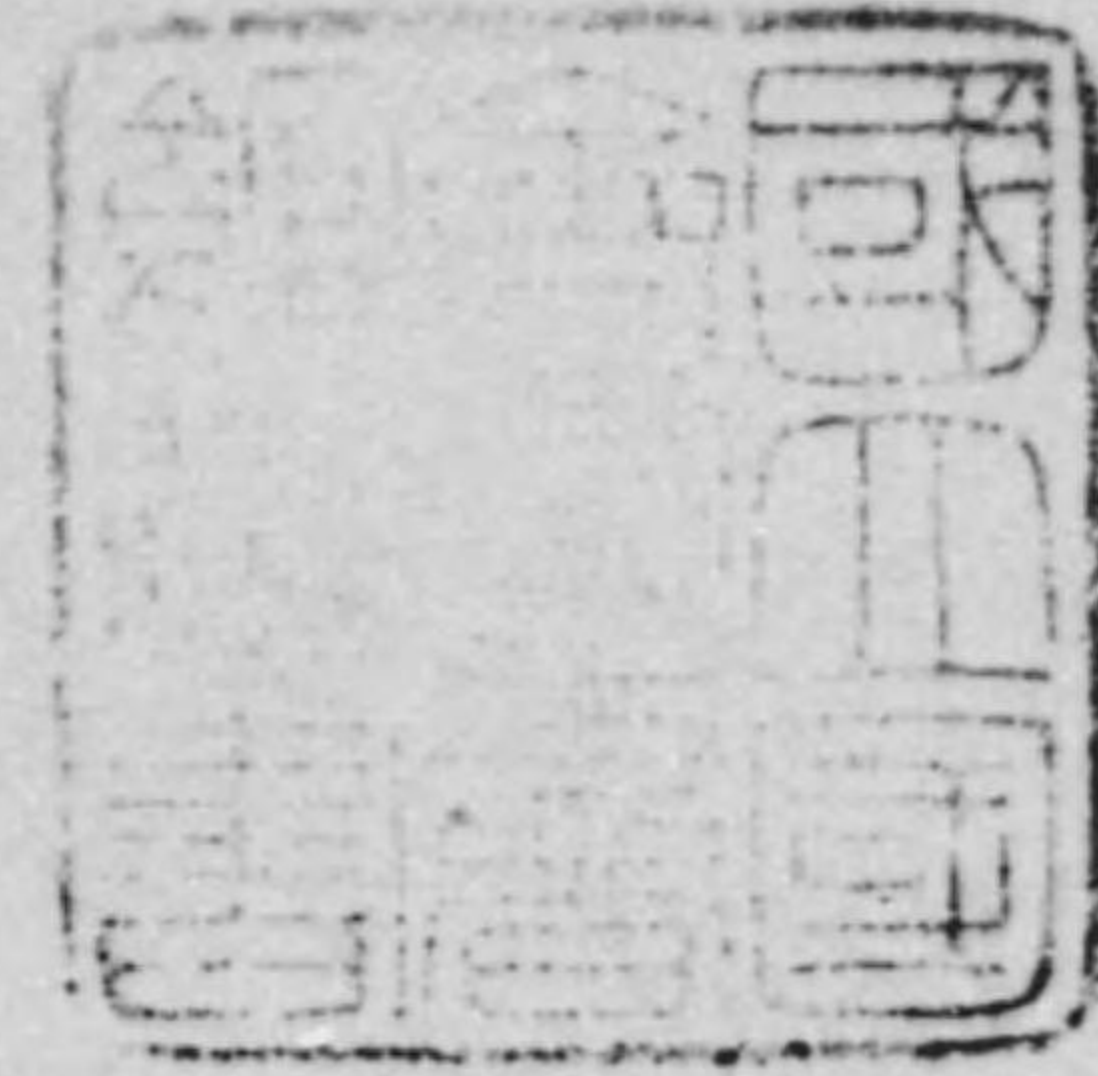
AGI



秘

增改
補訂
賭博要覽

369.12
Ke116t
(th)



583217

寄贈
坂東叢助殿

目次

第一章 賭博の種類 一

 第一節 法律上の分類 一

 第二節 賭博行為者の数を標準とする分類 二

 第三節 勝負の相手方を標準とする分類 二

 第四節 賭具を標準とする分類 三

 第五節 賭場を標準とする分類 六

 第六節 賭金を標準とする分類 六

第二章 賭博開帳 七

 第一節 盆 八

 第二節 胴 一〇

 第三節 寺銭 一三

 第四節 客引 一六

目次

一

第三章 骨子を使用する賭博

第一節 骨子一個を使用する賭博

第一項 チョボ一

第二項 大目小目

第三項 ビンコロガシ

第四項 五割

第二節 骨子二個を使用する賭博

第一項 丁半

第二項 四三、四六

第三項 四下

第四項 緩急

第五項 兎

第三節 骨子三個を使用する賭博

第一項 狐一名狐源兵衛又は狐チョボ一

第二項 ヨイド一名ヨイド一四九又はサンド

第四章 骨牌を使用する賭博

第四節 骨子四個を使用する賭博

第五節 骨子五個を使用する賭博

第六節 其他

第一節 八十八の馬鹿花

第二節 八十の馬鹿花

第三節 横濱花

第四節 一二三

第五節 二四六

第六節 千六十

第七節 六短及七短

第八節 三六九又は馬鹿七短

第九節 八

第十節 素倒

第十一節 ケコロ

第十二節 追丁カブ……………七六

第十三節 アトサキ……………七五

第十四節 ボカ……………七四

第十五節 猪鹿蝶……………七〇

第十六節 四ビン又は十五取……………七一

第十七節 高目……………七一

第十八節 十二支合せ……………七二

第十九節 目勝馬鹿花……………七三

第二十節 十枚……………七三

第二十一節 指込……………七三

第二十二節 三束五十……………七四

第二十三節 三十ツツバリ……………七四

第二十四節 三束ツツバリ……………七五

第二十五節 讃岐メタリ……………七五

第二十六節 一束行……………七六

第五章 籤を使用する賭博

第二十七節 六百圓……………七七

第二十八節 百落……………七九

第二十九節 三十錢目、五十錢目一圓目……………七九

第三十節 バツタ……………七九

第三十一節 アヤマカツギ……………八〇

第六章 相場に関する賭博

第一節 ガラ……………八〇

第二節 ホンビキ……………八三

第三節 チーハー……………八三

第四節 振り出し……………九二

第一節 薄敷又は薄張……………九二

第一項 米相場の薄張……………九四

第二項 株式相場の薄張……………九九

第二節 兩算 九九

第三節 合百 一〇五

 第一項 本場合百 一〇六

 第一款 普通合百 一〇六

 第二款 巾合百 一〇九

 第二項 乞食合百 一〇九

第四節 山櫻又は櫻 一一〇

第七章 撞球 一一一

 第一節 競馬 一一一

 第二節 プール 一一一

 第一款 テンプール 一一三

 第二款 オランダプール 一一五

第八章 其他の賭博 一二六

 第一節 電車賭博 一二六

第二節 列車當 一二六

第三節 人數博奕 一二六

第四節 七生理 一二七

第五節 ナンコ 一二七

第六節 カツバ 一二八

第七節 ナミカタ 一二八

第八節 赤白 一二九

第九節 繩切 一二九

第十節 柿の實切り 一二九

第十一節 紋合せ又は紋刺 一二九

第十二節 歩振高目 一三〇

第十三節 油豆 一三〇

第十四節 三突 一三一

第十五節 近目取り及上下 一三一

第十六節 圓鶏 一三三

第九章 詐欺賭博……………一三二

第一節 賭場の構造……………一三一

第二節 骨子及壺筈……………一三三

第三節 花札……………一三四

第四節 技術及通謀……………一三七

第十章 骨子四個を使用する賭博……………一三八

第一節 「ムシナ」(猪)(骨子賭博)……………一三八

第二節 「ムシ」(骨牌賭博)……………一三九

第十一章 麻雀……………一四〇

附録

インチキ詐欺一般……………一五三

第一章 義理事及義理師の由來及意義……………一五三

第二章 義理事師の行ふ詐欺の種類……………一五二

第一節 鹿追の種類……………一五三

第一款 普通の鹿追……………一五四

第二款 事件又は引出……………一五八

第三款 大鹿追及小鹿……………一六〇

第二節 鹿追手段の變遷……………一六一

第三節 土砂流し又は御天氣……………一六三

第四節 鐵砲事件……………一六四

第五節 ベーバー事件又は交換事件……………一六六

第六節 的屋又はヤシの行ふ詐欺賭博……………一七〇

第一款 菓子割……………一七〇

第二款 水浸し……………一七三

第三款 字カヌカ……………一七四

第七節 的屋の行ふ詐欺賭博の變遷……………一七四

第八節 化ケ師の行ふ詐欺賭博……………一七五

第一款 マトモの方法……………一七六

第二款 抱落シの方法 一八〇

第三章 鹿追土砂流等の共犯者間に於ける贓金横領行爲 一八一

第四章 鹿追犯人の犯罪實行中に於ける驅引及罪證湮滅手段 一八二

第五章 鹿追及的屋の社會に於て用ふる隱語 一八五

 第一節 鹿追社會の隱語 一八五

 第二節 的屋社會の隱語 一八六

賭博要覽

第一章 賭博の種類

第一節 法律上の分類

我刑法は賭博を博戲と賭事とに區別して居る、此區別に付ては色々學説が有るのであるが所謂客觀説が最も穩當と思ふのである。即ち賭博の關係者自身が一定の動作を爲し、其動作の結果が輸贏を決する標準となるものを博戲と謂ひ、其動作以外の出來事を標準として輸贏を決するものを賭事と謂ふのである。夫れ故彼の八八、オイチョコラブ、スダオシ、ボカ、六短、七短、ケコロ、圍碁等は所謂、博戲に屬しチヨポー、丁半、ヨイド、チイツバ、天賽、四三四六^{ソイヤロ}四下等は所謂賭事に屬するものである而して圍碁等に付て當事者が金錢を賭する場合には勿論博戲であるが當事者以外の第三者が金錢を賭して勝敗を争ふ場合は賭事となるのである。何となれば其場合の賭博關係者たる第三者等は他人の競技の結果を標準として輸贏を決するものであるからである。

第二節 賭博行為者の數を標準とする分類

賭博は其の關係者の數を標準として二人にて爲すもの、三人にて爲すもの、多數人にて爲すものにて區別することが出来るのである。二人にて爲すものは六短、七短、ケコロ、山櫻、乞食、合百等で三人にて爲すものは八八、スタオシ、十二支合せ等である。丁半、チイツバ、狐、ヨイド、チヨボ一天賽、チーハー、ガラ、七生理、薄張等は孰れも多數人で爲すことの出来るものであつて數十名が一團となつて丁半、天賽等を爲すことあるは犯罪檢舉に關係ある人々の熟知する所である。多數人の加入し得る賭博は大袈裟な賭博となり勝ちで、金錢の得喪も激しくなる傾向を持つて居るから小數者の爲す賭博よりも嚴重に取締る必要があるのである。

第三節 勝負の相手方を標準とする分類

賭博は勝負の相手方を標準として胴親と賭客とが勝負を爲す賭博と、賭客同志が勝負を爲す賭博とに分類することが出来る。

前者は胴親一人が數名の賭客の相手方となり其各人と勝負を決するものであつて、チヨボ一、大目、小目、四三四六四下、ヨイド、狐、チイツバ、オイチヨカブ、チーハー、薄張等は之に屬するのである。賭客同志が勝負を爲す賭博は丁半アトサキ等の如く一團の賭者と一團の賭者とが相對立する關係に於

て勝負を決するものと八八、六丹、ガラ、ホービキ等の如く各一人宛が各自相對立して、勝負を決するものに區別することが出来るのである。

此分類の實益は寺錢の徵收の方法に關係を持つて居るのであつて、胴親と賭客とが勝負を決するものにあつては寺錢は胴親から徵收するのが原則であつて、賭客同志が勝負を爲すものにあつては勝者が寺錢を出すのである。

第四節 賭具を標準とする分類

賭博は先づ賭具を必要とするものと賭具を必要とせざるものとの二種に區別することが出来る。薄張合百櫻、電車博奕等の如きは後者に屬するものである、茲に賭具と謂ふは廣く賭博行為をなすに當り便宜上使用したるもの等を包含する意味ではなくして、勝敗を決する標準たるべき偶然の事實を發生せしむるに付、賭博關係者に取りて必要缺くべからざる器具を指すのであるから薄張、合百の胴元等が客の注文を記載する爲めに、使用する帳簿、紙片等は此意味に於て賭具ではないのである。

賭具を必要とするものは、第一骨子を使用するもの、第二骨牌を使用するもの、第三籤を使用するもの、第四其他の賭具を使用するものに區別するのである。骨子を必要とする賭博は左の如くに分類することが出来るのである。

- 一、骨子一個を使用するもの
例、チヨボ一、大目、小目、ピンコロカシ
- 二、骨子二個を使用するもの
例、丁半、四下、四三四六
- 三、骨子三個を使用するもの
例、ヨイド、狐
- 四、骨子四個を使用するもの
例、チイツバ
- 五、骨子五個を使用するもの
例、天賽

骨牌を使用する賭博は左の如く分類することが出来る。

- 一、普通の花札を使用するもの
例、八八、六短、八、ケコロ、ボカ、四ピン、高目
- 二、所謂トランプを使用するもの
トランプを使用する賭博は多少はあるが、現今の状態では寧ろ競技の爲めに使用するのが普通

で賭博の道具として、一般に行き渡つたものと認められぬので説明を省略したいと思ふ。

- 三、特殊の骨牌を使用するもの

例へば十二支を書いた札を使用する、十二支合せの如きは其適例である。彼のオイチヨカブは普通の花札の中雨と桐とを除き残り四十枚を使用するのが通例であるが、本来は「カブカルタ」と稱する衣類の縞の様な模様が付いた特殊の骨牌を使用するのである。

籤を使用するものの中には「ガラ」の如く竹製の籤を使用するものもあれば、「ホービキ」の如く繩を使用するものもある。又彼の筋紙を使用する「チーハー」も、籤を使用するものの中に包含せしめて差支ないものと思ふ。

其他の賭具を使用するものと云ふ中には「ナミカタ」の如く銅貨を使用するもの、「ナンコ」「カツバ」等基石を使用するもの等を包含するので、要するに第一乃至第三の種類の如く整然たるものではなく單に間に合せるものが多いのである。従て立派な博徒が「ナミカタ」をやる様な例外の場合も無いのではないが、原則として先づ犯情の輕きものと認めて差支ないのである。

以上の如く各賭博に付き特殊の賭具を必要とするのであつて、賭具を一見すれば如何なる賭博を爲したるかを甄別することが出来るのみならず、往々詐欺賭博を發見する便宜にもなるのであるから賭博の檢舉に付ては賭具に注意することを忘れてはならぬのである。

第五節 賭場を標準とする分類

賭博は賭場を標準として賭者が一堂に相會して、勝負を決するものと然らざるものとに區別することが出来る。丁半其他一般の賭博は總て前者に屬するのであるが、「チーハー」と稱する賭博は後者に屬するのである。即ち此賭博に於ては所謂運送なるものがあつて、各賭者の許に到り賭金を徴收し之を胴親に届け、勝負の定まつた後其運送が又賭者の許に金を届けるのであるから賭者は居乍らにして勝負を決することになるのである。此種類に屬するものは先づ「チーハー」が重なるものであるが米相場に關する賭博に於ても遠隔地より電話でなすことが出来るのであるから、此場合の賭博も亦此種類に屬するものである。

第六節 賭錢を標準とする分類

賭博は又賭錢に關する事項を標準として分類することも出来るのである。

先づ賭錢受授の方法を標準とすれば、(一)直に賭錢自體を受授するものと、(二)賭錢代用物を受授するものとに區別することが出来る。普通の賭博は殆んど總てが直に賭錢自體を受授するのであるが、稍大仕掛けの賭博となるに最初賭場に入場する際金錢を支拂つて木札其他代用物を求め置きて現場では其木札等を賭けて勝負を争ひ歸途出口に於て其代用物を金錢と交換する方法でやる様なものもあり、横濱花などでは往々敗者が勝者に支拂ふべき金額を小切手で渡す等の例もあつて、斯る種類の賭博になると現場に踏込んでも金錢を證據品として押収して來ることが出来ぬ爲め、被告人は賭博はやつたが金を賭けぬと辯解するのであるから賭錢受授の方法迄十分捜査せねば容易に罪の有無を斷する譯には行かぬのである。

次に賭錢は其額の確定時期を標準とすれば、(一)賭博に着手すると同時に賭錢が確定するものと、(二)賭博行為が終了して始めて賭錢の額の確定するものとに區別することが出来ると思ふ。彼の丁半の如きは勝負を始める前に得衷すべき賭錢は嚴重に確定し其賭金以上の利益もなき代り、其以上の損もないのであるから第一の種類の好適例であるが、此種類に屬するものゝ中にも丁半の如く最初醸出した賭金自體のみを得衷するものと最初醸出した、賭金の倍數を受授するものがある。チヨポー、に於て親が勝者となつた賭客に賭錢の四倍を支拂ふが如きは其一例である。賭博行為が終つて初めて賭錢が確定するものは例へば八八、薄張等の如きものであつて勝負に着手する時に於ては、其性質上賭錢を確定することが出来ぬのである。尤も此等の賭博に於ても賭錢を算出する標準數は當初から確定して置かねばならぬのは勿論である。

第二章 賭場開帳

賭場開張とは賭場を開き賭客を招致して、賭博を爲さしめ利を圖ることを云ふのであるから第一、賭場の設備及整理第二、何人より利益を徴収するや第三、如何なる利益を徴収するや第四、如何にして賭客を招致するやの問題を研究せねばならぬ第一の問題は第一節盆、第二の問題は第二節胴、第三の問題は第三節寺錢、第四は第四節客引と云ふ順序で説明をしたいと思ふ。

第一節 盆

賭博被告人がよく盆と云ふ言葉を使用するが此言葉には種々の意味があるのであつて、其一は賭博の現場即ち賭場開張の場所を意味し、其二是賭博開張の権利を指し、其三是盆蓋を意味するのである盆の上の間違であるとか盆の出来事とか云ふ場合は、第一の用例に従つたので誰の盆を譲受けたとか盆を許されたとか云ふ場合は、第二の意味に解釋すべく何親分のは三間盆であつたとか五間盆であつたとか云ふのは第三の意味で云ふのである。

此盆と云ふ言葉は主として骨子を使用する賭博に使用せらるゝものであつて、現場の設備に付ても盆蓋、盆切れ、盆蒲團、盆臺等盆の字の着く言葉が非常に多いのである盆蓋とは丁半、チイツバ、天賽等に使用するもので盆蒲團の上を被ふ白い金巾又は綿ネルを謂ふのである。其大きさには大小色々あるが普通幅二尺長さ二間位であつて、賭者其上に金を賭けるのである。此盆蓋は丁半、チイツバ天賽

等の本式な大袈裟な博奕に使用するので「チヨボー」や狐にはないのである盆切れとは盆蓋の別名で盆臺は盆蒲團の別名である。又盆と云ふ語は骨子賭博に用ゆるのであるから、花札を使用する際音の洩れるのを防ぐ爲めに使用する蒲團は盆蓋とは云はぬのである。

骨子賭博には又中盆と云ふものがある。これはチヨボー以上の多くの骨子博奕に於て賭博開張者の爲めに賭場を整理し勝負の開始の始めに於ては賭者の賭金の世話を爲し殊に丁半に於ては丁に張る者と半に張る者との賭金が對當額となる様斡旋し、勝負中は賭者が擅に其賭金を増減せざらんことを監視し、勝負判明したる時は敗者の賭金を取上げ勝者には一々利益金を配付する等、一切の世話を爲し専門の壺振りの居らぬ場合には壺振りをも兼ねるのであつて丁半の場合等には賭場開張の從犯として處罰せらるべき性質のものであるが寺錢を取る親分即ち真正開張者自身は往々賭博の現場に出て居らぬことがあり、出て居ても自ら賭場の世話を爲さぬため此中盆が親分の身代りに賭場開張の正犯として罰せらるゝ事例が澤山あると云ふことである。

右に説明するが如く中盆は賭金を監視し、其世話をするのであつて若し賭客中中盆の世話を待たずに勝手に賭金に手を觸れた場合には其者が假へ勝つて居ても金を渡さぬのである。又中盆は勝者に金を渡す際所謂「ドサクサ」紛れに乘じ全部の金を渡さず其幾分を胡魔化すので之が中盆の儲けである。尙ほ本式の骨子賭博に爲ると専門の壺振りが居るのである此壺振りは中盆の命に依て壺策にて骨子を

伏せ又その命によつて壺策を開けるのである。中盆の命令は壺を伏せる場合には「振れ」と云ひ開ける場合には「勝負」と云ふやうである、此壺振りも獨特の技術を要するのであつて、壺振りばかり専門にして居る者があると云ふことである。中盆、壺振り等が別々に設けてあるやうな賭博は大賭博であつて立派な親分の盆であることは明瞭であるから犯情重きものと認定すべきであるが徹々たる賭博になると胴親や中盆及壺振り迄兼ねてやるのもあり賭者が代る代る壺を振るのもあるのである(所謂廻り壺)盆に似た言葉に「シキ」と謂ふ言葉がある之れは盆の第一の意味丈けより持つて居らぬ様である、即ち單に賭場を指すに止まるやうである。




第一節 胴

賭場開張罪に付ては開張者は何人より寺錢其他の利益を徴收するやの問題を研究せねばならぬ此點に付ては舊に第一章第三節に於て、簡單に述べて置いた通り胴親と賭客(張子)とが勝負を爲す。賭博例へば「チヨボ」」「チイツバ」「天賽」「オイチヨカブ」等に於ては、開張者は胴親より寺錢を徴收し賭客(張子)同志が勝負を爲す。賭博例へば丁半、アトサキ等に於ては勝者より寺錢を徴收するのである而して胴と云ふことは此胴親と賭客とが勝負を爲す、賭博に特有な事柄であるから一節を割て茲に説明するのである胴とは胴親の出資額を云ふのであつて胴親の出資が五十圓であれば五十圓、胴百圓で

あれば百圓胴と云ふのである。其範圍に於て勝負を決することになるのである、而して賭客に對しこれ丈は支拂ひが出来るかを安心して賭金せよと云ふ意味に於て、謂はば支拂保證の爲めに其出資額を自分の前を出して賭者に示して置くのである之れを胴前と云ふので、胴前五十圓とか百圓とか云ふのは此金を指すのである尤も其胴前の金は中盆に渡して置き中盆に計算を爲さしむる場合もある。賭客は胴前以上に賭金することを得るや否やと云ふに、胴前は支拂保證であるから其れ以上に賭けた者が勝利を得る場合には他の賭客は勝利を得た場合に、胴前より支拂を受けられぬ危険があるので賭客中から苦情でも出れば先づ差控へねばならぬのであるが、胴前とて決して有限責任ではないのであるから胴前以外に支拂能力ありと信せらるれば敢て苦情を申立つる必要もなく、又胴親から云へば自分の勝つた場合には非常な利益になるのであるから多くは折合が付いて胴前以上に賭けることを許すことになること云ふことがある。

愈勝負を争ひ數番後親が負け續け胴前の金を支拂ひ切つた場合を胴潰れと謂ひ、廻り胴なれば他の者が代つて胴を取ることになるのであるが、最早何人も胴を取るものが無くなつたときは之を胴落ちと謂ふのである。之に反し若し胴親が勝利を得胴前の倍額になつたときは之を「胴が起つた」と謂ふのである。「胴潰れ」の時は胴は引退するのが原則であるが、天賽追丁カブ等に於て一回丈けは胴前なしで胴をさせて貰ふことが出来る。之を「ガミ」と云ふのである「胴潰れ」と「胴起ち」の區別は寺錢のことに關

條を持つのであるが、此事は次の節に於て説明しようと思ふ。右の如く胴と云ふ言葉に關する事項は丁半の如き張子同志の賭博換言すれば胴親なき賭博には存在せぬことを忘れてはならぬ、丁半をやつた被告人を取調ぶるに當り胴は幾程である。廻り胴か、などと訊問したならば被告人から内兜を見透かされて自白すべき被告人も否認する様になるであらう。

賭客同志が勝負を爲す賭博に在りては、對等の條件で勝負を爲すのであるが胴親と賭客との勝負にありては胴親は多數の賭客を相手とし之に賭金を支拂はねばならぬので、時として非常な損害を蒙ることある爲め特に胴親を保護する制度が出来て居る。其一は積極的に胴親を保護する制度で所謂「掻キ目」の制度が其れである。掻キ目は勝目又は「カツバキ目」と云ひ此目が出たときは胴親は賭客の賭金を全部沒收するのである。骨子三個を使用する狐に付て  と出るか又は  と出た場合オイチヨカブで、胴親の札が四一シッピン又は九一クッピンと出た場合等が其例である。第二の制度は消極的に保護するもので所謂笑と謂ふのがそれである。其場合には本來なれば親が負けたるに拘はらず勝負なしにするのである、例へば「ヨイド」又は「チイツバ」で  と出る場合等が其例である。一個の賭博にして此二種の制度を併有するものがあるが必ず併有するものと限つては居ない、單に掻キ目丈の賭博もあれば單に笑がある丈のものである、其詳細は各賭場に付て一々説明を加へやうと思ふ尤も笑と云ふ言葉は元來勝負なしに終ることを謂ふのであつて、例へば「オイチヨカブ」に於て胴親の得點と

賭客の得點とが同一であつて勝負を定め難き場合の如きを笑と云ふのであるから茲に説明した笑は寧ろ擬制的のものと謂ふ事が出来やう、從て所謂笑には當然の笑と擬制的の笑がある事になるのである。胴親に付て注意すべきことは普通に胴親と云へば必ず賭博開張者の様に誤解することである。以上説明する如く胴親は單に多くの賭客を相手方にして、之と勝負を争ふと云ふ丈けのことで胴親なるが故に開張者となるのではないのである。寧ろ多くの場合に於て胴親は開張者ではないのである、只米相場に關する薄張又は薄張と云ふ賭博に於ては、其親となつた者が賭客の相手方となると同時に一面に於て賭客から勝敗に拘らず、口錢又は手数料の名義で金錢を徴收するので親は賭博罪と同時に賭博開張罪の責任を負ふことに爲る丈けである。

第三節 寺 錢

賭博開張罪に付て開張者の取得する利益の名目は、種々あつて或は寺錢と云ひ或は「オテン」と云ひ或は口錢と云ふのであるが寺錢を取る賭博が多きを占め居り、且説明すべき事項も多き故第三節寺錢と題したのであるが勿論オテン、口錢に付ても説明を加へるのである。寺錢とは賭場開張者が賭博を爲すの機會を與へたる報酬として賭者から徴收する利益であつて主として、骨子を使用する賭博に付て存在するのであるが骨牌を使用する賭博の中「オイチヨカブ」「アトサキ」「六短等」にも存在するのである

而して胴親と賭客とが勝負を決する。賭博に於て胴親が寺銭を出し賭客同志が勝負を爲す賭博に於ては勝者から寺銭を出すことは曩に述べた通りである。

賭博の現場に於て寺銭を取立つるのは中盆の任務である、中盆のことを俗に「寺取り」と謂ふのは蓋し之が爲めである中盆は寺銭を取立て、之を寺箱に收め親分が現場に出張し居る場合には現場で親分に渡すこともあるが、親分は多くの場合に於て現場に出張せぬのであるから中盆が其徴収に係る寺銭を親分の處迄持参するのである。中盆を寺取りと謂ふが爲めに中盆自身が寺銭を利得するものと誤解してはならぬのである、而して寺銭を取ることを俗に寺銭を切ると云ふのである。

寺銭の割合は賭博の種類に依り又賭博関係者の協定に依り種々の差異を生ずるのである、其詳細は各種の賭博を説明する際一々説明を加へる考である。

胴親から出す寺銭に付ては胴潰れの場合と胴起ちの場合とに差があるのであるから、此處に概括的に説明せんに胴親は中寺ナカデラと稱して第一回の始め或は第二回目又は第三回目の終りに總額の五分又は六分を支拂ひ、胴潰れとなりたるときは其以上に出す必要なく若し胴が起ちたるときは其残額を支拂ふのである。

又博徒がよく「カスリ」と云ふ語を使用するのであるが、普通には寺銭と同意味に使用するやうであるが嚴格に云へば他の者が親分に渡りを付けて其繩張内で賭博をやる場合に、其者より支拂ふ報酬を云

ふのだそうである。

寺銭は賭博開張者が賭博の機會及便益を與へる報酬として徴收するのであるから、彼の隠居分となつた者が賭博の親分から取得する「コクトリ」とは區別せねばならぬ「コク」は繩張を譲受けた親分が之を譲渡して隠居したる鬻の親分へ隠居料として支拂ふものであつて、其隠居したる親分は座つて報酬を得るに過ぎず敢て賭博を開張するに付何等直接の關係がないのであるから「コク」を取る行爲は、賭博開張罪を構成せぬのである。嘗て「コク取り」は無罪であると云ふ趣旨の判例が出た爲め博徒の親分を取調ふる際往々彼等が自身は隠居分であると答辯するのを聞くのであるが、斯る場合には果して隠居して居るや否やを捜査せねば輒く罪の有無を斷定することが出来ぬのである。

寺銭は又花札賭博中「八八」に於て謂ふ處の「オテン」なるものと區別せねばならぬ、「八八」に於ける勝者又は「ギンミ」を取りたる者が關係者の約定に基き醸出したる一定の金額を「オテン」と云ふのであつて此「オテン」なるものは普通は賭房給與者に對する賃料賭博に關して生じたる油代電氣料其他の諸費用に充て其残額は茶菓等の代金に使用するものであつて、要するに賭博行爲に關する費用の爲めに賭博關係者が共同に使用するのであるか又時に依りて親分に支拂ふ爲めに「オテン」を切ることもある。

又「オテン」の幾分を親分に支拂ひ其残額を以て諸費用に充つるのもあるのである、從て「オテン」を切つたからと云ふて常に賭博開張罪が隨伴するものではない司法警察官が往々「オテン」を切つたる一事

を捉へ直に賭場開張罪として送致するのは「オテン」の性質を解せぬと具體的事實を闡明せぬに職由するのである。

相場に關する賭博例へば薄張、合百等が胴親が口錢又は手数料の名義で客から金錢を徴收する例になつて居る、これは性質上寺錢同様なものであるから口錢、手数料を取得せる胴親は開張罪の責任を免かれぬのである。

第四節 客引

賭博は少くとも二人以上の者が相集合せなければ爲すことが出來ぬのであるから如何にして賭客を集合するやの問題を生するのである多くは花札賭博等に於ては多少の知合が互に誘ひ合つて集まるのであるが大きな骨子賭博に於ては乾分共が慾張連中を勧誘して賭場へ連れ込むのである。

薄張、合百等に於ては俗に客引と云ふ者があつてこれが賭客を誘引招致し胴親から一定の報酬を貰ふのである。苟も賭客を誘引する以上は孰れも客引に相違ないのであるが客引と云ふ言葉は他の賭博にはあまり使はぬやうである、賭客を招致する手段として乾兒共が宿屋に渡りを付け止宿人を賭場に送つて貰ふやうなことが行はるゝやうである。此場合には宿屋は博徒から報酬金を貰ふのであつて之を寺割又は割錢と云ふやうである、中には此割錢を記入す可き帳面まで用意してあるものもあつて此帳

と云ふやうである。

第三章 骨子を使用する賭博

骨子を使用する賭博に在りては天賽賭博を除くの外總て一より六迄の目を刻みたる六面八角の骨子を使用し、天賽に在りては六面中三面には白き目を刻み残り三面には黒き目を刻みたる骨子を使用するのである。尙骨子の外に壺策又は壺皿と稱するものが必要であつて之を以て骨子を伏せるのである壺策は籐製で底が上げ底になつて居るのが普通である、上げ底にするのは骨子を壺策に投入し之を伏せるに當り骨子が都合善く輕々する爲めである。右の如き壺策は正式のものであるが往々茶碗又は茶罐の蓋を以て代用することもある壺策は總ての骨子賭博に付き一樣のものを使用するのである。

第一節 骨子一個を使用する賭博

第一項 「チヨボ一」

此賭博は胴親と賭客とが勝負する賭事に屬し何人でも加入することが出來るのである。

1	6
2	5
3	4

第一圖

賭具としては骨子一個壺策一個の外に第一圖の如く記載したる紙片が必要である。

一より六までの字の配り方は必ず圖の如くでなければならぬ一、四、二、五、三、

六と列ぶ様に書いてはならぬのである、紙に書くのが普通であるが或は板の間に書き或は野田賭博などでは土地の上に書くこともある此紙は狐にも使用するものであつて、其他の賭博に用がないのであるから斯る紙片が押収してある場合には輒く「チョボ一」又は狐をやつたことを知ることが出来るのである。竊にも述べた通り此博奕には盆産は使用せぬのである。

賭具の用意が出来たならば張子が各自好む目に金を賭けた上壺を振り骨子の出目と賭けた目と一致した者が勝となり、胴親より賭金額の四倍を受け其然らざる者は負となり賭金を胴親に没収せらるゝのである勝者は四倍を得るのが普通であるが、黒人筋になると五と二の中目ナカメに賭けた者に限り五倍を與へ其他は四倍を與へるものもある。蓋し中目は出悪きものなりとの考より斯くするものである尤も此勝者が得べき額は昔は四倍半(俗に四割五分)に定まつて居たのであるが半と云ふ計算が面倒なので當今は右に述べた割合でやることになつたのである。此四倍とか四倍半とか云ふ割合を算出する理由を一通り説明する必要がある、蓋し六個の場所に賭けた賭金の額が同一であると假定すれば胴親は當つた一箇所の賭金を除き五箇所の賭金を没収することが出来るのであるから、當つた分に付ては賭金の五倍を支拂へば丁度損益なしに終る理屈であるそれ故四倍を支拂へば一箇所の賭金丈の利益があり、四倍半を支拂へば半分の利益ある勘定である多くの博奕を通して見るに、皆此計算に基き胴親が勝者に支拂ふ額を定めて居る。

寺錢は胴親が出すことは竊に説明した通であるが割合に付ては一定の規則がないのであつて普通は胴起ちのとき五分である。

此賭博は非常に簡單である結果中々大きな勝負になることが有るそうである。

第二項 大目小目

此賭博は胴親と賭者とが輸贏を争ふ賭事であつて何人でも加入することが出来るのである。

賭具は骨子一個壺籠一個及盆産を用ふるのである。其盆産の中央に一線を劃し一方を大目の側となし他方を小目の側となし賭者は其欲する側を選定して座を占め賭金するのである。

一乃至三の目を小目、四乃至六の目を大目となし壺を振りたる結果、小目が出れば小目に賭した者が勝となり胴親より賭金額を受け其然らざるものが敗となり、賭金を胴親に没収せらるゝのである。此賭博にありては丁半の如く兩側の賭金が對當することを要せぬのである之れ胴親と賭者との勝負であるからである。

第三項 「ピンコロガシ」

之れは人數に制限なき賭事であつて賭客同志が勝負を爲すのである各賭者が順次に骨子一個を壺籠にて伏せ一(ピン)を振り出したる者が他の賭客の賭金全部を取得するのである各自の賺出する賭金の額は同一であらねばならぬ。

第四項 五割

之はチヨボ一の一種類であつて方法は全然チヨボ一と同様であるが普通のチヨボ一に於ては親は勝者たる賭客に賭金の四倍を支拂ふのであるが、此賭博に於ては五割を支拂ふ點が異つて居るのみである。此五割を支拂ふところから此賭博の名稱が出来たのである。

第二節 骨子二個を使用する賭博

第一項 丁半

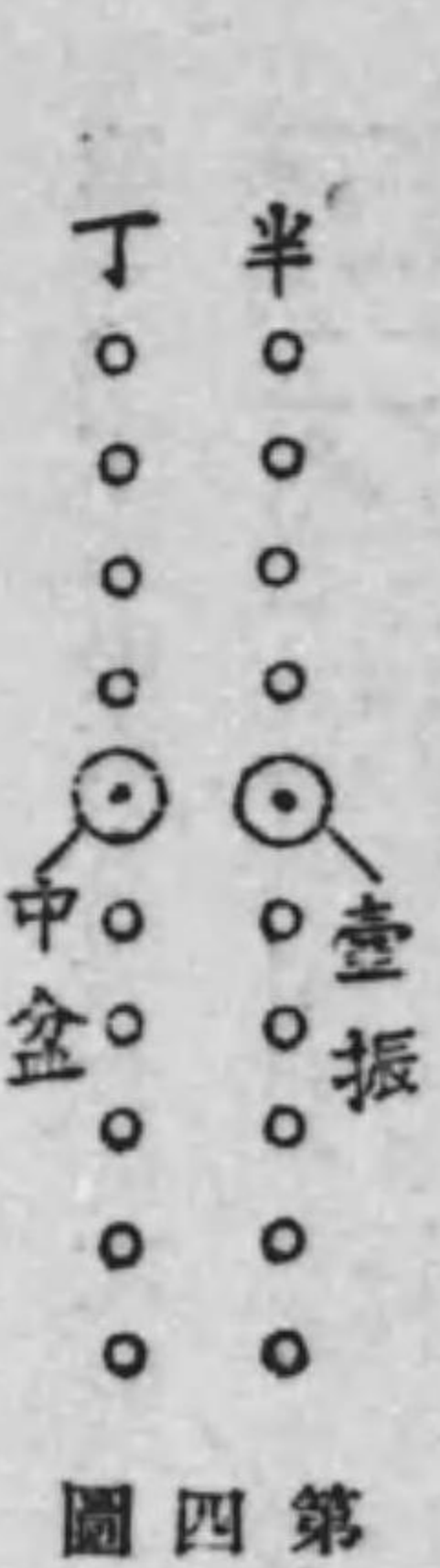
此賭博は骨子博奕中最も著名なものであつて張子同志が勝負を争ふ賭事に屬し加入者の數に制限がないのである。骨子博奕中張子同志が勝負を爲すは丁半のみである従つて丁半には胴がないのであるから丁半賭博を調ふるに當り胴前、胴起ち、胴潰れ等を問ふたなら被告人から嘲笑を受けることになるのである。

賭具としては骨子二個壺筭一個盆筭が必要である盆筭の中央に一線を劃し左側を丁の側とし右側を半の側とし丁に張らんとするものは左側に一列に並び半に張らんとするものは右側に一列と爲る親分は丁の側の中央に座を占め





第二圖 丁の側とし丁に張らんとするものは左側に一列に並び半に張らんとするものは右側に一列と爲る親分は丁の側の中央に座を占め

監視の都合上丁半兩側の中央に座を占むることもある之を壺盆に座ると云ふのである(第三圖参照)親分が出張せぬ場合には中盆が丁の側の中央に座し壺振りが之に對して座する事もあるのである其盆の長さの長きは親分の一の



第三圖 分が出張せぬ場合には中盆が丁の側の中央に座し壺振りが之に對して座する事もあるのである其盆の長さの長きは親分の一の

誇りである予は有名な親分から或る盛大な親分が五間盆をやつたと云ふ事を聞いたことがある(第四圖参照)丁半は對當額に於て勝負をするのであるから丁軍が二百圓ならば半軍も亦二百圓を以て戦はねばならぬのである。若し金額が對當せぬときは勝負が出来ぬのであるから中盆が盡力して對當額にするのである茲に對當額と云ふのは合算額が對當する意味で各賭者の賭金が對當することは必要でないのである、用意整ひたる際中盆が壺振りに命令して壺を伏せしむるのである。而して賭金が出揃つた後中盆が壺振りに對し勝負との聲を掛けると壺振りが壺を開けるのである其二個の骨子の出目の合計が偶數となれば丁軍が勝となり奇數となれば半軍が勝となるのである。勝負が判明すれば中盆は直に敗者の賭金を沒收し之に勝者たる賭者に對し、其賭金額に應じ分配してやるのである。賭者は苟も賭金した以上中盆が世話をして呉れる迄賭金に手を觸るゝことは出来ぬので、若し手を觸れたならば勝つた場合に賭金を與へざる慣例になつて居る。尤も大きな博奕では中盆と壺振りととは別人であるが稍下つたものになると中盆が壺を振るのである當今では客が代る代るに壺を振ることもある之を「廻り壺」と云ふ。

寺錢は胴親から出すので其割合は「チヨポー」と同様である此賭博に一つの特徴がある、それは一旦壺を伏せた以上親は勝負を中止することが出来ぬことである。丁半其他の博奕では壺を伏せても壺を開けるまでは随意に勝負から脱退することが出来るのであるが、其賭博の胴親となつたものは其自由を奪はれるのである。蓋し親が  と  の目の出たときに、賭金の半額を付ければよいと云ふ大きな利益を受くる爲めに一面に於て此制限を設けたのである。而して勝負から脱退することが出来ぬのは親丈けであつて張子は自由に脱退することが出来るのである。

第三項 四^シ 下^シ

此賭博も胴親と賭客とが勝負を爲すもので人数に制限がないのである。

4	1
3	2



第五圖

賭具としては骨子に個壺策の外圖の如き紙を要するのである賭者は四ヶ所の一を選定して賭金し壺を振つた結果二個の骨子の合計が其賭金した場所の数と一致したときに勝となり賭金丈けを親より取得し一致せざる時は賭金を親に取らるのである。

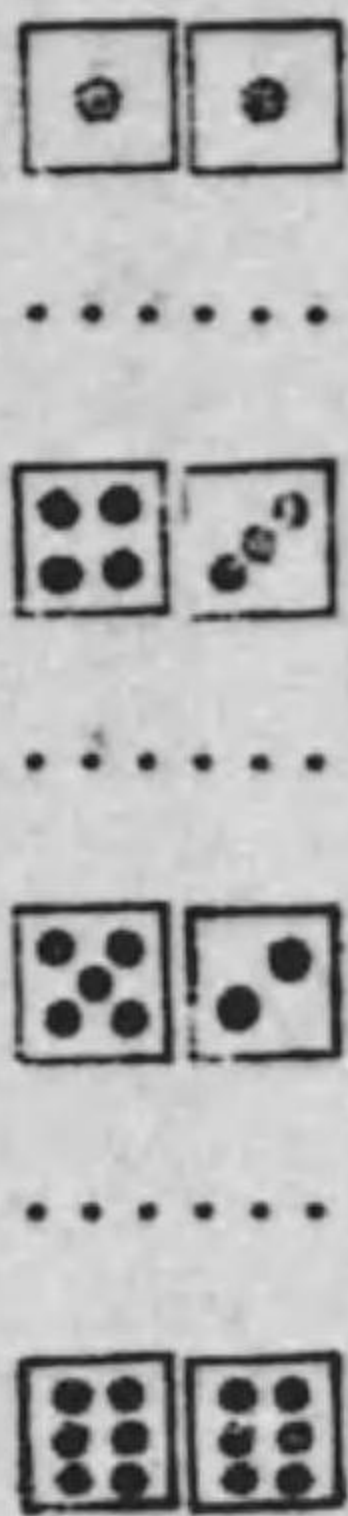
二個の骨子の出目の合計が二、三、四、となる場合には勿論問題を生ぜざるが合計が五以上になるときは四、若くは其倍數を差引いた數を以て標準とするのである。即ち合計數が五なれば一、六なれば二、七なれば三、八なれば四、九なれば一、十なれば二、十一なれば三、十二なれば四として計算するのである。

第四項 緩急

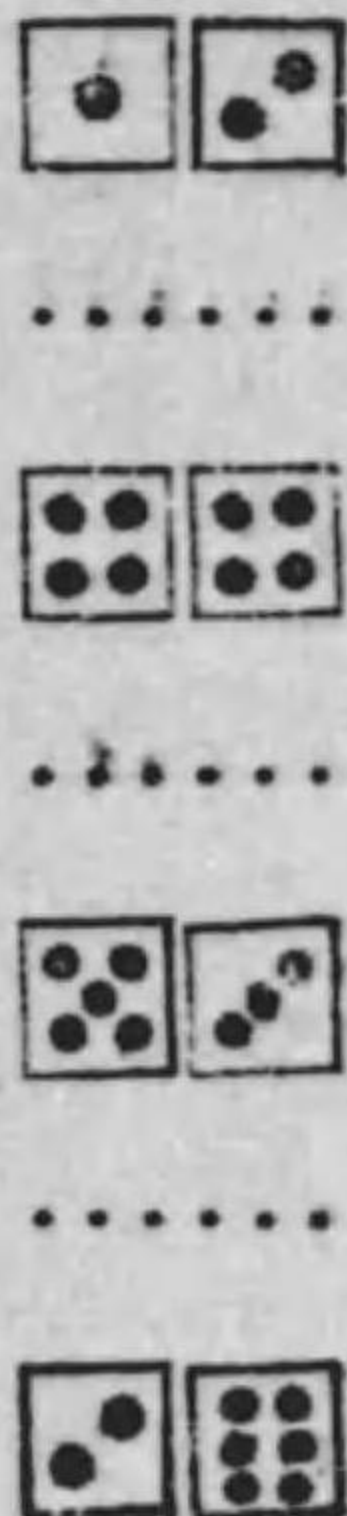
此賭博は親と子とが勝負を争ふ種類に屬し子の人数には制限がないのである。賭具としてはチヨポーの時に使用する目紙と骨子二個壺策一個が必要である。

其方法は張子は其目紙中の欲する場所(目)に金を賭け、親が骨子を振つて出た二個の出目の合計數に依つて勝負を決するので合計數が張子の賭けた場所の目に符合すれば、其張子は勝となつて親から賭錢の四倍を貰ひ其然らざるものは負けとなつて賭錢を親に没收せらるゝのである。其合計數七以上になつたときは五又は十を控除して計算するのである。例へば  と出た場合は合計十一となるが五を引いて六となし六の目に賭けた者を勝とするのである、此賭博は骨子二個を使用し其出目を合計するのであるから一となる場合はないのである。つまり  の場合に十を引けば一となるが此場合は六の目とするから一の目の出ることはないのである、二乃至六の目の出来る場合は左の如くである。

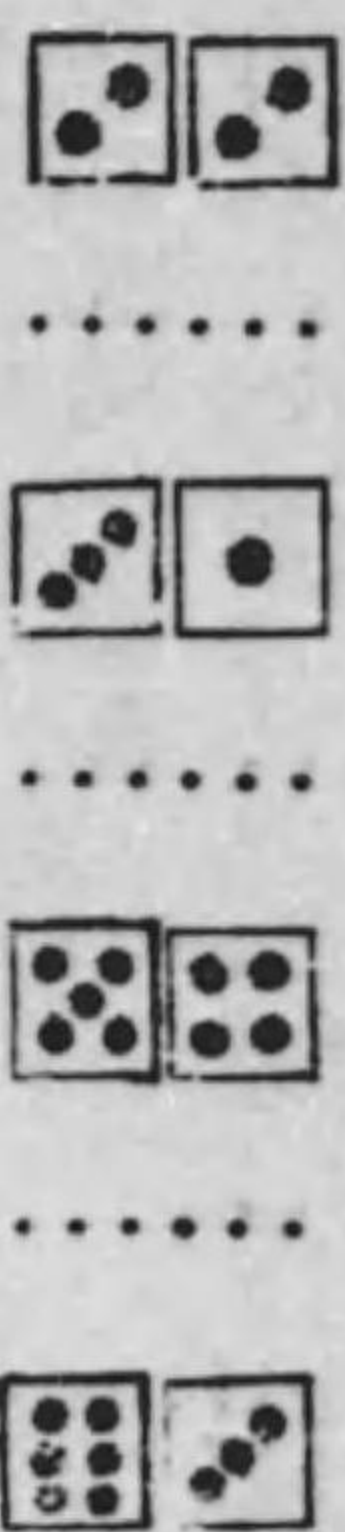
一、二の目の出来る場合



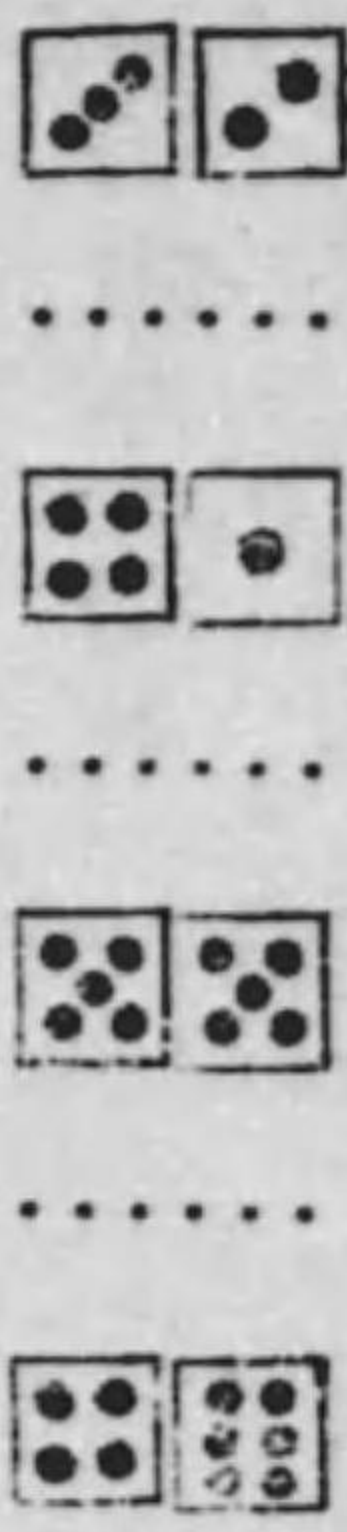
二、三の目の出来る場合



三、四の目の出来る場合



四、五の目の出来る場合



此賭博にも親のカキ目があるそれは の目の出来たときで、此場合には親が賭金全部を没収することが出来るのである。

第五項 兎

此賭博も緩急と同じく親と子との勝負で子の數に制限なく目紙骨子二個壺策一個を使用するのであつて賭者が其目紙の中の欲する目に賭金することも緩急と同様であるが、緩急では二個の骨子の出目の合計數に依つて勝負を決するに拘はらず此賭博には二個の骨子を各獨立して効用を爲さしめ尙各出目と賭けた場所の目とが符合すれば勝となり、親から賭金の三倍を貰ひ其然らざる時は賭金を親に取るゝのである、即ち甲は三の目に十錢乙は四の目に二十錢丙は五の目に三十錢張つたとして出た目が であれば甲と丙とは勝となり、乙は負けとなる甲丙は夫々賭金の三倍を貰ひ乙は賭金を親に取らるゝのであるが親は同じく勝者に三倍を支拂へばよいのである。又二個の骨子の出目が

又は 又は となつたときは即ちビリの目の出来たときはカキ目で親は賭金全部を得し は笑であるから と と賭けたものは勝負なしとなり賭金を引下げ其他は親に取られるのである。



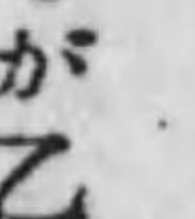
第三節 骨子三個を使用する賭博




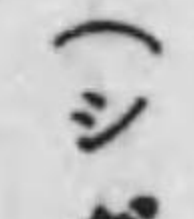
第一項 狐又は狐チヨポー

狐又は狐チヨポーは狐源兵衛とも云ふ「チヨポー」と同じく胴親と張子とが勝負を決する賭博で加入者の數に制限がないのである。

賭具としては骨子三個壺策一個の外チヨポーに用ゆると同様一六、五二、四三、の數字を記入した紙（第一圖参照）を必要とするのである盆産を使用せぬこともチヨポーと同様である。

賭者はチヨポーと同様自分の欲する場所に賭金し、三個の骨子の中の一個の出目が賭けた場所の目と一致するときは賭金と同様二個揃ひたるときは賭金の三倍、三個揃ひたるときは四倍を得るのである、三個揃ひたる場合を突破又は追目と云ふのである。此突破の場合に四倍を支拂ふ理由もチヨポーに付て述べたと同様である、蓋し六個所の賭金の額が同一と假定すれば三個の出目が同一の結果一ヶ所しか當らぬので親はチヨポーの場合と同じく他の五ヶ所の賭金を取得する故其當つた目に五倍支拂つて

も損益なしになるのであるから、四倍にすれば一倍丈の利益が出る勘定になる處から斯様に定めただのである。例へば甲は一に乙は二に丙は三に丁は四に賭けたとして出目が  であれば甲と丙のみが各同額を受け乙と丁とは賭金を親に取上げられ  と出れば甲は三倍乙は同額を受け丙丁は賭金を取り上げられ  と出れば甲は四倍を得ることになるが乙丙丁は賭金を奪はるゝことになるのである。

此賭博には二つの掻き目(勝目)がある   (シグイチ)と   (サンニロク)とである。此目が出たときは胴親は賭錢全部を沒收することになるのである。寺錢は胴親が出すので其割合はチヨポーに付て述べたのと同様である。

第二項 「ヨイド」

「ヨイド」一名十四九又は三ごとも云ふ胴親と賭客の勝負で人数に制限はないのである。賭具は骨子三個壺策一個基石四個(同色)を要するのである。

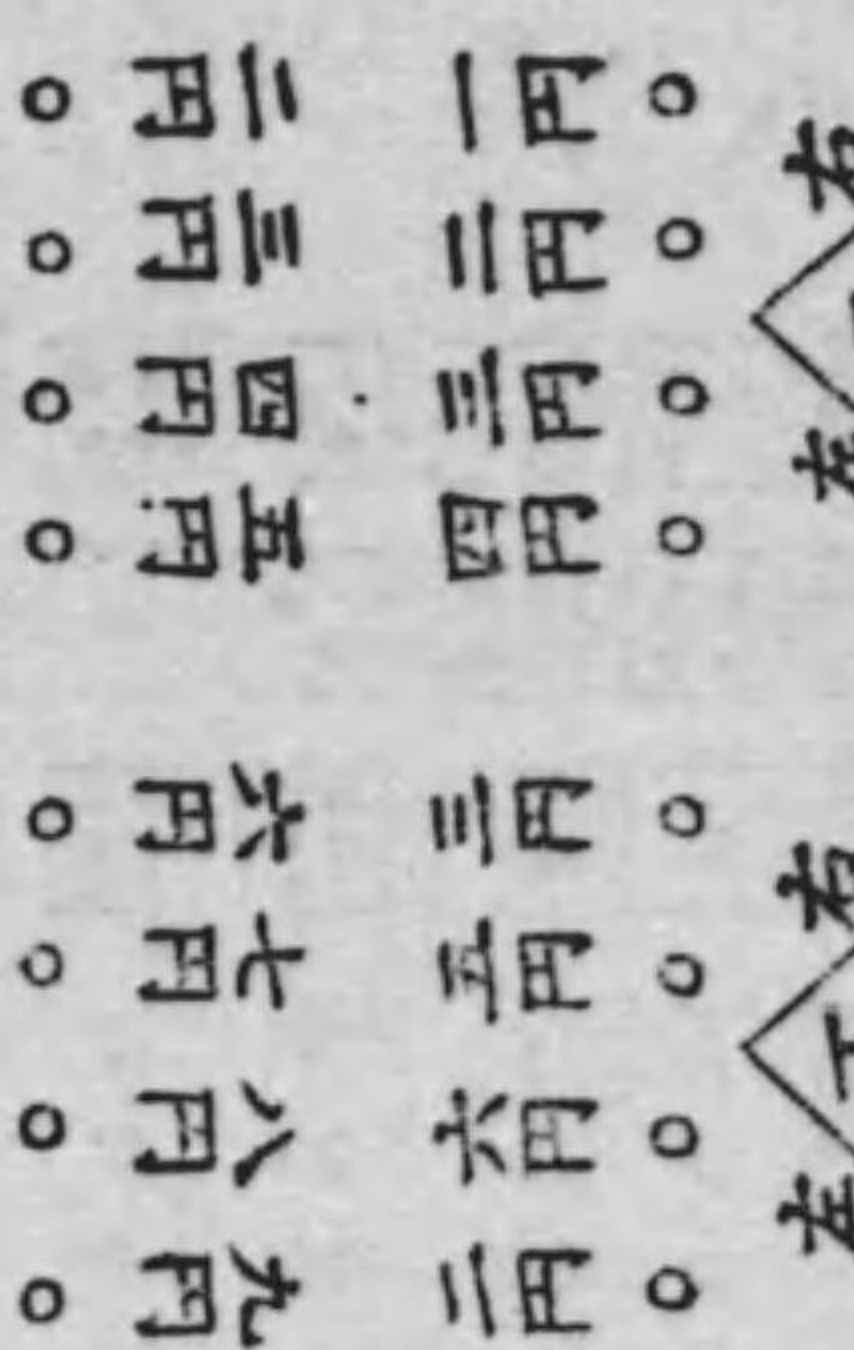
賭客は自分の前に四個の基石を並べ其各個に夫々金を賭けるのである、而して左から數へ左端は三個の出目の合計數が五、十、十五となつたとき其次は四、九、十四となつた時其次は三、八、十三、十八となつたとき右端は七、十二、十七、となつたとき胴親から、夫々賭金を付けて貰ひ三個の骨子の出目の合計數が六、十一、十六となつたときは四個の基石に賭けた賭金全部を親に取られると云ふ方



法で勝負を決するのである。而して左端は十を以て代表し其次は四、九を以て代表し、其次は八を以て代表し右端は七を以て代表し簡單に左から十四九、八七と數へるのである。





十四九の名は蓋し之に由來するのである(第六圖参照)而して親の掻き目である六、十一、十六を「ヨイド」と云ふのである。

此賭博には笑の場合が二つある即ち四、五、一(シグイチ)と四、三、一(シリピン)の出た場合には勝負なしとなるのである。

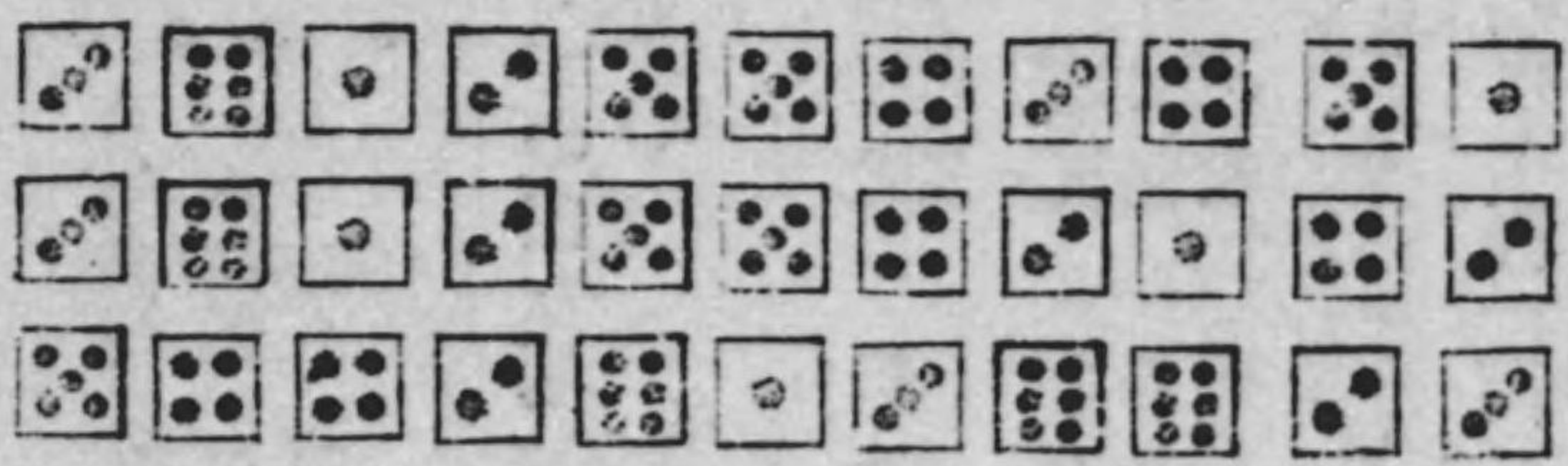


以上の勝負を例を以て説明せんに甲乙丙丁が第七圖の如く金を張つた場合に  と出れば合計十であるから親は甲に二圓、乙に六圓、丙に四圓、丁に二圓を支拂はねばならぬ、何となれば甲乙丙丁は十の場所に以上の金額を賭けて居るからである。而して其他の賭錢は賭客各自に戻るのである若し  と出れば親は甲に

三圓乙に七圓、丙に三圓、丁に六圓を支拂はねばならぬ、何となれば甲乙丙丁は八の場所に夫々以上の金額を賭けて居るからである又  と出れば八の場所に甲は四圓、乙は八圓、丙は二圓、丁は五圓を賭けて居るに拘はらず笑であるから、親は以上の金額を支拂ふに及ばぬのである、若し又  と出れば合計六で「ヨイド」であるから甲乙丙丁の賭金全部は親の所得となり、合計七十圓

の利得をすることになる今左に「ヨイ」十、四九、八、七の目の出来る總ての場合を列記して見やうと思ふ。

第一「ヨイ」の出来る場合(六、十一、十六)

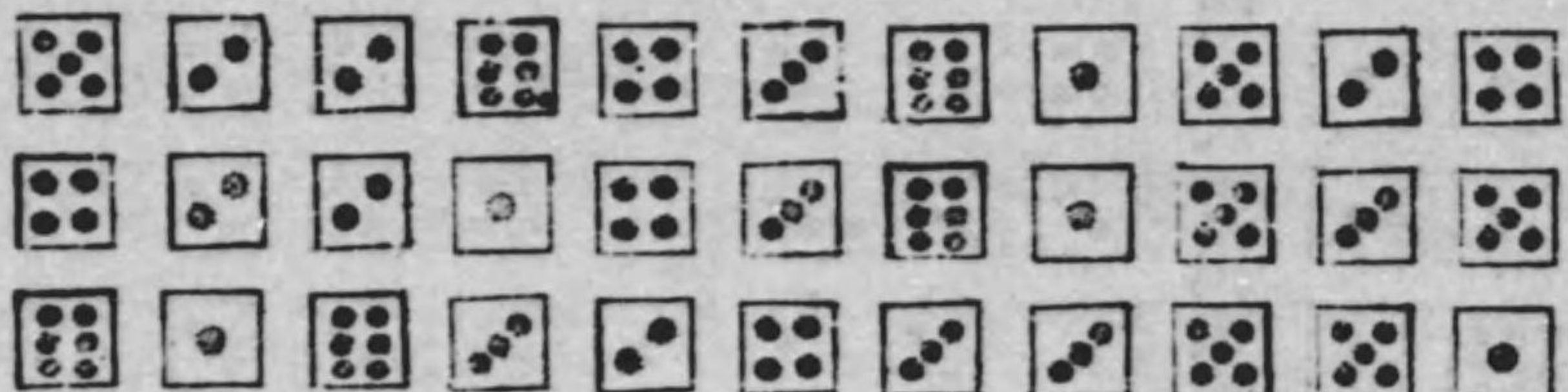


グシニ、と讀む。
シツチロク、と讀む。
サンニロク。
シシケン。
五ゾロのビン、天下第一のヨイとも云ふ。
五ゾロのロク。
二ゾロのドツバ。
ビンピンシ。
六ゾロのシ、藍の縞屋と洒落れ。
三ゾロの五、又はサ、ゴのヨイ。

賭徒仲間で此等の「ヨイ」に付「藍の縞屋か、サ、ゴのヨイか偶にやグシニを振らせたい」等と云ふ俗語が流行するのである。グシニのヨイはヨイとの中で最も悪いヨイであると云ふて擔ぐのであるか

ら偶に「グシニ」を出させたいと云ふことを意味するのである。

第二、十の出来る場合(五、十、十五)



シグイチ、笑。
ニタンゴ。
五ゾロのトツバ、梅バチと洒落れ。
ビンピンの三。
六ゾロのサン。
三ゾロのシ、又はサ、シ。
四ゾロの二。
六一サン。
二ゾロのロク。
二ゾロのビン。
グシロク。

第三、四九の出来る場合(四、九、十四)



ビンピンの二。

イチニロク、ウドンヤと洒落る。	サンゴロク。	五ゾロのシ。	三ゾロのトツバ、三羽鳥と洒落る。	ロクロクの二。	シシロク。	シシビン。	二ゾロの五、荷車の四九と云ふ。	二サンシ、岡崎の四九と云ふ。	五サンビン。																										

第四、八の出来る場合(三、八、十三、十八)

ビンゾロトツバ。	ビンゾロのロク。	ロクゾロのビン。	ロクゾロのトツバ。												

第五、七の出来る場合(七、十二、十七)

イチニカガ。	サ、ニ、七タノ八と云ふ。	二ゾロのビン。	ゴロニの八。	シンービン、笑。	シンーロク。	五ゾロのサン。	シシゴヤの八。	イチニシ。	ニシロク。	シソグ。	ロンロンゴ又はロクゾロのゴロ。	ピンゾロノ五。	ゴロゴロのニ、ゴロ付キビリと云ふ。																						

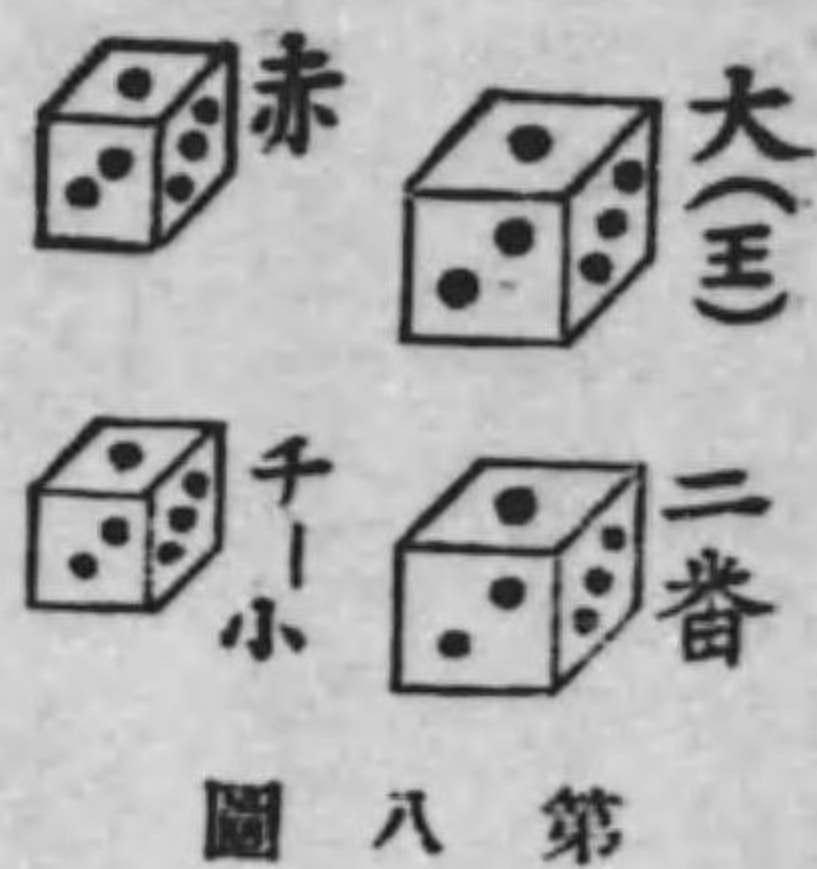


賭者が賭金を見合はせ、一時休憩する場合には、右の四個の基石の上に紙を冠せ置くのが普通である時には「チイツバ」の場合の如く、目安に置いた基石と異りたる色の基石を、目安に並べて置いた基石より手前に置くこともある。孰れにせよ中盆が其れを見て、其者が休止したことを知るのである。寺銭は胴親から出すので、其割合は胴潰れるとき六分、胴立ちの時更に六分出すのである。

第四節 骨子四個を使用する賭博

骨子四個を使用する賭博は「チイツバ」丈けである。此賭博も胴親と賭客とが勝負を決するもので加入者の數に制限はないのである。

「チイツバ」には壺一一個盆莖、黒基石一個、白基石三個（又は黒基石三個白基石一個）の外に上圖の



大小四個の骨子が必要である。其最大なるものは大又は王と呼び之に次ぐを二番又は煙りと云ひ（黄色に煙らせてある所から此名がある）大きさに於て二番に次ぎ、其目の赤色なるものを赤と云ひ、最小なるものを小（チー）と呼ぶのである。「チイツバ」には斯の如き獨特なる骨子があるのであるから、證據を一瞥すれば其賭博が「チイツバ」なることを看取するに容易なのである。

此賭博は其方法が極めて複雑で賭博常習者中の常習者でなければ中々やることが出来ぬのであるが元々「ヨイド」から發達したのであるから「ヨイド」のことがよく呑込めて居れば自然に「チイツバ」の方も呑込める筈である。

此賭博は丁半、天賽の如く古き歴史を有するものでなく、明治以前には無かつたと云ふことである。蓋し「ヨイド」に在つてはよい（六、十一、十六）の目が出たときは賭客の賭金は一度に胴親に沒收せられ勝負が簡單に付き興味が薄いと云ふ處から明治十四、五年頃八王子の博徒親分兼と云ふ者が工夫して此「チイツバ」を編み出したと云ふことである。

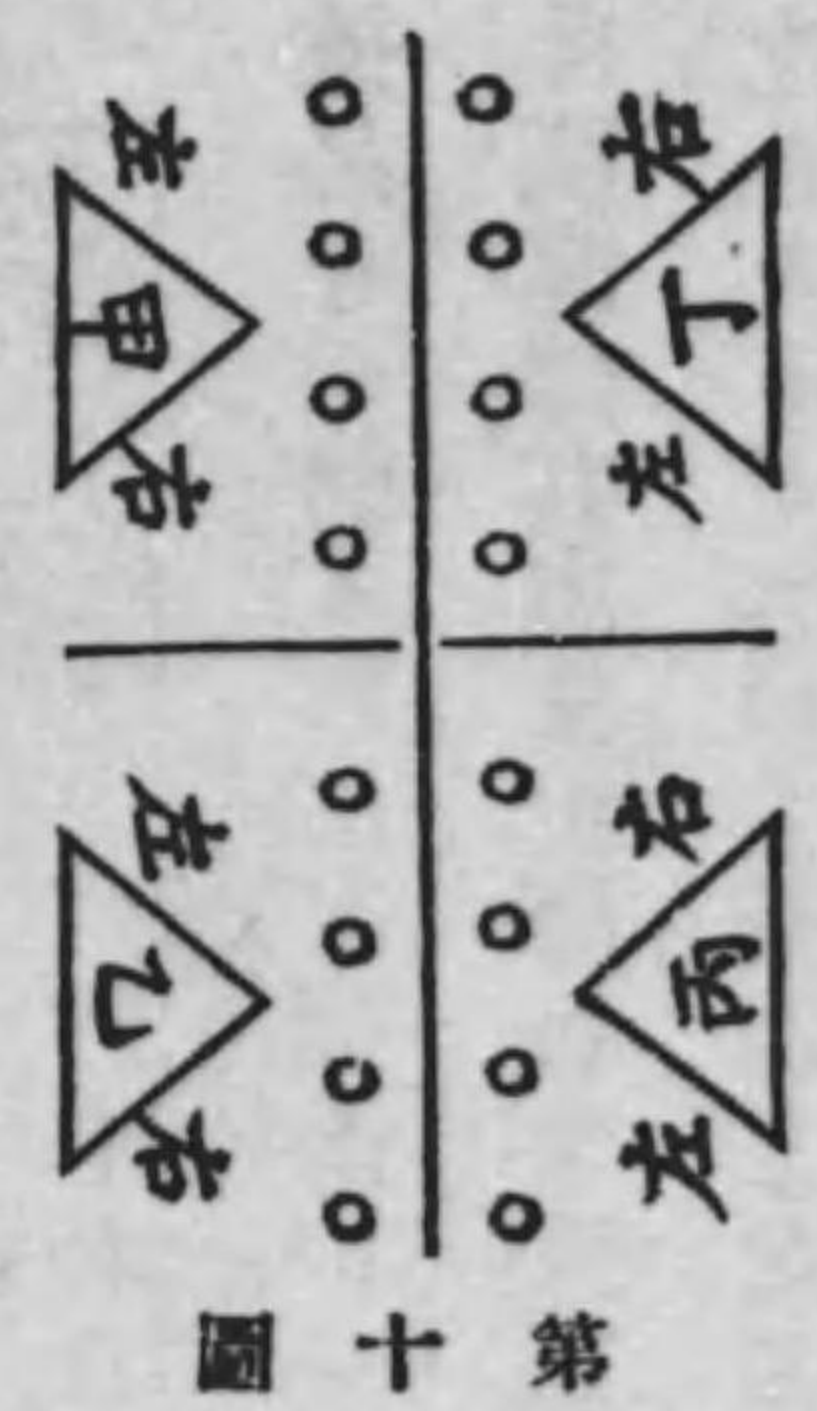
賭者は各自其所持せる四個の基石を自分の前に一列に並べ其總てに其欲する金額を賭するのである。其最左端は「ヨイド」の如く十、五、十、十五）を代表すると同時に四個の骨子中の大の場所に當り其次位は四、九を代表すると同時に二番の骨子の場所に當り其次位は八（三、八、十三）を代表すると

同時に赤の骨子の場所に當り右端は七（七、十二、十七）を代表すると同時に小の骨子の場所に當るのである。これを記憶に便する爲め左から數へて大、十、二、四、九、赤八、小七と讀むのである。（第九圖参照）。



「チイツバ」は四個の骨子を振つて其中の一個を除き、残三個の出目の合計數に依り「ヨイド」の（計算法）に依つて勝負を決するのである。而して四個の基石中の一個（黒又は白）を以て其孰れの骨子を除くべきかの目安にするのである。

例へば第十圖の場合に於て四個の骨子を振つた結果出目が [大] [二番] [赤] [小] となつたと假定すれば甲は大の處に黒基石を置いたのであるから大の骨子を除き [大] [二番] [赤] [小] の合計數に



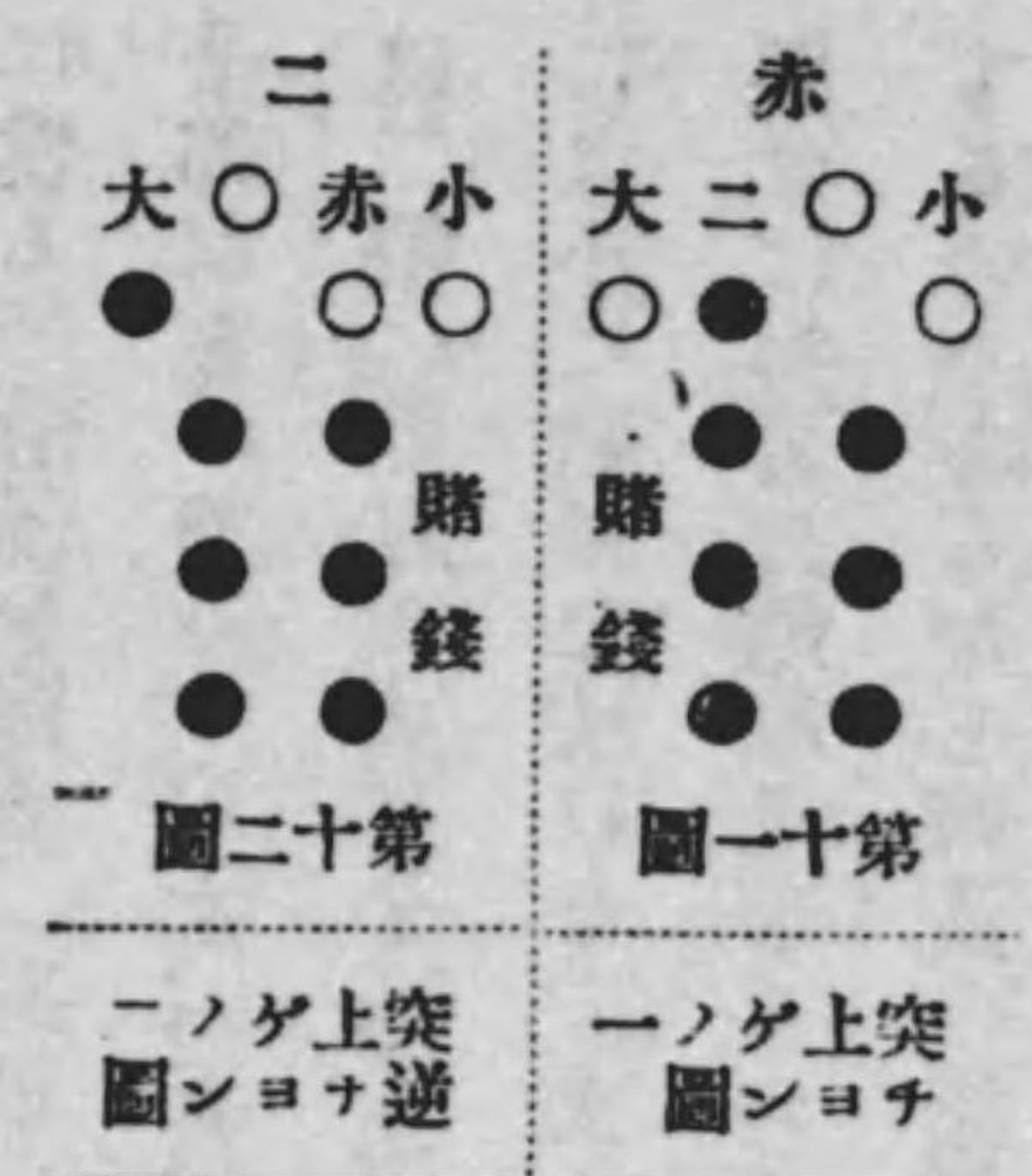
依り勝負を定むべく、乙は二番に目安を置いたのであるから、二番を除き [大] [赤] [小] の合計數に依り勝負を定むべく丙は赤に目安を置いたのであるから赤を除き [大] [二番] [大] [二番] [小] の合計數に依り勝負を決すべく丁は小に目安を置いたのであるから小を除き [大] [二番] [赤] の合計數に依り勝負を定むるので其（計算法）は曩に「ヨイド」の節で述べた通りである。

賭金をする形式には二様あるが、要するに四個の場所の總てに金を賭けることは同一である。親の目

たるよいと笑ひの目が出ぬ限り四個の場所の孰れかに必ず當るのであるから四ヶ所に賭けることになるのである。

第一、普通の形式 は各基石に任意に金を賭けるのであるが、黒人筋は下に述ぶるが如く、突上げの方法に依るのである。

第二、突上げ は四個の基石中の一個を圖の如く突き出して、其手前に賭金を固めて置く方法である。即ち他の三ヶ所には賭金を置かずして賭金した計算にするのである。



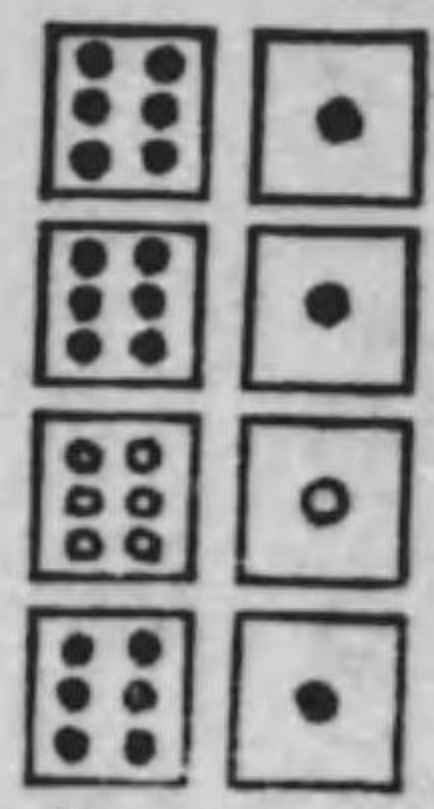
突上げには「チョン」と「逆チョン」との二種がある。赤に當る基石を突上げるのを「チョン」と謂ひ二番を突上げるのを「逆チョン」と謂ふのである。大に當る基石や、小に當る基石を突上げることはないのである。

合に於て賭金が六圓だとすれば、大と赤とに一圓宛、二番と小とに二圓宛賭けたことになるのである。第十一圖の場合には二番と小とに六分の一、大と赤とに三分の一宛賭けたことになるのである。第十二圖の場合に於て賭金が六圓だとすれば、二番と小とに一圓宛大と赤とに二圓宛賭けたことになる。要する

に突上げた基石と其一つ置いて左か右の基石には六分の一、其他には三分の一賭けた計算になると、記憶すればよいのである。

勝負の計算は囊にも述べた通り「ヨイド」の計算法に依るのである。即ち四個の出目の中目安の基石に當る。骨子を除き、其他の合計數に依り「ヨイ」の場合には(六、十一、十六) 胴親が賭客の金を全部取るのであるが十、(五、十、十五)の場合には大に賭けた丈けを四九の(四、九、十四)場合には二番に賭けた丈けを八(三、八、十三)の場合には赤に賭けた丈けを七(七、十二、十七)の場合には小に賭けた丈けを、夫々胴親から賭客に支拂はねばならぬ。此計算は「ヨイド」の節の説明を参照せば容易に明瞭となるのである。只「ヨイド」と異なる處は「ヨイド」は元來三個の骨子丈けを使用するのであるから勝負の結果は總ての賭客に對し均一的に表はれる。即ち「ヨイ」になれば總ての賭客は悉く負けとなり、十の計算の出目となれば、各賭客は悉く十に賭けた分丈けを利得することになるのであるが「チイツバ」に於ては、賭者が目安の基石を以て四個の骨子中の孰れか一個を排斥する結果、勝負が個別的に表はれるのである。即ち甲に對して「ヨイ」の計算になつても乙は大に賭けた分を、丙は二番に賭けた分を、丁は赤に賭けた分を利得すると云ふ様な結果になる。右に云ふが如く「チイツバ」に於ては勝負の結果が各賭客に對し個別的に表はれるのが原則であるが左の場合には例外として均一的に表はれるのである。

一、四個の骨子の出目が



となつたときは各賭客は悉く赤に賭した分を利得す。

二、 となつたときは、胴親は總ての賭客に對し「ヨイ」となり。賭金の總てを沒收するのである。

三、 となつたときは、各賭客は悉く二番に賭けた丈を親から貰ふことになる。

四、 となつたときは、各賭客は悉く小に賭けた丈を親から貰ふことになる。

五、 となつたときは、各賭客は悉く大に賭けた丈を親から貰ふことになる。

「チイツバ」の笑は「ヨイド」と同じく四、五、一と四、三、一との二つの場合丈けである。

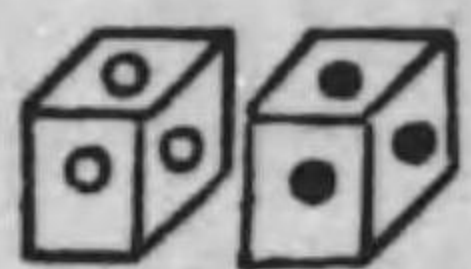
○ 賭客が勝負より脱退する際は、白基石三個を并べ黒基石一個を手前に引いて置くのである。中盆は此并べ方を見て脱退者たることを知るのである。
○ 「チイツバ」の寺錢は「ヨイド」と同様である。

第五節 骨子五個を使用する賭博

骨子五個を使用する賭博としては、僅かに天賽丈けである。天賽は胴親と賭客との勝負であつて人數

に制限がないのである。

此賭博に用ふる骨子は、他の賭博に使用するものと異り、三面には白の目一個宛の目盛を爲し、他の三面には、黒の目一個宛の目盛をしてあるものを用ふるのである（第十四圖参照）尙ほ骨子の外に盆、壺、箸一個を必要とするは丁半、チイツバ等と同じ。



圖四十第

勝負の方法は、賭客は各自其欲する處に従ひ、黒又は白に賭金し壺を振つた結果、黒目が多ければ黒に賭けた者が勝となり。胴親から賭金額に相當する金額を受け白に賭けたものは賭金を親に没收せらるゝのである。白の目が多いときは、其反對になるのである而して總黒即ち黒の目が出揃つた場合を黒の天賽と云ひ、胴親は白に賭けた者の賭金全部を没收しなから黒に賭けた賭客には金を支拂はぬのである。總白即ち白の目が出揃つた場合を白の天賽と云ひ右と反對に黒に賭けた者の賭金全部を没收しながら白に賭けた賭客には金を支拂はぬのである。これが即ち胴親の掻き目である。

此賭博は由來詐欺が行はれ易く堂々たる博徒は寧ろ之を擯斥するのである。

第六節 其他

「ケンノジ」(一名三粒)
「五層源平」
「タブサキ」

孰れも骨子及壺、箸を使用する賭博なりと聞くも未だ其方法を審かにせず。

第四章 骨牌を使用する賭博

此章に於て説明せんとする賭博は、十二支合せ（第十八節参照）を除く外總て普通の花札を使用するのであるから、冒頭に於て花札のことを説明しようと思ふ。

花札は圖の如く四枚宛同種類のもの十二組、合計四十八枚から成立つて居る。圖に記入した文字に相應する繪が書いてあるので、文字が書いてある譯でないことは勿論である。

松	梅	櫻	藤	杜若
松	梅	櫻	藤	杜若
松 赤短册	梅 赤短册	櫻 赤短册	藤 赤短册	杜若 赤短册
松 鶴	梅 鶯	櫻 幕	藤 郭公	杜若 八ッ

此十二組は一年即ち十二ヶ月に象つたもので、松は一月、梅は二月、櫻は三月、藤は四月、杜若は五月、牡丹は六月、萩は七月、山は八月、菊は九月、楓は十月、雨は十一月、桐は十二月に當るのである。此各札の價値は博戲の種類に依つて異なるのであるが、八八等の普通の場合に於ては、短册の付いて居る札十枚（松、梅、櫻、藤、杜若、牡丹、萩、菊、雨、楓）は其色の青色たると赤色たるとに論なく、五點「梅に鶯」「藤に郭公」「杜若に

牡丹	萩	山	菊	楓	雨	桐
牡丹	萩	山	菊	楓	雨 <small>赤短冊</small>	桐
牡丹 <small>青短冊</small>	萩 <small>赤短冊</small>	山雁	菊 <small>青短冊</small>	楓 <small>青短冊</small>	雨燕	桐 <small>下半部黄色モ</small>
牡丹蝶	萩猪	山月	菊盃	楓鹿	雨 <small>小野道風</small>	桐風凰

八つ橋「牡丹に蝶」「萩に猪」「山に雁」「菊に盃」「楓に鹿」「雨に燕」の九枚の札は十點「松に鶴」「櫻に幕」「山に月」「雨の小野道風」「桐に鳳凰」の五枚の札は二十點其他は總て一點に計算するのである。二十點の札は二十ものと云ひ、其中雨を除く四枚は又光りものと云ふのである。十點の札は又之を生物と云ひ、五點の札は短冊もの又は約して短と云ひ、一點の札は素もの又はすべたと云ふのである。

第一節 八十八の馬鹿花

之は普通の花札を使用し、普通の點數に依り三人にて爲す博戯である。普通の點數に依り四十八枚の點數を合算すると二百六十四點になる。之を三分すれば、八十八點となるのであるから、之を以て各自の持點とし、之に超過したる者を勝とし、之に満たざる者を敗とするのである。此の如く八十

八を標準として勝負を決する處から、八十八 名稱が出来たのである。且此博戯は本式の八十八の如く役がないのであるから、馬鹿花なる名稱が出来たのである。

此博戯の方法は、先づ三人の仲間の一人が札を各人に七枚宛配り場に八枚曝らし、殘の札は重ねて伏せて置くのであつて、其配り方は先づ三枚宛を配つた後場に三枚を曝し、次に四枚宛配り再び三枚を場に曝らすのである。各自の持札は之を手札と云ひ場に曝した札は、場札又は單に場と云ふのである。配り終つた後親が、場札中手札と合ふものがあるかどうかを見て合ふ札があれば其場札と手札とを自分の所得とし、若し合ふ札がなければ自己の欲する札を場に捨てるので、其孰れの場合にも場に伏せて重ねた札の最上部の一枚をめくるのであるが、若し場札の中其めくり、札と合ふものがあれば場札とめくり札とを自己の所得とし、合はざれば場に捨て之を以て親の爲す所は終り、次席の者が之と同一の方法を繰返し、三人に一巡すれば更に二巡し順次七巡手札も場札も盡るに至つて一段落を告げるのである。此札を合せると云ふのは同種類の札を合せるので、點數の同一なることを要するのではないのである。

一段落を告げた後各自が所得を計算し、八十八以上になつたものが達せなかつたものから、超過點數に相當する金銭を取るのである。而して三人中の二人が八十八以上を得た場合には二人共勝者であつて一人の敗者から各自賭金を取る事が出来るのである。而して一點を何錢に定むるかは當事者の隨

意であつて一點を一厘と定めたものを一厘花、二厘を二厘花、五厘を五厘花と云ふのである。此賭博は三人でやるのであるが、最初札の分配に預かるものは三人に限つたことはない。四人以上の場合には各人が札の配付を受けた後、勝算の見込みなきものは脱退し結局三人で勝負を決する様にすれば善いのである。脱退することを「落ちる」と云ふのであつて、其者の手札は他の仲間に示すことなく之を場に伏せて積み重ねてある札の上に重ねて置くのである。

第二節 八十の馬鹿花

此博戲は普通の花札を使用し、八十八の馬鹿花と同一の方法で勝負をするのであるが、得點の計算をする際、素ものを點數より除外する點丈けが八十八の馬鹿花と異なるのである。素もの二十四枚を點數から除外すれば點數の合計二百四十點である。之を三分すれば八十になるので一人の持點を八十とし之を標準とし其以上を得た者を勝とし、之に達せざる者を敗とするのである。

第三節 横濱花

横濱又は横濱花は第一節に述べた馬鹿花の方法を骨子として、之に手役、出來役等の複雑な規則を加へたもので、所謂本式の八八である。それ故普通に此博戲をも八八と云ふのである。又此博戲には吟

味なる特有の制度がある處から、吟味花と云ふこともある。此博戲の規則は非常に複雑を極めて居るから、先づ大體の説明を加へて置くに止めたいと思ふ。

此博戲を爲すには先づ其初めに於て、仲間に金錢代用の黒基石、白基石を分配する必要がある。普通黒基石十個或は十二個を、白基石一個に當るものとし白基石一個を一貫となし白基石五個、黒基石十個又は十二個を分配するのである。其白基石一個を何程の金額に代用するかは、當事者の定むるところに依るのである。此博戲は馬鹿花の如く一回毎に勝負を付くるものではなく、十回又は十二回を以て一勝負となすので、十回を以て一勝負となす場合には、黒基石十個、十二回を以て一勝負となす場合には、黒基石十二個を以て白基石一個に相當せしめるのである。右の如く一旦平均に分配を受けた後、或者が負を取り、其全部を失ひたるときは所謂「借り貫」又は「替へ貫」を爲すのである。即ち最初其借用の便宜に備ふる爲め、白基石十個宛を「借り貫石」「替へ貫石」として用意し置き親又は吟味役を取つた者が保管して居るのであつて、其請求あるときは、其石を貸付けるのである。而して借用者には借り、貫の印として普通赤達磨を交付するのである。

其次に親見を爲して仲間の順位を定めねばならぬ。其順序は花札を重ねて伏せて各自一枚宛札をめぐりたる結果月の順序に依つて決定するので第一位を親と云ひ、次を胴に、次を尾引と云ふのである。順序既に定まれば、親は第一節に述べたる方法に依り、花札を仲間に配付したる上「逃ゲ」又は「追

込」の規則に依り、人数を三人以下に制限する方法を講せねばならぬ。蓋し此博戲は曩にも云ふが如く三人又は二人ならでは、勝負を爲すことが出来ぬからである。

「逃グ」又は「落チ」とは配付を受けた手札では、勝算なしと考へた者が、一定の支出を爲して仲間から脱退することを謂ふのであつて、其支出を「逃グ料」と云ふのである。其逃げ料は絶對場、大場、小場の區別及仲間の人数により差異があるのである。

「追込」とは仲間の中親、胴二、尾引が闘牌者と定まつた場合に、此等の者が下位のものゝ手札を買収して落ちしむることを云ふので、其買収料を追込料と云ふのである。

「逃グ」及「追込」に依つて闘牌者が決定したならば各人は手役を開示せねばならぬ、手役とは初め親の配付したる手札の内に存する役札を云ふので、普通の手役と重手役の區別がある。

一、普通の手役は左の十二種である。

- 1、三本 七枚の手札中、同種類のもの三枚あるを云ふのであつて二貫役である。
- 2、赤 短冊もの二枚以上にして、他は素もの又は雨なる場合又は全部短冊ものゝみなる場合を云ふので三貫役である。
- 3、短一 短冊もの一枚にして、他は素もの又は雨なるを云ふので三貫役である。
- 4、十一 十もの一枚他は素もの又は雨なる場合で三貫役である。

5、光一又はガチャ 光りもの一枚他は素もの又は雨の場合で四貫役である。

6、三双 同種類の札二枚宛三組揃ひたる外に一枚「此札は何でも構はぬ」あるもので五貫役である。

7、空素 素のものゝみ揃ひたる場合で五貫役である。但し雨は素ものと看做するのである。

8、手品 同種類の札四枚揃つた場合で七貫役であり。残り三枚は何でも構はぬ。

9、二三本 手札七枚の中三本二組と他のもの一枚あるを云ふので六貫役である。

10、ハネケン、又はケンザン 同種類の札二枚宛二組の外に同種類の札三枚揃つた場合で八貫役である。

11、一二四 同種類のもの四枚と同種類のもの二枚と他のもの一枚ある場合で九貫役である。

12、四三 同種類のもものが四枚と三枚と揃つた場合で、手四と三本とが一度に出来た場合である二十貫で落ちたものに對しても一貫宛請求することが出来るのである。

二、重手役は普通の手役が種々に組合せられたものであつて左の三十一種である。

- 1、赤の三本 五貫役
- 2、光二三本 六貫役
- 3、短二三本 五貫役

- 4、十一三本 トイチサンボン 五貫役
- 5、空素三本 カラスサンボン 七貫役
- 6、赤の三双 アカノミツタ 八貫役
- 7、十一三双 トイチツタミツタ 八貫役
- 8、短一三双 ダンイチツタミツタ 八貫役
- 9、光三双 ヒカリクツタミツタ 九貫役
- 10、赤二三本 アカフタサンボン 九貫役
- 11、赤の手四 アカノテシ 十貫役
- 12、空素三双 カラスツタミツタ 十貫役
- 13、十一手四 トイチテシ 十貫役
- 14、短一手四 ダンイチテシ 十貫役
- 15、光手四 ヒカリテシ 十一貫役
- 16、赤のハネケン アカノハネケン 十一貫役
- 17、空素手四 カラステシ 十二貫役
- 18、短一ハネケン ダンイチハネケン 十一貫役

- 19、十一ハネケン トイチハネケン 十一貫役
- 20、空素二三本 カラスフタサンボン 十一貫役
- 21、光ハネケン ヒカリハネケン 十二貫役
- 22、赤の一二四 アカノイチニシ 十二貫役
- 23、短一二四 ダンイチイチニシ 十二貫役
- 24、空素ハネケン カラスハネケン 十二貫役
- 25、十一一二四 トイチイチニシ 十二貫役
- 26、光一二四 ヒカリイチニシ 十三貫役
- 27、空素一二四 カラスイチニシ 十四貫役
- 28、短一四三 ダンイチシソウ 二十三貫役
- 29、光四三 ヒカリシソウ 二十四貫役
- 30、十一四三 トイチシソウ 二十三貫役
- 31、空素四三 カラスシソウ 二十五貫役

次に闘牌に着手し其間に出来たる役札を出来役と云ふのである。出来役は左の十五種である。

1、四光 松、櫻、山、桐の光りもの四枚を揃へたもので十二貫役である。

第四章 骨牌を使用する賭博

- 2、五光又は雨入四光、四光の外に雨の二十ものを揃へたもので十三貫役である。
- 3、裏菅原、松、梅、櫻の短冊ものを揃へたるもので七貫役である。一名赤短と云ふ。
- 4、青短 牡丹、菊、楓の短冊ものを揃へたるもので七貫役である。
- 5、青裏 裏菅原と青短と一度に出来た場合で十四貫役である。
- 6、青四光 四光と青短と一度に出来た場合で十九貫役である。
- 7、裏四光 四光と裏菅原と一度に出来た場合で十九貫役である。
- 8、青裏四光 四光と青裏と出来た場合で二十六貫役である。
- 9、素十六 取りたる札の總數中素のもの十六枚ありし場合で十二貫役である。
- 10、素十七 取りたる札の總數中素のもの十七枚ありし場合で十三貫役である。
- 11、素十八 十四貫役である。
- 12、素十九 十五貫役。
- 13、素二十以上、素もの二十枚以上は二十貫役である。
- 14、總一杯 三人にて勝負せし場合に孰れも點數は八十八點を得るのを云ふので親のみの敗である。十貫役である。
- 15、ニタ八十八 八十八點を差引き尙ほ八十八點あるときは十二貫役で其以上一點を加ふる毎に一

貫を加ふるのである。

因に言ふ手役、出来役の價格は地方に依り又當事者の協定に依り區々である。必ずしも右の標準にのみ依るのではないのである。

出来役の出来た場合に其者が「ヨロシイ」を宣言すれば一勝負付くのであるが「ヨロシイ」を宣言すると否とは其者の自由である。但し出来役を作りたる者が「ヨロシイ」の宣言を爲さざる間に他に出来役を作りたるものありて其者が「ヨロシイ」を宣言すれば曩の出来役は一貫の減額を受ける不利益があるのである。

「ヨロシイ」の場合には出来役と手役との計算を爲して勝負を決するのであるが、最後迄勝負をやつた場合には八十八で切つて計算を付け、目勝の者が目勝に相當する丈の額と逃げを取得したる上手役の計算を付けるのである。右の方法に依つて一回宛計算を付け、十回又は十二回にて一段落を付け、一番勝つた者が吟味役となり、吟味勘定を爲すのである。吟味役は最初各闘牌者に分與して貫數を利得し、尙ほ其他に一回毎に切つて置いた石(合計一貫)をも取得する利益がある。

第四節 イチニニサン

此博戲は馬鹿花と殆んど同様であつて、異なるところは只出来役のある點丈けである。此博戲の出来役

は四光、青短、裏菅原の三種に過ぎぬ。出来役の出来たときは「ヨロシイ」となり、勝負は終結し四光のときは他の二人より三錢宛、青短、裏菅原のときは他の二人より二錢宛を取り、出来役が出来ずして目勝を爲したる者は他の二人より一錢宛を取るの、一二三の名稱が出来たのである。

第五節 二四六

此博戯にも一二三同様三種の出来役があるのであるが、決して「ヨロシイ」を以て終結せず、常に最後迄闘牌を爲し、最後に八十八點以上取つたもの（二人のこともあり）が敗者から二錢を貰ふのである。若し四光が出来れば此外に四錢を貰ふことが出来、青短、裏菅原のときは二錢を貰ふことが出来るので、結局勝負は二錢、四錢、六錢の範囲を出でぬから二四六の名が出たのである。

第六節 千六十

此博戯を前橋花とも云ふので、光りもの及二十ものを二十點、十ものを十點、短冊ものを五點、素のものを十點と計算し、四十八枚合計四百八十點を分ち、親百五十點、胴に百六十點、尾引百七十點を以て勝負の標準として、其れ以上の目勝を爲したるものを勝者とするのである。

第七節 六短及七短

之も普通の花札を使用し二人とする博戯で、賭者同志が勝負を決するのである。六短をやつた被告人が「サシ」でやつたと云ふのは二人でやつたと云ふ意味なのである。八八と同一の方法で、勝負を爲し最先に短六枚（六短の場合）若くは七枚（七短の場合）を獲得したものが勝となるので、短を揃へざるときは八八の計算に依り得點の高きものを以て勝とするので、之を目勝と謂ふのである。目勝六短とか七短とか云ふのは之に由来するのである。

短の札は松、梅、櫻、藤、アヤマ、牡丹、萩、菊、楓、雨の十枚の外に雨の二十もの、雨の十もの、雨の素をも短と看做すのであるから、合計十三枚の短がある譯であるが、場札を取り盡す迄やるのではなく、持札の終るまで打切るものであるから、中々短が七枚も六枚も揃はぬのである。況んや七短揃へるのは容易でない處から、七短はあまり歓迎せられず、専ら六短が行はれるのである。

勝負の高は、普通短が揃へば三錢、目勝ち二錢とするか、又は短が揃つて五錢、目勝ち三錢であつて前者を「ニコ三」でやつたと云ひ後者を「三五」でやつたと謂ふのである。

寺銭は短を揃へて勝つた方から取るので五錢のときは五厘、三錢のときは二厘が普通である。

六短に於て揃ふべき短は赤短と青短とで六枚揃へなければならぬとする遣り方もあるが、之れは中々

困難であるから、現今は普通右に述べた通り如何なる短でも構はぬとしてやる事が流行するやうである。

又目勝ちの計算に付ても、八八の計算に依るものと、スダオシの計算に依るものとの二種類がある。これも當事者の契約次第でどちらでなければならぬと云ふ法則はないのである。

第八節 三六九又は馬鹿七短

七短に因みて馬鹿七短と云ふのがある。三人にて八八の方法にて勝負を爲し、四光が出来たらば九錢七短が出来たらば六錢、青短、赤短が出来たらば三錢宛他の二人より徴收し、右の役が出来ぬときは目勝にて勝負を定め、其計算は八八の計算法に依るのである。役の出来た場合の勝負が三錢、六錢、九錢を出でぬところから三六九サンロククの名があるのである。

第九節 八

八と云ふのは普通の花札を使用し、二人でやる博戯である。其方法は八八の場合と同じやうに、各人に七枚宛配り、場に六枚曝らし、其殘全部を重ねて伏せ、先づ親から札を合せて取り、手札七枚を使用し盡したところで鬮牌をやめるのであるから、常に場に重ねた札は十四枚使用されずに殘る譯であ

る。其札の合せ方は普通の花札を使用する、總ての他の賭博と異りて居る。普通八八、素倒等では松と松、梅と梅と云ふ様に同種類の札を合せて取るのであるが、八に於ては札が同種類であると否とに不拘月數を合せて三、八、十三、十八、二十三(五の差級數になつて居る)になるやうに取るのである。例へば手に松があれば、場に在る梅の札を取つて三にするか、萩と合せて八とするか雨の札と合せて十三にするのである。場に重ねた札をめくり、場に曝した札と合せる場合も同様であつて、而して多くの場合には異種類の札を合せるのであるが、四月の藤と藤とを合せて八となし、又九月の菊と菊とを合せて十八とする場合に限り同種類の札を合せることになるのである。此博戯には手役はないのであるが、左の如き出来役がある。

- | | | | | |
|--------|---|-------|-----------------------------|-------|
| 一、霧 | 島 | 雨の二十物 | 桐の二十物 | 藤の生物 |
| 二、短の霧 | 島 | 雨の短冊 | 桐の素 <small>(下半分黄色の)</small> | 藤の短冊 |
| 三、御老 | 中 | 楓の生物 | 杜若の生物 | 牡丹の生物 |
| 四、短の御老 | 中 | 楓の短冊 | 杜若の短冊 | 牡丹の短冊 |
| 五、五 | 四 | 六 | 杜若の生物 | 藤の生物 |
| 六、短の五四 | 六 | 六 | 杜若の短冊 | 藤の短冊 |
| 七、七 | 五 | 三 | 萩の生物 | 杜若の生物 |
| | | | | 櫻の二十物 |

八、短の七五三	萩の短冊	杜若の短冊	櫻の短冊
九、熊野サン	菊の生物	雨の二十物	櫻の二十物
十、短の熊野サン	菊の短冊	雨の短冊	梅の短冊
十一、八島	山の二十物	藤の生物	雨の二十物
十二、短の八島	山の生物	藤の短冊	雨の短冊
十三、中ゾ	山の二十物	菊の生物	萩の生物
十四、短の中ゾ	山の生物	菊の短冊	萩の短冊
十五、十七	萩の短冊	山の生物	楓の短冊
十六、一三	松の二十物	梅の生物	櫻の二十物
十七、短の一三	松の短冊	梅の短冊	櫻の短冊
十八、デ	雨の二十物	梅の生物	桐の二十物
十九、短のデン	雨の短冊	梅の短冊	桐の素 <small>(下部の黄色のもの)</small>
二十、三五	杜若の生物	牡丹の生物	櫻の二十物
二十一、短の三五	杜若の短冊	牡丹の短冊	櫻の短冊

出来役の作り方は、第十一節のケコロの場合と同じく、一個の役を構成した札は又他の役に流用する

ここが出来るのである。此點に付き第十一節を参照すべし。

役の價値は、短の役は二十點で其他は總て十點である。各札の價値も八人、素倒等と異り素もの、生物、二十物を十點に數へ短冊ものを一點に數へるのである。一勝負の終つた後出来役の出来具合に依り札の取り遣りをしたる後、右の計算に依つて計算を付け勝負を定めるのであるが、一回の勝負で賭金の受授を決するのではない。尤も素ものは全然計算から除外することもあるそうである。

賭金は當事者各自が同一額を醸出し置きて、其得衷を決するのであつて、八八の如く勝負の數に依つて取得額を定めるのではない。當初より得衷すべき額が決定して居るのである。而して右に述べた方法に依つて勝負した後、二回續けて二十點以上勝を得たものが賭金を取得するのである。それ故最初十點勝ち、次に三十點勝てば合計四十點勝らることとなり。二十點二度、勝つたと同じ計算になるも此場合には未だ勝とならぬのである。

第十節 素倒

普通の花歌留多を使用し、八八の方法に依り勝負を決する博戯である。八八と異なる處は各札の價値である。即ち素倒にありては八八で二十點に計算する。松、櫻、月、桐、雨の二十ものは五點に、十點に計算する梅、藤、あやめ、牡丹、萩、山菊、紅葉、雨の生物(十點もの)は五點に、短冊ものは總

て一點に、一點に計算する素ものは總て十點に計算するのである。此一點ものは以前には八點に數へたものであるが、現今は總て十點に數へるのである。

素例にも手役と出來役の二通りがある。手役は左に掲ぐるもので、最初自分の前に出して相手方に示して置くのである。

一、三双 二十點

二、三本 十點

三、手四 三十點

此手四と云ふ役は所謂「胴にのナサケ」と稱するものであつて、第二番目の者のみの手役である。第一番が親で第三番目は尾引と云ふことは敢て説明する迄もないことである。

四、短三枚 十點

此短冊は、如何なる札でも差支なく、敢て青短又は赤短たることを要せぬのである。此短三枚の手役に付ても胴二に「ナサケ」なるものがある。それは雨の札を丹に代用する特權である。胴二に之等の特權のあるのは胴二は最も不利益な地位であるから、親と尾引とに對し公平を保たしめんどの趣旨に外ならぬのである。

出來役は左の通りである。

一、月「ボーズ」 四枚

此出來役は親、胴二、尾引たることを問はぬのである。

二、雨 四枚 二十點

此れは尾引丈けの出來役である。

八八の方法に依り一番を濟ました後、以上の計算に依り最高點を得たものが勝となるのである。而して親は素もの七枚、胴二は八枚、尾引は九枚を除き其上三十點を切つて最高點を得たものが勝となる換言すれば親は一束(百)胴二は一束十、尾引は一束二十に切るのである。

素例は必ず一番々に勝負が付くのであるから「スダオシ」は致しましたが、十二回致しませぬから未だ勝負は付きませぬ」などと云ふ被告人の答辯に耳を傾けてはならぬ。

第十一節 ケココ

二人で勝負を争ふ博戲で、各人に八枚宛蒔き尙ほ場にも八枚蒔きスダオシの計算法に依つて計算し早く九十點丈け餘計に取りたる者が勝となるので、一回で勝負が定まると限らぬ。相手方に對し九十點餘計になるまでは何回でもやるのである。各札の價值はスダオシと同様であるが、スダオシと役が異なるのである。

ケコロには素倒の如く手役はなく、單に出來役がある丈けである。而して其出來役は同名のものに生
物で出來るのと、短で出來るのとの二通りづゝあるのである。

- 一、霧 島 梅の生物、藤の生物、桐の二十もの、み三枚揃ひたるもの。
- 二、短の霧 島 梅の短、藤の短、桐の短(半分黄色のもの)の三枚揃ひたるもの。
桐には短がないのであるが、ケコロに於ては札の下部を黄色に塗つた素ものを短と看做すので
ある。

- 三、グンダリ 梅の生物、桐の二十、楓の生物。
- 四、短のグンダリ 黄桐、藤の短、梅の短。
- 五、御老中(五、六、十) 楓の生物、杜若の生物、牡丹の生物。
- 六、短の御老中 楓の短、杜若の短、牡丹の短。
- 七、三^サ五^ゴ六^ロ 杜若の生物、牡丹の生物、櫻の二十。
- 八、短の三五六 杜若の短、牡丹の短、櫻の短。
- 九、五 四 六 杜若の生物、藤の生物、牡丹の生物。
- 十、短の五四六 杜若の短、藤の短、牡丹の短。
- 十一、七 五 三 萩の生物、杜若の生物、櫻の二十。

- 十二、短の七五三 萩の短、杜若の短、櫻の短。
- 十三、熊野サン 雨の生物、櫻の二十、菊の生物。
- 十四、短の熊野サン 雨の短、櫻の短、菊の短。
- 十五、八 島 月の二十、雨の二十、藤の生物。
- 十六、短の八 島 月の生物、梅の短、藤の短、月の生物を短に代用す。
- 十七、中 ズ 一 月の二十、菊の生物、萩の生物。
- 十八、短の中ズ 一 月の生物、萩の短、菊の短。
- 十九、四^シ七^シ八^チ 萩の短、月の生物、藤の短。
- 二十、十^ジ七^シ八^チ 萩の短、月の生物、楓の短。
- 二十一、海 老 楓の生物、雨の生物、松の二十。
- 二十二、短の海 老 雨の短、松の短、楓の短。
- 二十三、下^シ三^{サン} 櫻の二十、雨の生物、松の二十。
- 二十四、短の下三 櫻の短、雨の短、松の短。
- 二十五、出 雨 雨の二十、萩の生物、月の二十。
- 二十六、短の出 雨 雨の短、月の生物、萩の短。

茲で役の作り方に付き一言して置くが、一個の役を構成した札は又他の役に流用することが出来るのである。例を擧げて云へば、藤の生物、梅の生物、桐の二十を揃へたものは霧島と稱する一個の役を作つたことになるのであるが、其人が其上に尙ほ紅葉の生物を取つたとすれば、一方霧島と云ふ役があるに拘はらず、其役を構成した梅の生物桐の二十をグンダリと云ふ役に流用し、其紅葉の生物を加へグンダリの役をも作つたことになる。又此人が更に月の二十ものを取つたとすれば、霧島グンダリと云ふ役を構成した。梅の生物、藤の生物に其月の二十物を加へ、八島と稱する役が出来るのである之を換言すれば、藤の生物、梅の生物、桐の二十、紅葉の生物の四枚を揃へれば、霧島グンダリと云ふ役になり。藤の生物、梅の生物、桐の二十物、紅葉の生物、月の二十の五枚を揃へれば、霧島グンダリ八島と云ふ役が出来たことになるのである。以下推して知るべし。

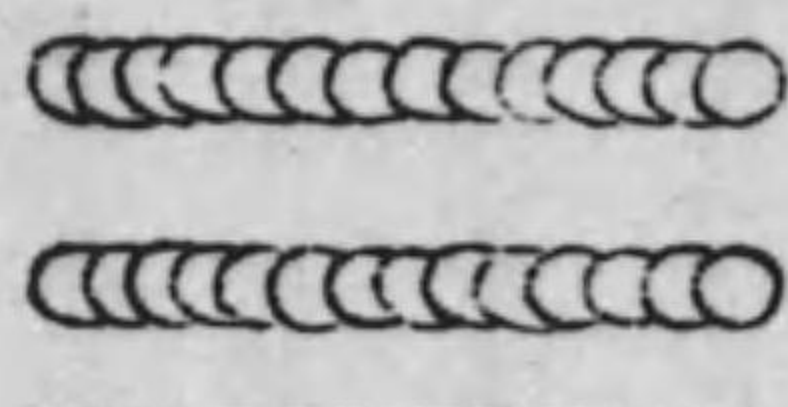
勝負の方法は二人に八枚宛分け、場に八枚を晒し、残り札を場に伏せ八八の方法で札を合せ、各人の手に在る札を使用し切つた時に中止するのである。そうすると場に伏せた札が八枚残る勘定になるのであるから、逆に云へば場に伏せた札が八枚になるまで競技を繼續することになるのである。而して前に掲げた役は三十點に數へ、且スダオシの計算に依り得點を數へ、一方が相手方より九十點超過したる者を勝とし、それまで何回でも繰返してやるのである。尤も役一つは三十點であるから、一競技済まぬ中に相手方より三個餘計に役を作れば一回の終了を待つ迄もなく勝負が結着するのである。右

の方法に依つて定まつた勝者が各當事者の醸出した賭金全部を取得するのである。而して其醸出すべき金額は對當額であらねばならぬのである。

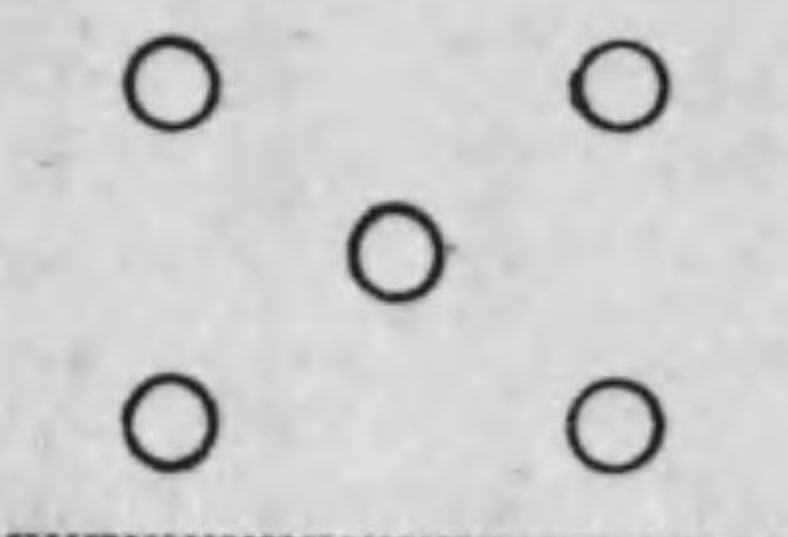
出來役は前に掲げた通り澤山ある故、役が非常に作りよさそうに見えるが、互に相手方の役の出來ぬやうに妨害するので中々役を作り悪いと云ふことである。

一回の競技で勝負が付いた場合には問題を生ぜぬが、勝負が付く迄に二回も三回も繰返す場合には毎回の勝負の結果を明らかにする必要がある。其勝負の結果は紙にでも書いて置いてもよいのであるが普通に目錢と云ふものを使用して計算を明にするのである。

目錢に使ふのは重に銅貨であつて、其銅貨の並べ方に依つて數が判るのである。第十五圖の如く幾多の銅貨を横に二列に並べたのは二十を示し、第十六圖の如く銅貨を五箇所に配置したのは五十を示し、三十を示す爲めには數個の銅貨を一積み積み上げて置くのである。其れ故數個の銅貨を積み上げたものを三個作つた者が勝となるのである。其端數は十位を示す。銅貨の一端に其數丈けを置けばよいのである。



第五十圖



第六十圖

此目錢は碁石又は花札を代用することもある。ケコロには賭金外に目錢に使用する金銭もあるのであるから、賭博の現場に比較的多數の金銭が散亂して居ることがあるのである。

第十二節 追丁株

六四

追丁カブは胴親と賭客とが勝負を決するもので、加入者の數は無制限である。

此賭博には、元來カブ歌留多と稱し、衣類の縞の様な模様が付いた固有の骨牌が必要なのであるが、現今では普通の花札と雨と桐とを除き、殘四十枚を使用する例になつて居る。尤も此雨と桐とを除くのは關東方面のことで、關西地方では雨と桐とを入れるそうである。而して雨は一に桐は六に數へると云ふことである。

其方法としては先づ胴親が骨牌を加入者の數丈け各加入者に伏せて分配し、尙は自分の分として一枚を伏せて分配するのである。尤も餘り多人數の場合に加入者各人に分配すると、事實上勝負が出来ぬやうになるので、普通は五枚位分配するのである。分配が済むと各人が花札に賭金したる上胴親は賭者の希望に依り二枚を限度として札を與へるのである。賭者全部が札を請求せざるに至りたる後胴親自身も二枚を限度として札を取り、各人其合計數の多寡に依り勝負を定めるのである。

合計數の多寡を定めるのはつまり花札の月數の合計數に依るのであつて、合計數が十以上上つたときは十を差引いて計算するのである。即ち合計數が十五であれば五であり、三十であれば十であるのである。

勝負を定むる標準は、要するに九を最高點とし、胴親と賭者との得點を比較し同數なれば無勝負とし親の得點より超過したる者を勝とし、胴親より賭金額に相當する金を支拂ひ、親の得點に満たざる者は負となり、胴親に賭金を没せらるゝのである。而し賭者の得點が十點なるときは常に敗となり。親の得點が均しく十點なるときは雖も親に賭金を沒收せらるゝのである。

此賭博にも親の掻き目がある。それは四一と九一の二場合である。四一とは、四點の札と一點の札が揃つた場合九一とは九點の札と一點の札と揃つた場合で、其出る順序の先後には區別ないのである。茲に九點四點と云ふは、花札の價值を云ふのではなく、月數を指すのであることを忘れてはならぬ。追丁カブには一二三の數字に付き、獨特の讀方がある。一をチンケ（又はチンコロ）二をニゾー（又はニスン）三を三ズン、四を四スン、五を五スン、六を六ボー、七を七ケン、八をオイチヨ又はヤイチヨ、九をカブ、十をブタと呼ぶのである。オイチヨカブの名稱は此八と九とを讀んで作つたものである。

寺錢は胴親から取るのである。

第十三節 アトサキ

アトサキは賭者同志が勝負を爲す賭事で、加入者の數に制限がないのである。此賭博は八八又は六短

をやる際に、同時に行はれるもので、主として八八又は六短の仲間に這入らざる者が勝負を争ふに急なるが爲めになすのであるが、八八又は六短をやつて居る者と雖も、加入が出来ないのである。

八八又は六短等の場合に各人に七枚の札を配り、順序は最初四枚蒔き三枚を場に晒し、次に三枚宛を各人に蒔き、更に場札の残り三枚を場に晒すのであるが、其際最初四枚を蒔きたる後の三枚の場札を重ねたる儘伏せて場に出し之を「サキ」と名づけ、次に各人に三枚を蒔くとき場に晒すべき三枚を「サキ」と同様に重ねて場に伏せ之を「アト」と稱し、賭者は此「サキ」又は「アト」に賭金勝負を決するのである。此勝負は丁度丁半と同じく、各賭者の賭金額は均一的でなくともよいのであるが「サキ」に賭けた金の合計数は「アト」に賭けた金の合計数と必ず對當額でなければならぬ。

賭金を終りたる後、其三枚宛重なつた札をめぐり、其月數を合算し、オイチョカブの計算法に依り高點の方の側に賭けた者を勝と爲し、反對の側の賭金を奪ふのである。オイチョカブの計算により勝負を決する處から、被告人がアトサキをやつたに拘はらず、オイチョカブをやつたと申立つることがあるが、彼と是とは全く別の種類に屬するのである。

又オイチョカブの場合には、最初に雨と桐とを除いて置くが、アトサキの場合には其札は八八、六丹等に使用するので必要な札であつて、抜く譯にはゆかぬのであるから、二種類の札を無視して計算することにするのである。

寺錢は勝つた者が出すので「カブ」と「ブタ」の時に出すのである即ち「カブ」になつて勝つた場合と「相手方がブタになつて負けた場合」とに寺錢を出すのであつて一割が普通である。

第十四節 ポカ

ポカは普通は二人で、稀には三人でやる博戯であつて、賭者同志が勝負を争ふものである。

ポカには普通の花札と十數個の碁石が必要である。先づ十數個の碁石を場に出し置き、花札を六枚宛各人に分配し、一枚を場に晒し、其餘は重ねて伏せて置き親見（親見とは親を決定する方法で各人が場に伏せてある札をめぐり、數多きものを親とするのである）を爲した上親となつたものから先に始め場に晒してある札の月數に續く月數の持札を順次に場に捨て連續する札がなきに到つたときは、他の者が之に代つて連續する札を捨て、連續する札なきに至りたるときは改めて場の札を起し、之を標準として前の方法を繰返し、最先に持札を捨てきつた者を勝とし、場に出してある碁石一個（場に依つては二個取ることもある。之は後に説明する）を取得し、斯くして競技を繰返し、最先に碁石五個を取つた者を勝とし、賭金を取得するのである。普通は碁石五個を以て標準とするので、之を五文勝負と云ふのであるが、稀には三文勝負と稱し、三個を以て標準とするものもある。

右の様に碁石一個を取るのが原則であるが、之れには左の例外があつて碁石二個を取得することが出

來るのである。

第一 最初の一手で持札全部を一時に出盡した場合、例へば場の札が松で持札が梅、櫻、藤、杜若、牡丹、萩と云ふ順序に出来て居れば、最初の一手で持札全部を捨てる事が出来るのである。

第二 手役の出来た場合（但し手四を除く）

一、三双フツツキ

二、ピン三枚 松の札が三枚揃つた場合。

三、化三枚 松の短、梅の十、松の二十が揃つた場合、此等の手役の出来た場合にはそれ丈けで勝負が付き、碁石二個を取ることが出来るので、普通の場合の様に持札を捨つるの手續をする必要がないのである。

以上の方法で、碁石一個又は二個を取り、最先に合計五個を取つたものが勝となり、一勝負を付けるのが原則であるが、之れにも亦一個の例外がある「手四」の手役の出来た場合がそれに當るのであつて、即ち持札に同種類の札四枚揃つた場合には「ブタタクリ」と稱して普通の方法に依ることなく勝負の付きたるものとして賭錢全部を取得するのである。此手四の手役を加へると「ボカ」には四種の手役があることになるのである。

以上説明する通り手役の出来た場合の外は、常に月數を追ふて順次に場に捨てる方法を取らねばなら

ぬのである。即ち松（一月）、梅（二月）、櫻（三月）、藤（四月）、杜若（五月）、牡丹（六月）、萩（七月）、月（八月）、菊（九月）、紅葉（十月）、雨（十一月）、桐（十二月）（桐から松に戻る）の順序に依り連続せる限り札を場に捨てるのであるが、例外として必ずしも順序を追はなくてもよい場合がある。

第一、一二付け打ち

これは松と梅とは重ねて出してもよいと云ふことである。例へば場の札が松で持札が松、梅、櫻、藤、杜若、牡丹であつたならば、原則に依れば場の松に連続する梅から順次牡丹まで捨てる事が出来るが、松は手に残さざるを得ないのであるが、此規則により場の松に更に松を付け打ちし、順序牡丹まで捨て、全部を捨つることを得るのである。

第二、化札

松の短、松の二十、梅の十を化札と稱し、他の札の代用に供するのである。例へば場の札が牡丹で持札が萩、月、菊、松の短、雨梅の十であつた場合に、原則に依れば萩、月、菊の三枚を捨て得るに過ぎぬのであるが、松の短を紅葉に代用し、梅の十を桐に代用すれば全部順を追ふて連続することになり。全部を場に捨つることが出来るのである。

化札は以上の三枚に限る、松の一點もの、梅の短及其一點ものは化札ではないのである。

最初の一手で全部の札を場に捨て得る場合には、問題とならぬのであるが、其然らざる場合には何人が

場に伏せた札をメクルのであるかと云ふ問題を生ずるのである。最初親が場札に續けて出すべき札を持たぬ場合に、相手も亦續けて出すべき札を持たなければ親が伏せた札の最上にある一枚をメクリ之に續けて出すべき札があれば出し、なければ相手方が續けて出すべき札を出すのである。若し親が最初の札に續けて札を出し相手方が親の出した最後の札に續くべき札を持たなければ、親は場に伏せた札をメクリ、之に續けて札を出すことが出来るのである。相手方が親の出した札に續く札を場に捨てたとき親が其最後の札に續く札を持たぬときは其相手方が場に伏せた札をメクルことになるのである。

第十五節 猪鹿蝶

此賭博は親と子とが勝負を爲す種類に屬し加入者の數は無制限である。

賭具としては普通の花札を使用するので、先づ親が全部の札を四分して場に伏せて、排列し賭者をして任意に之に賭金せしめたる上、其重ねたる札を其儘開け、最も下に在りたる札の種類に依り勝負するのである。

- 一、二十ものであれば、親は其場所の賭者に對し賭金の四倍を支拂ひ。
- 二、十物であれば二倍を支拂ひ。
- 三、短物であれば賭金と同額を付け。

四、素物なれば親は其場所の賭金を沒收し。

五、猪(萩の十物)鹿(紅葉の十物)蝶(牡丹の十物)なれば親が全部の賭者より全部の賭金を沒收するのである。

賭者の賭錢には何等制限なく同一額たることも要件ではないのである。

第十六節 四ピン又は十五取り

之は普通の花札を使用し親と子とが勝負を争ふ博戯で、人數に制限はないのである。其方法は親が各賭者に一枚宛を伏せて渡し、其要求に應じ一枚宛を加へ行き、其月數を合せて十五となりしものを勝者とし、十一以上なれば何時にても手を引くことを得るのである。結局親の得點と、子の得點と比較し同點は無勝負に終り數多き方を勝とするのである。

第十七節 高目

花札二枚を伏せ置き其何れかに賭し、月數の多き方を以て勝ちとする賭事である。

第十八節 十二支合せ

十二支の各種類に四枚宛合計四十八枚の骨牌一組を使用し、二人又は三人でやるのであつて、二人の時は各二十枚宛、三人の時は各人に八枚宛を配り場には六枚を晒し、残りは場に伏せて置き、花札に於ける八八の如く札を合せて取り、全部済ました後各札に記入してある點數の合計に依り、最高點を勝とし他の者の賭金を取るのである。

第十九節 目勝馬鹿花

此博戲は其方法に於て八十八の馬鹿花と全然同様であるが、八十八の馬鹿花の如く八十八で切つて計算するやうなことをやらすに、單に得點の總數を標準として最多數を得た者一人を勝者とするのである。當事者の授受する賭金は八十八の馬鹿花の如く、勝目一つを一厘とか一錢とかに計算して算出するのではなく、得點を數に關係なく豫め當事者が協定した二錢とか、三錢とか云ふ額を授受するのである。

第二十節 十枚

此博戲は二人で遣るもので、各自に十枚宛配付し、場に十枚晒らし、普通の方法で札を合せ相手より三十點多く取つた者を勝とするのである。一回で超過數が三十點に満たざるときは其超過點數を留保

し置き、二回三回の結果を通算し、三十點に達するに至つて勝負が付くのである。點數の計算は素ものを零點として計算より除外し、短冊ものは五點十ものは十點二十物は三十點に計算するのである。

第二十一節 指込

之れは普通の花札を使用し、二人で遣る博戲である。最初花札四十八枚全部を重ねて伏せ置き各自上から三枚取り、其札は相手に對し秘して置くのである。而して各自三枚の中の一札を交換し其結果持札の總點數を調べて勝負を決するのであるが、點數はアトサキオイチヨカブの如く月數で計算し、十位を切り捨て九以下の端數を標準とし數多き方を勝とするのである。例へば甲が藤(四月)、菊(九月)紅葉(十月)で、乙が松(一月)、櫻(三月)、桐(十二月)であつたとすれば、甲の點數は三で乙の點數は六であるから乙の勝となるのである。

此博戲は「アトサキ」に類似して居るが、アトサキは他の博戲をやる爲めに場に出した札を利用するのであるが、指込は最初から此博戲のみを目的とする點が彼と異なる處である。又アトサキに於ては三枚宛の札を起して見て勝負を決する丈けのことであるが、指込に於ては持札中の一札を交換するのであつて興味が多いのである。

第二十二節 三束五十

之れは普通の花札を使用して三人でやる博戯で、札の配り方引き方は八十八と異なることがないが、点数が大に違つて居る。短冊ものは各一枚十點、十點物各一枚五十點、二十點物は各一枚百點に計算し、素ものを零點として計算から除外するのである。其れ故總點數は千五十點で百は一束であるから十束五十點である。それを三分し三束五十を各自の持點として、其以上取つた者を勝となし、其得點に應じて敗者から賭金を取るのである。例へば甲が五束取り、乙が三束二十取り、丙が二束三十取つたとすれば甲は一束五十勝ち、乙は三十負け、丙は一束二十負けたこととなるのであるから、十點を三錢と定めたとすれば甲は乙より九錢、丙より三十六錢を受取るこゝとなるのである。

第二十三節 三十ツツバリ

之は普通花札を使用し、三人でやる博戯である。札の配り方引き方は八十八と同様であるが、點數が違ふのである。素ものは零點で計算に入れず、短冊ものは一點、十點もの及び二十點物中の「松」「山」「雨」の三枚だけが各五點、二十點もの中の「櫻」「桐」の二枚は各十點に付き計算し、總點數が九十點となるので、之を三分し三十點を各自の持點とし、之を標準として勝負を決するのであるから三十點

のものは勝負なく、勝敗相ツツバルものとして三十ツツバリの名稱が出来たのである。而して三十點以上取つた者は其超過點數だけ勝となり、三十點に満たざるものは其不足點數だけ負けとなるのであるから、一點五厘の定めにて甲は五十點乙は三十五點丙は五點取つたとすれば、甲は十錢、乙は二錢五厘の勝となり、丙は十二錢五厘の負けとなるのである。

此博戯には青短、菅原の二役を入れることがある。其場合には右の計算に基き勝負の外に更に定め金額を、他より取れるのである。例へば役札を二錢と定めたとし、乙が一役を拵へたとすれば、乙は丙から二錢五厘取る、外に甲丙から更に二錢宛取り合計六錢五厘の利益をするのである。

第二十四節 三束ツツバリ

三束ツツバリは、前節三十ツツバリに於ける點數を總て十倍し、總點數九百點とし、之を三分して三百點を各自の持點として勝負する外、すべて三十ツツバリと同一である。此博戯に於て十點を五厘と定めたとときは之を十負五厘の賭博とも云ふのである。

第二十五節 讚岐メクリ

之は關西で流行する博戯で普通の花札を使用し、二人でやるのである。此博戯は「ケコロ」と同じく

各自に八枚宛配り、場に八枚を晒し其残り全部を場に伏せて置くのである。引き方は八十八と同様で相手方より四十點多く取つた者を勝とし、豫め定めた賭金を取るのである。若し一回に四十點多く取り得ざるときは、二回三回と繰り返し、其得點を通算し四十點を超過するに至れば止むのである。札の點數は非常に複雑である。

九點 菊に盃 一枚

八點 山に月 一枚

七點 萩に猪 一枚

六點 牡丹に蝶 一枚

五點 菖蒲に八ッ橋、梅に鶯、楓に鹿、桐に鳳凰、櫻に緋幕、松に鶴、藤に燕、雨に道風（以上八枚）

一點 短冊もの全部、桐の素もの、山に雁（以上十二枚）

右の總點數八十二點で以上の札の外は零點で計算に入れぬのである。

第二十六節 一束行

之は普通の花札を使用し、二人でやる博戯である。札の配り方、引方及札の點數は八十八と少も變ら

ないのであつて、相手方より早く百點を取つた者を勝とする點丈けが變つて居るのである。相手方より早く百點を取ることが勝利の要件であつて、相手方より百點餘計に取ることが要件ではないのである。相手方の方で先に九十點になつて居つても未だ百點に達せぬ中、自己の得點が百點になれば勝となるのである。此博戯は差し花で手札を打ち切れば終了するのであるから、一回で百點を取ることが困難である。其場合には二回三回を繰返し其各回數の得點を通算し、相手方より先きに百點に達すれば勝となるのである。勝負の途中で孰れか一方が百點に達すれば博戯が終了して勝者は最初醸出した賭金を取得するのであつて、賭金は必ず同一額を出すのである。

此博戯には「デツチョコ」と云ふ役がある。手に三本があつて場の一枚を取り四枚一度に揃へた場合を「デツチョコ」と云ひ、相手方より二十點を取るのである。假令初め三本があつても一枚捨て、三本を崩した様な場合は何にもならぬのである。

第二十七節 六百間

此博戯は主として關西方面で行はれ、其遣方は馬鹿花の如く花札を合せて點數を取るものであるが、必ず二人の間即「サシ」でのみ行はるゝ點と手札場札の配り數の相違せる點と點數の計算方法が異つて居る點とが馬鹿花と趣を異にして居る。

方法は先づ二人の間に手札を各十枚宛配り、場札は八枚を曝すのである。そうすると残りは二十枚となるから之は場に伏せて重ねて置く、之れで準備が出来たのであるが、其前に各人は相談の上一定の金錢を張るのである。其賭錢の額は各人對當である事は勿論である。それから親の番になつたものから馬鹿花と同様交互に花札を合せて取つて行き、十回すれば札は全部盡きて仕舞ふ。そこで自己の合得た札の計算をする。

處が此博戲では札の計算が普通と少々違つて居る。光り物即二十物（但し雨に小野道風を除く）及梅に鶯の札を各二十點に、雨に小野道風の札生き物の札（但し山に雁の札即ボウズの十ものを除く）及短の札は何れも各十點に勘定し、素もの、全部及山に雁の札は零點として計算に入れぬ。そうすると二十點のものが合計五枚、十點のものが合計十八枚あるから、總計は二百八十點になる。各自の得點が夫故に一束と四十宛の時は笑であるが、其他の場合には得點に差が生ずる。例之一方の得點が一束八十である時は、他方の得點は一束である。此様に得點の差が出来た時には其得點の差丈（前例の場合によれば八十點）を一方の得點として、或は算盤に入れるとか或は紙片に書き付けて置くのである。斯様にして度々同一方法を繰り返へして、其度毎に前述の如き計算方法による得點を加算して行き何れか一方の得點の總和が六百點に達した時に勝負が決するのである。即ち早く六百點を得たものが勝者として賭金を取得するのである。

斯様な遣方であるから一回の勝負の回数は無制限であり、相當長き時間を要するし、しかも上述の様に頗る單調、且氣永なものであるから一度の賭金額は相當多額なるを常とする云ふ事である。

第二十八節 百落し

花札を用ゆる賭博にして、方法は馬鹿花と同じであるが、其差異は十錢なり二十錢なり一定の金額を賭け置き得點百に達したるものが之を獲得するのである。

第二十九節 三十錢目、五十錢目、一圓目

花札を使用し十點に付金五十錢宛を賭するを「五十錢目」、金三十錢宛を賭するを「三十錢目」、金一圓宛を賭するを「一圓目」と稱して居る。

第三十節 バツタ

花札を三枚宛二組に分ち、双方に同額の金錢を賭けさせ、花札をあけて點數多き方を勝ちとす、賭者の人數に制限なく恰も骨子を用ゆる丁半賭博の如し。

第三十一節 アヤメカツギ

方法は馬鹿花と同じ但點數の計算法を異にす即ち素札を三十、丹札を五、其他の札を十に計算するなり。

第五章 籤を使用する賭博

第一節 ガラ

此賭博には花、コマ、杯、團子、衣類等様子の繪を書いた札百四十枚と、札の繪の名稱を記入した籤百四十本の外に、第十七圖の如き籤一本、第十八圖の如き籤十四本及此籤を入れ置き之を振り出すべ



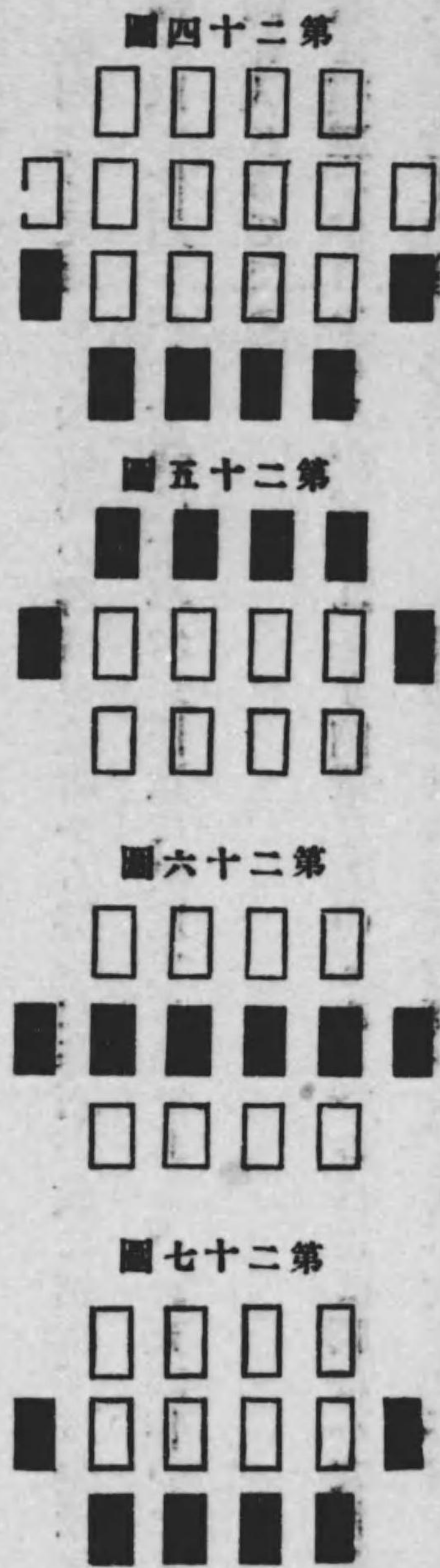
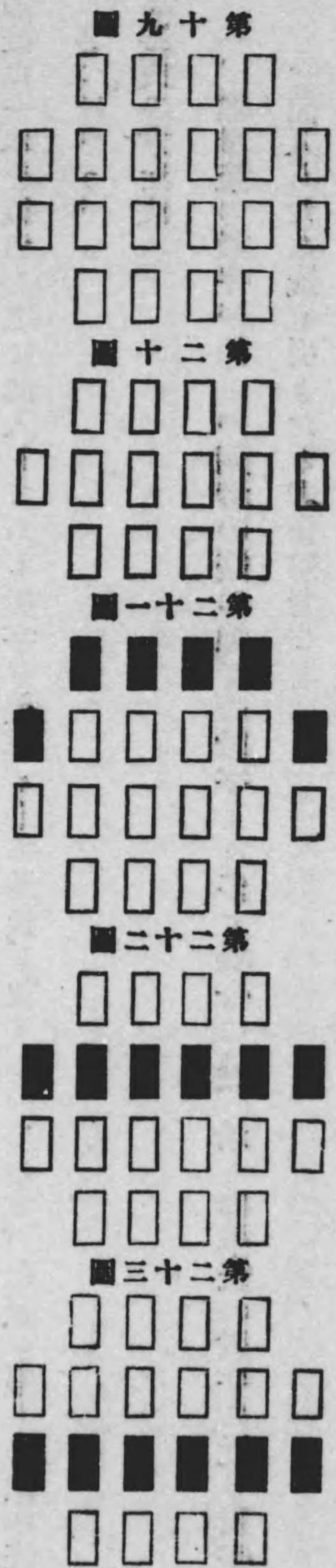
第七圖 第八圖

き小穴ある筒一個を必要とするのである。

人數は七人又は十人を普通とするのであるが、十人以下なれば何人でも出来る譯である。先づ各人に基石各百個位宛を分配し置き

七人なれば、各人が繪札二十枚宛を取り表を出して、第十九圖の如く列べるのである。十人なれば第二十圖の如く十四枚宛列べるのである。

次に各人が代る代る筒を振り、一回に五本宛籤を引き籤に記入しある名稱の札があれば、それで伏せ



るのである。而して七人の場合には最先に第二十一圖乃至第二十四圖の様 に札を伏せ、終つたもの十人の場合には第二十五圖乃至第二十七圖の如く伏せ終つたものが勝となり、他の各人より基石十四個宛を徴收し一段落を告げるのである。

籤の途中第十七圖の如き籤を引いた者は、他の者より基石一個宛、第十八圖の如き籤を引いた者は他の者より基石二個宛を貰ふのである。

要するに札を早く六枚伏せた者が勝となるのであるが、必ず圖の如く伏せることを必要とし他の場所の札を伏ても無効に歸するのである。

數回之を繰返した後結局の勝者が敗者から勝つた基石の數に相當する金銭を貰ふのである。基石一個を以て代用すべき金額は當事者が任意に決定するのである。お天は勝つた者が三個宛切つてお天の箱に入れるのである。

右は複雑ながらであるが、これより簡單なものもある。それには底に小穴竹筒と一二三等の數字を記入した竹製の籤が必要である。最初各賭者が其竹筒を振り其小穴より各自一本宛籤を引きたる上更に最後に一本を振出し之に記入してある數字を標準として勝負を決するのである。此籤を假りに標準籤と名づけやう。

其勝負の方法は

一、標準籤の數字が總ての賭者の籤の總ての數字より多き場合には、最も標準籤の數字に近き數字を記入したる籤を引きたる者を勝者とし。

二、賭者の籤の數字中標準籤の數字より多き者ある場合には、各賭者中一番少き數を記入したる籤

を抽きたる者を以て勝者と定めるのである。

例へば甲乙丙の三人あつて、甲の籤の數字は二、乙のは四、丙のは七なる場合に標準籤の數字が八なれば、丙が勝となり、六なれば甲が勝となるのである。

此賭博の賭者の數には制限がないのである。

第二節 ホンビキ又ハホービキ

十數本の綱を用意し其中の一本に輪を付け置き其れを引き當てたる者を勝とするのである。車夫等が自分の順番を決定する爲めに用ふるものと同じである。輪の代りに結び目を作り置くこともあるのである。

第三節 チーハー(一八)

此れは曩に説明した「チイツバ」と名稱が似寄つて居るけれども全く別種類に屬し、チイツバは我國在來のヨイトから轉化したものであるが、チーハーは近年支那から我國に輸入されたものである。

此チーハーが賭博なりや、富籤なりやは以前には大分議論があつたそうであるが、大審院は胴親が損失を負擔することありや否やを以て賭博と富籤との區別の標準を爲し、チーハーの胴親は損失を負擔

占魁	良玉
板桂	明珠
榮生	上招
逢春	合同
志高	三槐
月寶	合海
正順	九官
坤山	太平
漢雲	火官
江祠	日山
福孫	天良
光明	井利
有利	元貴

するものであるから、賭博であると判決し、爾來チーハーは賭博として取扱はれて居ることは何人も知る處である。此賭博は他の賭博の如く賭者が一堂に會して金錢の得喪を争ふものではなくして、俗に運送と稱する者が上圖の如き筋紙と稱するもの及ふわ紙人體圖等を携帯して各方面に出動し、慾張連中を勧誘して筋紙ふわ紙を與へて金を賭かせ賭者はふわ紙に依つて當るべき筋紙の罫を判断し、其罫に賭金するので、普通に之をチーハーを買つたと稱するのである。以前には人體圖を以て判断の資料となしたけれども、現今ではふわ紙すら判断の材料とならぬので、只盲滅法に金を賭けるやうになり、人體圖は殆んど其用を爲さぬに至つたのである。而して各方面に出動した運送は豫め指定されたる場所に會合し、茲に賭金の數額を記入した筋紙及賭金を持寄るのである。其場所には俗に帳場と稱する男が來て居り、運送が立會の上親から渡された籤を開き以て

只得	萬金
必得	青元
茂林	元吉
青雲	吉品
天申	安士

で、賭錢の單位は一錢になつて居るから、一錢賭けて當れば二十八錢儲かる理屈である。此三十倍と云ふこともチヨボ一狐に於て説明したと同一の理由で算出した計算で、三十六罫に同一額をかけ一罫當つて三十倍支拂つても、親は未だ六丈けの利益があると云ふ計算に基いて居るのである。チーハーの親がチーハーを開く回数は親に依て異なるが一日二回開くのが普通で、稀には一日一回又は三回開くのもある。ふわ紙に一行の文字が記入してゐるのは一日一回のチーハーで、二行あれば二回、三行あれば三回である。

此賭博で最も重要な地位を占むるものは所謂運送である。此運送が各方面で賭者を募り、賭金を集めて來るので此運送がなければチーハーは到底成立することが出來ぬのである。換言すれば運送はチーハーに必要缺くべからざる構成分子であつて、丁半や天賽の中盆壺振りの如き地位であるから予輩は

如何なる罫が當りてあるかを決するのである。其結果當つた者に對しては賭金の三十倍を支拂ひ、當らざるもの、賭金は、親が沒收するのである。其三十倍の金は運送が其勝者の處に運搬するのであるが、其中に倍丈けは運送が手数料として差引いて仕舞ふから、勝者の手に入るのは二十八倍である。而してチーハーは主として細民等が加入するの

運送を以てチーハー賭博の共同正犯と觀察するのである。最近に大審院がチーハーの運送を以て從犯なりと判決したのは、予輩の賛成せざる所である。尤も所謂運送と稱する者の中本運送と下運送との區別があつて、右に説明したチーハーの勝負を決定する現場に立會ふところの運送は本運送であつて此運送が自分丈けで手が廻り兼ねる所から使用する運送を下運送と云ふのであつて、此者は現場に立會ふ譯でもなく、只本運送に取次ぐ丈けの行爲しかやらぬのであるから、或は從犯と見ても宜いかも知れぬと思ふ。關西では運送を蟻走と云ふ。

本運送が帳場と落合ふ場所及下運送が本運送に取次ぐ場所は、日々變更するのが普通である。之は警察官の目を胡摩化す爲めに過ぎぬのである。本運送が下運送を使用する場合には、本運送より下運送に相當の報酬を支拂ふのである。而して本運送が勝者から貰ふ利益の半額を與ふるのが普通である。運送が勝者から貰ふ外に親から貰ふ報酬は普通は一圓に四錢の割合である。

帳場と云ふ男は親から當り籤の嚴封したるものを渡されて、現場に出張し本運送立會の上開封して當りを定め、各筋紙に當り罫の判を押捺し賭者の受取るべき全額を筋紙に記入して運送に渡し、運送は再び之を賭者に運搬するのである。帳場が勝者に渡す金額を筋紙に記入する際使用する文字は普通商人が仕切書等に用ふる南京文字である即ちチー(1)、二(2)、川(3)、×(4)、与(5)、一の(6)、二の(7)、三(8)、文(9)と云ふ文字である卅とあるは三十の印、みは六十、支は九十、壹は七圓五十錢の印である。

親が當り罫を出すことは其自由であるが、左の制限に服従する規則になつて居る。

一、一度出した罫を續いて二回出さぬこと。

二回續けて出すことを「ツラヲ振ル」と云ふのであるから親は「ツラヲ振ル」ことは出来ぬのである。例へば今日の午後に日山を出したならば、翌日の午前には最早日山を出すことが出来ぬのである。

二、合字の罫を出すぬこと。

合字の罫とは一罫を組織する二字の中の孰れか一字を共有する罫を云ふのである。それ故元吉を出した場合には其次には元の字を共有する元貴青元の二罫と吉の字を共有する。吉品の一罫を出すことが出来ぬのである。

此一度出した罫と、合字の罫とは運送が賭者に説明して賭けさせぬ様にするのであるが、若し誤つて賭けた場合には親は其賭者に賭金を返すことになつて居るが、此金は運送が往々胡摩化して終ふそうである。

三、四狀元、四夫人、四好命、四和尚の棚て、三罫續けて出した場合、五虎將、五乞食の棚て四罫續けて出した場合、七生理の棚て六罫續けて振つた場合には同じ棚の罫を出すことが出来ぬこと棚のことは後に説明する。

四、青雲、天申（二道仕）安士（一師好）の三罪の中二罪續けて出した場合には残りの罪を出すことが出来ぬこと。

親が以上の制限を無視して當り罪を出した場合には、運送が親を警察へ突き出すとか、何とか色々の脅迫をして親をやつて行かれぬ様にするのであるから、親が此制限を破るやうなことはないそうである。

親が右の制限に依つて其當り罪を選定し、其罪の印を紙に押捺して嚴封したものを帳場に渡して所定の場所で運送と落合はしむるのであるが、往々親が自身で現場に出張して運送に渡すこともあるのである。

筋紙には三十六罪あつて、其讀方は又一種特別である。占魁はチンクワイ、板桂はパンケイ、榮生はエイシャウ、逢春はホーシユン、志高はシタカ、月實はゲツボー、正順はシヨウジン、坤山はコンザン、漢雲はカンウン、江祠はエードー、福孫はフクソン、光明はコウメイ、有利はアリ、只得はチツタ、必得はピツタ、茂林はモーリン、青雲はセイウン、天中はチンシン、良玉はロンギョク明珠はメイシユ、上招はジウシャウ、合同はゴウドウ、三槐はサンハイ又はサンコ、合壽はゴウカイ、九官はキウクワン、太平はタイヘイ、火官はヒーカン、日山はニツサン、天良はテンリョウ井利はキリ、元貴はゲンキ、萬金はマンキン、青元はセイゲン、元吉はモトキチ、

吉品はキツピン、安士はアンシと讀むのである。而して此三十六罪は九個の棚に別れて居る。占魁乃至逢春を四狀元の棚と云ひ、志高乃至漢雲を五虎將の棚と云ひ、江祠乃至茂林を七生理の棚と云ひ、青雲天申を二道仕の棚と云ひ、良玉乃至合同を四夫人の棚と云ひ、三槐乃至太平を四好命の棚と云ひ火官乃至井利を四和尚の棚と云ひ、元貴乃至吉品を五乞食の棚と云ひ、安士を一師好と云ふのである。

其三十六罪の文字は、それぞれ特色を持つて居るので、これを動物其他の名稱になぞらへ、無智の細民は其動物等の名稱に依つて賭金すべき罪を申込むのであるから、何の罪が如何なるものに相當するかを要明するの必要がある。又各罪には之に該當する数字があつて其数字に依り賭金する向もあるから、それを説明する爲め一活して左に表を書いて見様と思ふ。此数字には表と裏とがある表と裏との區別及数字の由來は未だ研究が足らぬから説明することが出来ぬ、兎に角数字丈でチーハーを買ふやうな者は餘程チーハーを買ひ馴れた者で常習者と認め得るのである。

罪名	俗稱	表番號	裏番號
占魁	汽車、百足、白魚	一四	一
板桂	泥棒、蝨、蝶、田螺	三	二
榮生	葬式、雁、鴨、嬰兒	二二	三

天	青	茂	必	只	有	光	福	江	漢	坤	正	月	志	逢
申	雲	林	得	得	利	明	孫	祠	雲	山	順	寶	高	春
雷	鶴、雲	蜂	鼠、下駄	猫、口	蟻	白馬、上役人	犬、巡查	船	牛	馬、鹿、虎	猪、蛆、虱	月、水雪、兔、綿、姪娘の女	相摸、大將、華族、蚯蚓	雀、乳
三五	五	二六	一八	一六	三二	一五	二四	九	三〇	一九	一七	三四	一〇	二二
二二	二一	一一	一〇	九	八	七	六	五	二八	二七	二六	二五	二四	四

青	萬	元	井	天	日	火	太	九	合	三	合	上	明	良
元	金	貴	利	良	山	官	平	官	海	槐	同	招	珠	玉
俳優、蜘蛛	金、蛇	蟹、海老、陰莖	鯉、鮎、鯛	按摩、鰻	太陽、鶏	龜、仕事師	兵隊、國旗	鳥	蛤、貝、嫁	猿	女泥棒、鳩、婿	女郎、燕	酒、ナリンボー	蠶、蝶々
三三	八	三一	四	一三	一	二〇	二	二五	一一	二七	六	二三	二八	三六
一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九

元	吉	蕪者、鹿	二九	一九
吉	品	羊、女の陰部	七	二〇
安	士	稻荷、狐	一二	二三

裏番號は裏に説明した棚の範囲内では順序を追ふて居るのである。

第四節 振り出し

之は主として盲人間に行はるゝ賭事で、竹又木の籤の上端に一より六までの數を彫刻したるものを筒の中に入れ、其筒より振り出し其籤に刻みある數が奇數なりや偶數なりやを中つる方法で勝負を決するのである。

第六章 相場に關する賭博

第一節 薄敷又は薄張

薄敷又は薄張とは米穀商品取引所又は株式取引所の立會相場を標準として、眞實取引する意思なきに拘はらず取引の形式に則り、單に差金勘定を爲すことを謂ふのであるから、性質上賭博であることは

論を俟たぬ所であるが、取引所法改正の結果常習として之を爲したる場合にのみ刑法賭博罪の適用があつて、常習的に爲さざる場合は取引所法第三十二條の五を以て處罰さるゝことになつたのである。薄張は取引所の立會相場を標準として、普通の取引の形式に則つて爲すものであるから、其外形に於ては普通の取引と異らぬのであるが、詳細に研究すると左の數點に於て差異を見出すことが出来るのである。

第一取引所に於て取引する意思なきこと。

普通の取引に於ても、最初から正米、正株を受授する考がなく、單に差金の受授を目的としてやる例多しと雖も少くとも取引所を通して取引する意思を有する以上は、適法な行爲を爲す意思であるが薄張にあつては取引所に於て取引する意思なく専ら差金の受授のみを目的とするのである。

第二 證據金が僅少なること

純正な取引に於ては證據金が一定して居るのであるが、所定の證據金を出す資力なき者が、僅かな證據金で此薄張をやるのである。此證據金の少きこと、換言すれば薄きことが薄敷の特徴で薄敷又は薄張の名稱も此處から出たのである。

第三 客の手仕舞を待たず、或る事實の發生に依り當然取引關係の消滅を來すこと。

普通の取引にあつては、客が手仕舞を爲さざる限りは取引は終了せぬのを原則とするのであるが、

薄張に於ては、客の證據金と同額の利益が生じたる場合、所謂丸くなつたと稱する場合及證據金に相當する損失が生じたる場合、所謂飛んだ場合には當然取引は終了するのである。

第四 客の損益は證據金の範圍を超へざること。

普通の取引に於ては客が手仕舞を爲さざる限り、證據金に關係なく相場の変動に應じて利益を享け又は損失を負担するのであるが、薄張に於ては客の損益は證據金の範圍を超へることなく、相場が客の利益に變動しても客は證據金以上の利益を獲得することが出来ぬ代りに相場が客の不利益に變動しても客は證據金以上に損失を受けないのである。

薄敷は親と子とが勝負を争ふ賭博に屬し、加入者の數に制限がないのである。薄張の親は客を招致し其相手方となつて薄張をやると同時に、必ず手数料又は口錢と稱する利益を客から徴收するのであるから賭博開張罪の責任を免かるゝことが出来ぬのである。

第一項 米相場の薄張

此薄張には五丁張、十丁張、十五丁張、二十丁張、二十五丁張、三十丁張等がある。五丁張は勝負を決すべき範圍が狭く興味が薄い爲め、餘り歓迎せられず又三十丁張以上は證據金が高くなつて、普通の相場に接近して來る處から、是又多く行はれぬ爲め二十丁張位が最も多く行はれる様である。其勝負の方法は米十石を一枚とし、一枚に付證據金として客より五丁張には五十錢、十丁張には一圓

十五丁張には一圓五十錢、二十丁張には二圓、二十五丁張には二圓五十錢、三十丁張には三圓を胴親に提供し、其證據金の範圍で東京では東京米穀商品取引所の立會相場を標準として、差金の受授を決するのである。

抑一丁と云ふのは一錢のことで、五丁張なれば米一石に付五丁、即五錢、十丁張なれば十錢、十五丁張なれば十五錢、二十丁張なれば二十錢の範圍内で勝負を決することになるのであるから、胴親は客が損失すべき最高額を豫め客から預つて置くのである。客が損失すべき最高額は一枚(米十石)に付き五丁張なれば五十錢、十丁張なれば一圓、十五丁張なれば一圓五十錢、二十丁張なれば二圓であるから之を證據金として預かるのである。

薄張は普通の相場の形式に依るのであるから、客は親に對し其前場たると後場たると何節たるかを問はず、取引所の立會相場に基き米何枚を何圓何錢で賣るとか、買ふとか申込むのである。賣注文は賣玉、買注文は買玉と云ふのである。而して其勝負は賣玉と買玉とは正反對になるので、賣玉なれば相場が下落すれば客の利益となり、騰貴すれば客の損失となるが、買玉の場合には此反對になるのである。

客の損失の決定する時期換言すれば、勝負の決定する時期は原則として客が手仕舞をした時であるが例外として所謂「丸くなる」と稱する場合と「飛ぶ」と稱する場合には客の手仕舞を待たず當然に損

失が決定するのである。而して此手仕舞は客より之を爲すので、親は手仕舞を爲すことを得ないのである。

次に損失の計算を述ぶるに付ては先づ口銭のことを述べねばならぬ、胴親は口銭として米一石に付二錢又は三錢を客より徴收するのである。二十丁張迄は二錢を普通とし、其以上は三錢であるやうであるが、一律には云へぬやうである。而して損益の勘定を爲すには必ず此口銭を算入するのである。

一、客が手仕舞を爲したる場合には、客が注文したる時の値段と手仕舞したる時の値段との差額に口銭を加減し（客が勝ちたる場合には口銭丈けを減じ、客が負けたる場合には口銭を加ふ）たる額を受授するのである。例へば客が大正四年一月二十二日の前場第一節に於て、一石に付十四圓八十錢にて二十丁張先物十枚の買注文を爲し、證據金二十圓を提供したる後、假に後場第三節に於て十四圓九十三錢になりたりと假定し、其値にて手仕舞したりとせば一石に付き十三錢の利益なる故十枚（百石）に付十三圓の利益となる勘定なるが、一石に付き二錢の口銭を差引く故一石に付十一錢の純益となり、十枚十一圓の計算となる故、親は二十圓の證據金を返す外に右の十一圓を支拂はねばならぬのである。

又若し客が同日後場第三節十四圓七十一錢の値にて手仕舞を爲したりとせば、相場下落の結果客は一石に付き九錢の損失となる上之に口銭二錢を加算し一石に付十一錢、十枚に付十一圓の損となる

のであるから親は證據金中より十一圓を差引き、九圓を返還するのである。客が相場下落の爲の證據金全部を損失することを惧れ全損にならぬ中に手仕舞することを踏むと云ふのである。

二、丸くなつた場合「丸クナル」とは、客の注文した薄張の幅丈けの利益が出た場合に、當然取引の終了することを云ふのである。此場合は外口銭なると内口銭なるとに依つて計算が異なるのである。

(イ) 外口銭の場合 此場合は客の注文した薄張の幅（例へば二十丁張なれば二十錢、三十丁張なれば三十錢の幅）に口銭を加へた丈けの利益が出なければ、取引は終了せぬのである。例へば前例に於て客が買ひたる場合に、相場が十五圓二錢に騰貴したと假定すれば一石に付二十二錢の差があるので即ち二十丁張であるから、二十錢の幅に二錢の口銭を加へた丈けの利益が出たのであるから、親は證據金を返す外に二十圓を其客に支拂はねばならぬのである。

(ロ) 内口銭の場合 此場合は客の注文した薄張の幅丈けの利益があれば計算が終了し、其中から親が口銭を取るものであるから客は外口銭の場合の如く證據金と同一額を取得することが出来ぬのである。例へば前例に於て客が買ひたる場合に十五圓の相場が立てば二十錢の幅が出たのであるから、丸くなつて取引は當然終了し、親は其中から二錢の口銭を差引き、證據金の外に、十八圓を支拂へばよいのである。内口銭の方が親は利益であるから「ケチナ」親が之をやるのである。又十丁、十五丁等は小さいものに多く用ひらるゝので二十丁以上のものは大抵外口銭である。

三、飛んだ場合 「飛ぶ」とは客の不利に相場が變動したる場合に於て注文したる薄張の幅より口錢を差引きたる額丈けの變動を生じたる爲め、親より證據金全部を沒收せらるゝことを云ふのである例へば前例に於て客が買ひたる場合に、相場が十四圓六十二錢に下落したるときは一石に付十八錢の損失となるので即ち二十錢の中から口錢二錢を差引いた丈けの損失となるので、つまり其損と口錢とを加へ證據金が全部なくなつた勘定になるのである。此場合には内口錢たる外口錢たるにより區別はないのである。

此場合に追敷(即ち追證據金)を入れさせる向もあるが、普通は之を入れぬのである。追敷を入れさせるときは曩の證據金の半額である。其場合には計算は終了することなく、追敷の範囲丈け取引が繁がることになるのである。而して若し其追敷が全損にならぬ中に客の利益に變動し、元の値に復歸したるときは追敷を返し、當初の薄張で勝負をすることになるのである。

親が客より注文を受くるには多くの客引を使用するのである。客引は傳票に客の注文を記入し、客より受取つた證據金と共に之を親に渡すのである。其傳票には注文の時の値印薄敷の種類枚數等を記入し注文者の氏名の代りに「文合[㊦]」等の符合をも記入するのである。傳票は横に長き紙を使用する例最多くそれを横に二分し、上段を賣注文の部とし下段を買注文の部とするのが普通である。薄張に於ては其傳票が唯一の證據品であるから之を領置することが必要である。而して客引は其周旋行爲に依り

親から一定の報酬を貰ふのである。

米相場には、前場、後場の區別があつて、それが各數節に分れて居る前場は午前で、後場は午後である。東京では前場が五節、後場が四節であるが、時に依ると前場に六節立つことがある。節の數は取引所に依り、時期に依り差異があり、又米相場の立つ節と他の商品相場の立つ節とがあるから、薄張の捜査に付ては必ず犯罪當日の相場の關係を新聞紙等で確めて置く必要があるのである。

第二項 株式相場の薄張

様式の薄敷に付ては大體に於ては米相場の薄敷と同様であるから、單に異つた點のみを説明して置かふと思ふ。

米相場の方では一枚と云ふと米十石のことであるが、株式に於ては株券一枚を單位とするのである。口錢は米に於ては二錢又は三錢を普通とするが、株に於ては十錢が普通である。證據金は株一枚に付二圓又は三圓が普通である。

米の薄敷は定期取引の立會相場を標準としてやるのが普通であるが、株の薄敷は直取引の立會相場を標準とするのである。蓋し株の定期取引の立會相場は變動激しくして薄敷を爲すに適せぬ爲めである。

第二節 兩算

兩算は東京株式取引所に於ける直取引の相場に準じて賣買の形式に依り差金の受授を目的とするものであつて、現物受渡の意思なきものであるから賭博である。而し兩算の賣買は賣玉又は買玉の一方は當事者の相對賣買であつて、他の一方のみ取引所の相場に依るものである。故に全然取引所の相場に依らぬものとは申されぬから是亦取引所法第三十二條の五の適用を妨げないものである。

兩算とは東京株式取引所の直取引の相場の動き具合から、翌日の相場を推量して豫め任意に高値（頭と稱す）と低値（尻と稱す）とを定めて一定の値幅を作り翌日の直取引後場の高引値が其値幅の内に這入ると主張する者（持つ者と稱す）と其値幅外に出すべしと主張する者（見る者と稱す）とか輸贏の當事者であつて、此兩當事者を組合せて、口錢を得ることを職業とする者があつて、此者を兩算屋と云ふ兩算屋は即ち賭博開張者である。

輸贏の決する所は簡單なれども損得計算の方法は頗複雑であつて、賣買の形式によるのである。賣買の形式によつて「勝者は利し敗者は損す」と云ふ結果を生せしむるには自然賣買損益の原則に依ることになる。即ち「買玉は相場上れば利し下れば損し賣玉は相場上れば損し下れば利す」の原則に因らねばならぬから兩算の當事者は翌日後場の直取引の大引値の如何によりて頭値又は尻値にて賣買することを約束したるものとし、其大引値が、確定したるとき豫想せる主張が的中したるもの即ち勝者の爲めに利益となる賣買に確定せぬばならぬのであつて、頭値又は尻値の中大引値に近きものを以て勝

者の爲めに利益なる賣買を成立せしめ其値と大引値との差額を以て損益とするのである。故に彼等は兩算をば直の豫約なりと云ふて居る。又兩算なる名稱の起る所以なりと云ふて居る。例へば二百圓より百九十圓迄の幅なるとき、決勝線なる大引値が百九十八圓なりとせば持つ者の主張勝ち其者の利益の賣買となり、二百圓にて賣つたことになりて敗者たる見た者は二百圓で買つた事になり、一株に付二圓を損得するのであり、又大引値が百九十三圓なりとせば持つ者は百九十圓にて買ひ見る者は其値で賣りたる事となり、一株に付三圓を損得するのである。又大引値が百九十五圓なるとき即ち幅の真中（中値とも云ふ）なるときは、賣買値段は見る者の選擇に任せ、頭値を選択すれば、持つ者は二百圓賣り見る者は買ひとなり、尻値を選択すれば見る者百九十圓賣り、持つ者買ひとなり、孰れにするも五圓の損得となるのである。

以上は兩算の概念を抽象的に説明したから、是れより實際上の説明を爲さん。持つ者は仲買人又は現物商の頭立ちたる者、若くは大なる相場師等にして信用大なる者に限らる、之は後に説明する如く、持つ者は角力で云へば大關格にして、相手の聲で立つ受け身の勝負をなすもの故、自然信用ある者に限られる事になる。見る者は普通の客であるが、之れとて相場界に出入する常客連にして少くも常に直取引を爲す連中である。兩當事者を結合はす兩算屋も相當信用ある者でなければ出來ぬ仕事であつて、近年は某が五六名に限られて居たのである。而して目標となる株式は勿論

直取引の株式であつて、東株や郵船株である。却説兩算屋は先づ持つ者に交渉して値(頭尻) 値幅株数を極め、夫れから見る者を捜がして付け合はすのである。値の呼方は三通りある。例へば二百圓より百九十圓の幅なるときは、二百圓頭、十圓幅百九十圓尻十圓幅又は百九十五圓真中十圓幅と云ふのである。而して兩算屋は直仲買人から入場鑑札を借りて、取引所の場内に入出し、取引所の内外を横行して當事者の注文を取りて付け合はせ手帳に記して置く、而して片方より十株に付五錢宛合はせて十錢の口錢を取るのである。自己のみで付け合せが出来ぬときは仲間の兩算屋の集めた注文と付け合せるが、此時は片口錢となるのである。決勝線なる大引値が極まれば兩算の賣買は確定するから其賣買の玉を客の指定する仲買店の場立に通するのである。仲買店では之を普通の直取引の玉と同様に取扱ふのである。而し兩算の玉は取引所の閉場後に成立し、取引所の帳簿には絶対に記入させぬものであるから取引所の相場と云ふを得ずして此點は直取引の玉とは全然性質を異にするものである。然るに仲買店に於ける取扱は全然直取引と同様であつて、表面は取引所の帳簿に記載漏の玉なりと稱して居るが、自分等の帳簿には○印を付して兩算の玉たることを記してある。一面取引所に納むる手数料の關係があるから、手数料を納むる必要な玉なることを記して置くものと見える故に○印ある直取引は兩算の玉なりと認定して殆んど間違はないのである。

兩算賣買には持つ者には掛引を爲す餘地を許さぬが、見る者には掛引を爲す特權を與へられてある。

即決定線なる大引値に至る以前に勝手に手仕舞(キメルと稱す)する事が出来るのである。直取引は相場の變動烈しく、刻々に移り變る相場が値幅の内外に入出する際、見る者は自己の利益に極めることを得るのである。持つ者は之れが出来ぬから自然危險負擔が重く、從て仲買人其他信用あるものでなければ持つ者になれぬのである。次の説例を説明する前に慣用語を述べれば、見る者が大引値を待たず極める場合に頭値を以てするを「ヒク」と云ひ、尻値を以てするを「ブツケル」と云ふ又取引所に於ける相場が値幅外に出ることを「抜ケル」と云ふ。

208	
200	
193	値
195	
191	
190	ヤ

却説頭値二百圓、尻値百九十圓にて兩算の約定をしたるとき、見る者は決定線なる大引値の定まる前に直取引の相場が變動して値幅を抜けたとき、例へば百八十八圓に下りしとき、見る者は其値でブツケてくれと兩算屋へ申込み、取引を極め百九十圓にて賣つた玉を百八十八圓にて買つたことになり、差金二圓を利するなり。之を利埋と云ふ。又相場が値幅内を上下し抜ける模様なき際には、見る者は損失を少なからしむる爲め假に百九十一圓の相場立ちしとき、其値にてブツケルと差金一圓の損にて済むのである。又見る者は大引値定まり、兩算

の賣買定まりしときに至て反對の玉を建て、差金勘定をするのである。尤も大引値迄棄て置く場合は大抵仲買店に反對の直の玉を出してあるから突合せ落ちとなり、結局差金勘定となるのである。兩算屋は單に兩算に關する玉を仲買店に通すれば其任務終了するのであつて、損益計算は凡て仲買店に於

て爲すのである。仲買店では客甲某より申込まれた直の玉も兩算屋を経て来る其客(甲某)の兩算玉も同様に直取引の玉として取扱ひ、同一の手数料を徴収するのである。即ち賣玉買玉の對等額を見合はせて落し、差金を渡すのである。兩算屋の口錢も大抵仲買店に於て受取るのである。兩算する客は主として差金受授を目的とする故、玉の残らぬ様に反對玉を出すものであるが、稀には直取引として玉を持越すものもある。此時は仲買店は仲買人組合集會所に於て定むる爲替値段(標準値段なり大引値又は之に近き値なり)により差金を受授して翌日に延ばし、尙延ばさんと思せば日歩を拂へばよいのである。仲買店が代つて現物を引渡したるものと見做し、其立替金に對して日歩を仲買店へ支拂ふのであつて、普通値取引の日歩勘定となるのである。斯様に兩算は直取引に關する豫約的約束であつて、客即ち見る者に於ては掛引の餘地ある故に、一方仲買店へ直取引の玉を出して置き、一方兩算の約束を爲し、又兩算をすれば一面仲買店へ直の玉を出すことになり、直取引を煽りて益々盛大ならしむる作用ありて、之は米相場に於ける合百と稱し、作用をするのである。又兩算は直取引保證の効能ありて盛に行はるゝのである。保證の効能と云ふは直の玉を仲買店へ出した客は萬一の損失を限局する爲めに兩算をなすのであつて、賣玉を出した客は其値より相場の高騰することを怖れ、買玉を出した客は其値より相場の降ることを恐れるから之れと反對なる相場上れば勝ち、又は下れば勝つ所の兩算を一面に約束し置けば、損失の限度が確定するのである。例へば相場低落を見込んで百九十七圓の指値に

て賣玉を仲買店に注文したるとき、相場昂騰の用心に百九十圓尻十圓幅の兩算を見て置けば、若し豫想に反して相場高騰して二百圓以上幾ら高くなるも、兩算の玉は頭値二百圓の買玉となりて現はれ、注文の百九十七圓の賣玉と見合落ちとなり、三圓の損失にて済むのである。即ち相場の高騰は二百圓にて打切ることゝなるのであつて、變動烈しき直取引には最も適當の保證となるのである。

兩算は二三十年來盛に行はれ、兩算屋は巨萬の富みを成したが、大正七年三月より七月に亘る大檢舉の爲め又直取引廢止の爲め遂に絶滅したが、將來の爲めに之を記載して置くのである。

第三節 合百

合百は薄敷と等しく米相場を標準とするのであるが、薄敷の如く本相場に準じて計算を立て差金の受授を目的とするものではなく、單に相場の變動なる偶然の事情を標準として賭金の全部を取り遣りするもので、決して差金の受授を目的とせぬのであるから、取引所法第三十二條の五を適用すべきものではなく刑法賭博罪の規定を以て律すべきものである。

合百と云ふ名稱は甚だ奇妙であるが、舊幕時代には現今の如く相場の高下を表はすに何圓何錢と云はずして一合、二合、三升、五升と云ふ風に數量を以て云ひ表はしたもので、米一合の變動に付き百文を賭したるより其百と合とを併せて合百と云ふやうになつたのである。

長崎地方では「ガス」松山邊では「コキ」と云ふそうである。

第一項 本場合百

第一款 普通合百

此百合は一枚を一圓とし一定の値段にて賣買し前場五節の立會相場の値段を標準として其値段が賣買値段より高ければ買ひたる者が勝となり賣つた者が負けとなる、若し之れより低ければ此正反對となるのである。前場五節の立會相場を標準とするのであるから其前なれば其日の中に勝敗を決することを得るが後場の立會中になしたる合百は翌日に至りて初めて勝負が付く譯である。

數年前迄は各節の立會相場を一々揭示したから第五節中にも數個の値段が出来たのである從て勝負の標準とする値段は其平均値段(又は札割値段)を以てしたのであつて、其平均値段は極めて嚴格に厘毛の末迄計算するのであつた。即ち前場五節に立つた相場の總ての値を合算して札の數で割るのであるそれ故札割相場と云ふ名稱も出たのである。合百師等が「毛で負けた」「毛で勝つた」と云ふのは其平均の計算が如何に嚴格であるかを語るものである。

何故前相場五節を標準にするかと云ふに取引所の一日は今日の午前より明日の午前まであるので後場の始めから前場の終りまでを一計算區域として居り、前場五節が其最終の節であるので之を標準とするのである。又五節は所謂大手筋等が賣買するので相場の変動が激しく勝負の標準に取るには最も

興味ある節でもあるのである。

本場合百では五枚以下の注文を受けぬのが原則である。賭金は豫め親に預けるのではなく只信用をくで口約をなすに過ぎぬ、愈勝負が定まつた後客引の賭者から賭金を取立て、胴親に渡し胴親が客引の手を経て勝者に金を渡すのである。勝者は一枚につき五錢の手數料を出さねばならぬ此五錢は胴親と客引とが二分するのである。それ故二錢五厘の手數料を貰つたと云ふ被告人は胴親の客引と見て誤りないのである。

最初は單に口約を爲すに過ぎぬのであるから、愈勝負の付いた場合に敗者が金を出さぬとも限らぬ。此場合には胴元が代つて勝者に金を支拂ふのであるが一度不拂をした者は再び合百の仲間に入れぬのであるから必ず支拂ふのである。本場合百をやる程のものは客も客引も顔を見知つて居り信用が極めて確實なのである、それ故本場合百をやる者は十中八九迄常習者と認め得るのである。

普通の合百にも「アンコ」と云ふことがある此場合の「アンコ」と云ふ言葉は巾合百の場合の「アンコ」とは其意義を異にして居るのであつて最初一定の値段で合百を賣買し、次に他の値段にて最初と反對の取引(即ち初が賣なれば後に、買初が買なれば後に賣)を爲した場合に使用するのである。これには内アンコ外アンコの二つの場合がある。

第一、外アンコ 最初合百を賣りたるころ値が騰貴し不利益となるべく見へた時に、最初の値よ

り高き値にて合百を買ふ場合及其反對に最初買ふた後にそれより低き値にて賣つた場合の二つの場合が外アンコである。此場合には標準相場が最初の注文値と次の注文値との中間に位するときには二個の合百に付き孰れも負けとなり、其標準相場が初めの注文値と次の注文値との間隔の外に出た場合に次の合百が利益となり最初の合百の損を消すことになるのである。例へば最初十四圓六十錢にて五枚の賣を掛け次に六十五錢にて五枚を外アンコに買ふたと假定し、前場五節の標準相場が十四圓六十二錢とすれば最初の賣に付ては標準相場の方が高き故損となり、又次の買に付ては標準相場の方が安き故是又損となり、双方共相手に賭金を奪はれるのであるが、若し標準相場が十六圓七十錢であれば最初の賣は損となるも後の買は勝となつて損得なしに終るのである。

第二、内アンコは外アンコと正反對で最初買つた後それより高き値にて賣つた場合及最初賣つた後、それより安き値にて買つた場合を云ふのである。此場合には標準値段が最初の値と後の値の間隔の内に這入れれば双方の合百が孰れも勝となり、其間隔外に出れば損得なしに終るのである。例へば最初十四圓二十錢にて五枚を買ひ、次に十四圓六十九錢にて五枚を賣り標準相場が十四圓六十二錢となりて此兩値段の間に這入れれば賣も買となり、標準相場が十四圓七十錢となれば、最初の買が勝ち後の賣が負けとなり結局勝負なしとなるのである。其内アンコたる外アンコたるを問はず損得なしに終ることを「ツウベ」と云ふのである。

第二款 巾合百

此種類の合百に於ても、前場五節の標準相場を標準として勝負を決することは、前款の合百と同一であるが、此合百に於ては其標準相場が何圓何錢より何圓何錢の範囲に這入るか、又は其範囲外に脱出するかを争ふて勝負を決するのである、此何圓何錢より何圓何錢の範囲を稱して「巾」と云ふのであるから、換言すれば巾合百は標準相場が巾の中に這入るか這入らぬかを當てんとする賭博と云ふことが出来る。而して巾の中に這入ると主張することを「巾を持つ」と云ひ、巾より脱出すると主張することを「巾を見る」と云ふのであるから、巾合百は結局巾を持つと見るの争である。

巾の範囲は相場の變動に應じ當事者が随意に定めるのである。相場の變動の激しきときは巾も廣くなり變動の少きときは巾が狭くなるのである。例へば大正四年一月二十二日の前場第一節の十四圓八十錢の値の時に十錢の巾を持つと云へば、十四圓八十錢を中心にして上下に十錢の巾を持つことになるので、前場五節の標準相場が十四圓七十五錢より十四圓八十五錢の間に這入れば、持つたものが勝となり然らざれば見たものが勝となるのである。此巾のことを「アンコ」又は「包ミ」と云ひ、標準相場が巾の範囲外に出たことを「アンコガハミ出タ」とか「包ミガ破レタ」とか云ひ、又「巾ガ抜ケタ」と云ふのである。

第二項 乞食合百

乞食合百は本場合百の如く前場五節の相場を標準とするものではなく、各節の相場を標準としてやるので金額も本場合百の如く、一枚一圓と定まつて居らぬ。五錢十錢二十錢等の小額を賭するのである。本場合百の如く整然たるものではないから、賭金等も契約と同時に渡すのを例とする路傍に佇立しつゝ急いで勝負を争ふ處から「立合百」とも云ひ「ハヤ」とも云ふのである。要するに本場合百の如く厳格なものでないから當事者が任意に色々な契約をしてやるのであるが、孰れにしても小規模であつて本場合百に比し犯情が軽いのである。

第四節 山櫻又は櫻

之は米の定期取引の立會相場を標準として、勝負を決定する賭博で二人でやるのである。賭金の額は當事者の協定に任じ一定の法則はないのである、仲買人の店等に休んで居る客が體屈凌ぎにやるので、彼等社會で云ふ「御茶漬取り遣り」に過ぎぬのであるから、五十錢か一圓位を賭けるのが普通であることである。

勝負の方法は極めて簡單で、各節の立會中其寄附値段を標準として一方が賣方となり、他方が買方となり其引値が寄附値段より高きときは買ひたる方が勝となり、安きときは賣りたる方が勝となつて賭金を取得するのである。若し引値が寄附値段と同なれば笑となるのである。引値を標準として勝負

を決する處から「何レニ散ルカ判ラヌ」と云ふ洒落が出来て、山櫻又は櫻と云ふ名稱が出来たのである。

第七章 撞球

第一節 競馬

之は四つ玉を用ひ、玉の配置撞き方得點の數へ方等凡て普通であるが、其特色は各自の持點をば平常の持點の一割とし、最初に一棒にて之を撞き切りたる者が勝ち賭金を得るのである。人數に制限なきも通常五六名であつて、賭金は各人平等に一定額を出しジャン拳で順番を定め、持點を一棒にて撞切る者ある迄順番に撞くのである。但し一巡にして撞切りたるものなければ、各自賭金を倍加し更に撞き第二回目にも撞切りなければ賭金を三倍にして更に撞くのである。一棒にて撞切りたるものは賭金全部を獲得し其他の人々は賭金を失ふのである。

第二節 プール

プールには「オランダプール」と「テンプル」との二種あり、後者が現今普通にプールと稱して行は

るものなり、前者は十數年前迄行はれたるも、テンプールの行はるゝに至て殆んど其影をひそめたり。

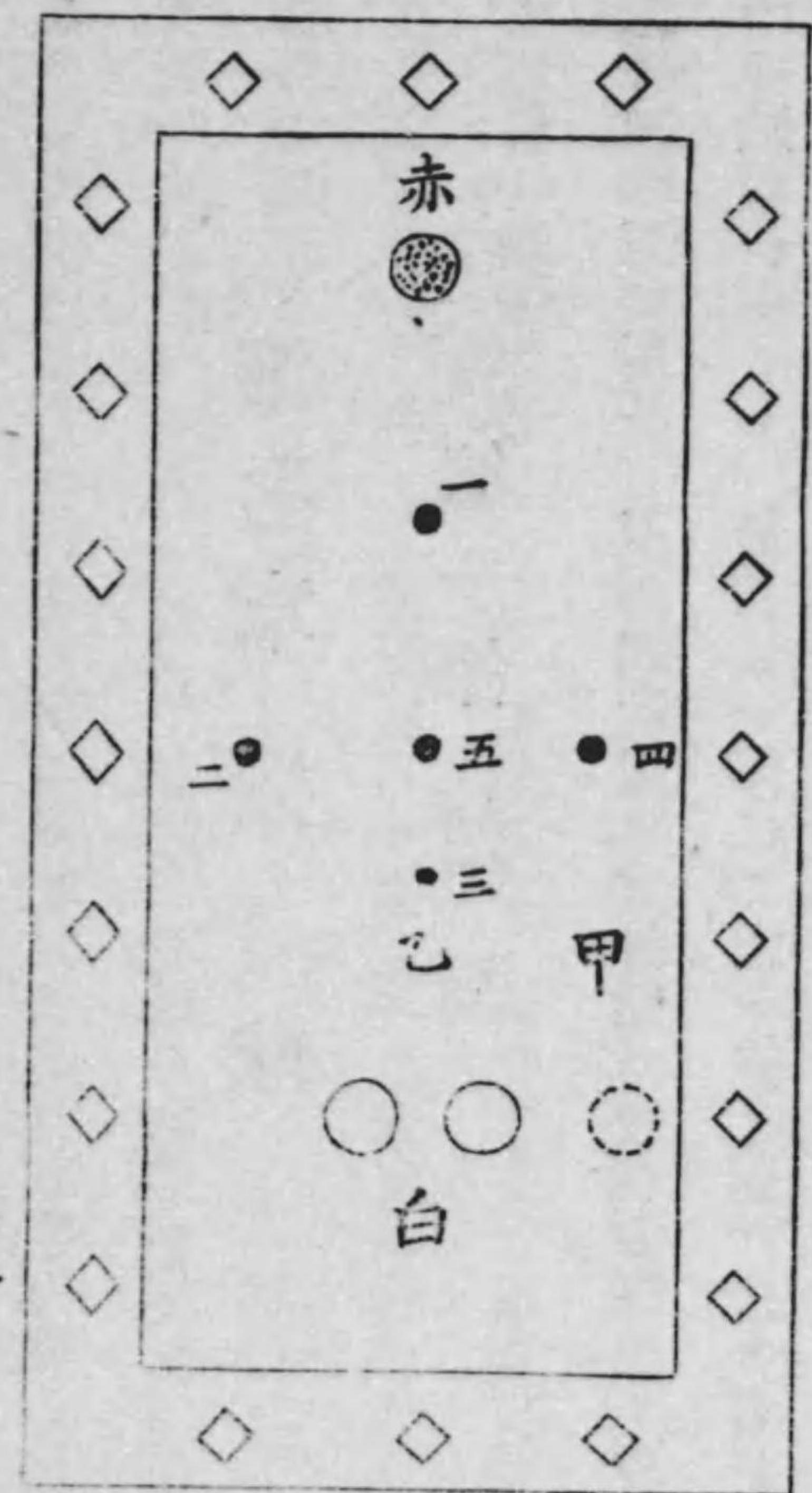
プールには特種の用具あり、玉は三個（赤一つ白二つ）を用ひ、ピン五本と數字を記入したる小球十六個及其容器とを必要とす、ピンは細長き德利形のものにして、五本の中三本は白色他は一本赤色で一本黒色（紫色）である。而して赤は一黒は五白は二、三又は四を表はすのである。

數字を記した小球は鳩卵大にして一より十六迄の數字を記し、此十六個の小球は德利狀の容器に納めらる。此外に小札又は基石を以て金錢代用となし、又算盤は三十一點丈の特種のものを用ゆることある。

人數に制限なきも數名にて爲すが適當なり。

第一款 テンプール

玉とピンの配置は圖の如し。



なり而して一二三四のピンより五ピン迄の間隔は玉の直徑に相當するものとす。

一二三四五はピンの位置にして、一に赤、五に黒、二三四に白のピンを立てる

方法は最初に順番を定める夫れには小球を容器より一つ宛出して競技者に配り、最小目（小球の數字の）の人を撞初めとし順次に目數の多き者が撞くのである。次に小球を容器に納め更に之を振りて多目の人より小球一箇つゝを與へ、各人は與へられたる小球を秘し之に記されたる數を他人に知らさぬ様に所持するのである。

撞き方は最初は圖の如く甲の位置（甲は普通の撞方なり乙より空クシヨンにて撞初めてもよし）より白を撞くのであるが、次ぎよりは赤白を問はず自己の好む玉を撞玉とし他の玉に當てるのである。當て方は陸にても差支はない。而して先玉なり手玉なりを以てピンを倒せば、ピンの點を取得するのである。

即ち一ピン（赤）を倒せば一點を二ピン（白）と五ピン（黒）とを倒せば七點を得るが如し、倒したピンは元の位置に立てるのである。而して得點の有無に關せず一度撞けば次番の人が撞くのである。但し撞玉が他の玉に當らずして直接にピンを倒したとき、又は棒にて倒したるときは罰となる罰とは罰金を出して自分のみ初めからやり直すのである。

勝負は三十一點を滿點と定め各自與へられたる小球の記載數を三十一點より引去りたる殘點を早く取りたる者が勝つのである。強弱の差を平均する爲めに強者には「ジャスト」にて取り切る責任を負はせ又弱者には超過二點迄を許すが普通である。（尙二點以上の超過點を許すこともある）而して此等の制

限を超へたる時は自分で「罰」と喚んで罰金（賭金の半額を普通とす）を出して初めよりやり直すのである。即ち罰は罰金を出すのみならず、既得の点数を失ふのであるが他人の得点には影響せぬのである。賭金は一定の額を取極め最初に各自定額を提出して置くのである。賭金額は敷島一つ罰金はバツト一つと云ふが普通である。現金を出すは不態裁であるし、又勝負後の不履行を妨ぐ爲めに豫め小札なり基石なりを買ひ置き此金銭代用物を以て賭者各自に授受をなし、最後に現金を引替へるのが普通である。勝者は他人の賭金並に罰金を全部取得するのである、而して前述の勝ちの外に尙左の如き特種の勝ちがある。

一、プール と稱する勝は中央のピン一本を残し、他の四本を倒したる場合を云ひ得点の如何に拘らず賭金の三倍を他の者より取るのである。

二、ゲンプール と稱する勝は得点の残数を十点になし置きジャストでプールを出す場合を云ひ、賭金の九倍を他の者より取るのである。

三、役球 一、五又は十六（之を親と云ふ）の小球を役球とし、之を所持する人は（甲）未だ得点なきときは一度に球の記載数と同数の点（十六の場合には十五点）を取りたる時、他の者より二倍の賭金を獲るのである之を「取り」「五抜き」「總倒シ」と云ふ此役球を所持せる人は、好機の來る迄故意に空撞きを爲す故に相手方は之を察し玉を遠くに散らして、其機會を妨害するのである。又（乙）得

点出きたるときは残点を一、五、十五に取切りて二倍勝ちとするのである。

第二款 オランダプール

此プールの特色は



玉とピンの配置は圖の如し。

ピンは赤五點黒十點白二點なり。

手玉は必ず白を用ひ赤を許さず又陸撞きを許さず必ず先玉を以てピンを倒すことを要す。

ピンが倒れたるときは其倒れたる位置に立てるのである。尤もピンが臺外に跳

飛びたるときは其ピンの固有の位置に立てるのである。

得点の續く限り同一人が繼續して撞くのである。ピンを倒す見込なき時は三つ玉を取ること許す之を「キャンオン」と云ひ、二點に數へる但しキャンオンは續て二回撞く事を許さず。

罰は手玉を以てピンを倒したるときは其ピンの點丈を相手方の得点に加算す、例へば先玉にて五を倒すと同時に手玉にて二を倒せば合せて七點の罰となる。

勝負は第一に満點を得たる者が賭金を取得するのである、持點は普通百點なれども強弱により差を設くることを得、尙特種の勝として手玉にて五本のピンを全部一度に倒せば得點の如何に拘らず勝となるのである。

第八章 其他の賭博

第一節 電車賭博

進行し來る電車の番號を標準として勝負を決する賭博で要するに丁半の變體である。賭博の方法としては番號自體の奇數偶數を標準とするものと、其各數字の合算額が奇數となるか偶數となるかを標準とするものとの二種あるのである。

第二節 列車當

進行し來る汽車の車體數の丁半を當つる賭博である。

第三節 人數博奕

進行し來る一團の兵隊學生等の人數の丁半に依り勝負を決するものである。

第四節 七生理

此賭博は親と子が勝負を爲すものであつて人數には制限がないのである。

賭具として江祠^{ネイト}9、福孫^{フクソン}24、光明^{コウメイ}15、有利^{アリ}32、只得^{シク}16、必得^{ヒトク}18、茂林^{モウリン}26の文字を記入したる一枚の紙と9、16、24、18、15、32の各數字を記入したる木札七枚が入用である。

先づ親が其木札の一枚を伏せて出し賭者は其伏せたる札の數字を想像し、其用紙に金を賭けるのである。若し木札の數字と賭者の選びたる數字とが符合すれば、賭者の勝となり親より賭金の五倍を得るのである。其他の賭金は總て親の所得となるのである。

此江祠以下茂林迄の文字はチーハーの七生理の棚の文字である、其數字はチーハーの表番號である要するに此賭博はチーハーから出たものである。

第五節 ナンコ

二人にてやる賭博で各人が基石を手に掴み、其合計數を云ひ當つることに依り勝負を決するので容易に勝負が付かぬのであるから、餘り歓迎せられるものではない極めてつまらぬ賭博である。

第六節 カツバ

之は俗に掴み丁半と云ふもので、要するに丁半の變態である。丁半の道具の間に合はぬ場合に取急ぎ爲すものである。其方法としては丁半の如く賭客同志で勝負を爲すものと、胴親と賭客とが勝負を争ふものとの二種類がある。其前者の場合に於ては各賭者が丁か半かに賭し、壺振りに當る者が基石又は金錢を適宜の數丈け掴み其數の丁半に依り勝負を決するのである。後の方法に於ては胴親が基石又は金錢を掴み、三つ宛取つて行つた殘が一になるか二になるか三になるかを賭者が當てるので、當つた場合には賭錢丈けを胴親から貰ひ、然らざる場合には賭錢を胴親に取られるのである。

第七節 ナミカタ

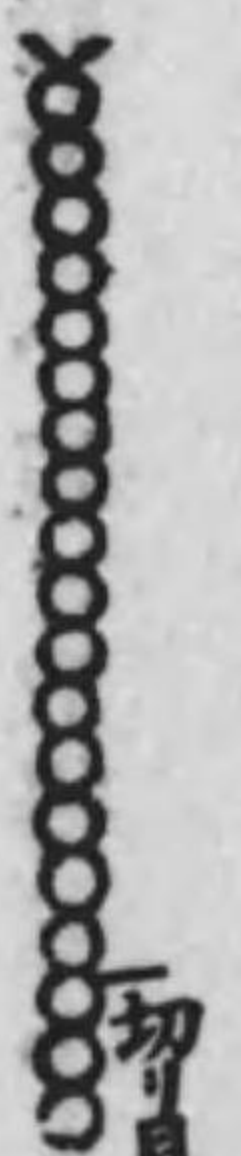
一錢銅貨を壺籠で伏せ、其數字の方又は繪の方を當てる方法により勝負を決するのである。三個を伏せ其數多き方を以て決する場合もあり、又一個丈けで定める場合もある。又必ずしも一錢銅貨を使用するにも限らぬ。其他の錢を用ゆる場合も随分ある此賭博の方法は簡單であるが立派な博徒が往々之れをやることがあつて、中々大きな勝負をすることがあるのである。

第八節 赤白

一面赤色一面白色の碁石様のもの一個と、壺籠を用ゐる賭博を親と子とか、勝負するものである賭者は赤又は白の好む一方に賭し親と勝負を争ふのである。

第九節 繩切り

親と子の勝負にして、子の數に制限はないのである。親は紙捻りを圖の如く捻りて一本を切り、切り目を隠して持ち、子は兩端の中好む一方に任意の金を賭し切りたる方に賭し



たる者は勝となり親より賭金を得、他の者は敗けて親に取られるのである。

第十節 柿の實切り

柿を横に切りて實の丁半に依り勝負を決するものである。

第十一節 紋合せ又は紋剥

此賭博には賭具として、白紙に大なる紋六個を畫き、此畫と同一なる紋を小さき紙に畫き、細く巻い

て右臺紙の左右に二十本許り順次に並べて貼付したるものが必要である。賭客が其臺紙の大きな紋の中其好む所に金を賭けた後、親が其左右に巻いて貼付しあるもの、中より一個を剥ぎ取つて廣げて見て其紋の處に賭けた者を勝とするのである。

第十二節 歩振高目

親と子の勝負にして、先づ親が將棋の歩駒五個を取りて振出し、次に子が同様順次之を振り若し子の振出したる駒の現はれたる表面の文字の数が、親の振出したる其数より多きときは其子の勝とし賭けたる金額を親より取得し、親の振出したる数より少き數を振出したる子の賭金は、親に取得せらるゝのである。此賭博は人數に制限なきこと論を俟たぬ。(福島地方)

第十三節 油豆

油豆アトクと稱する賭博は東京米穀取引所の定期米相場金額の端數の奇數なりや偶數なりやを豫測し、其當否に因りて勝負を決するのである。油豆の名稱は油アツとは油揚の略にて其形三角なるにより奇數を意味し豆トクとは豆腐の略にて其形四角なるにより偶數を意味するのである、此賭博は大正八年中札幌小樽地方に於て盛行はれたり。

第十四節 三突

親と子の勝負にして、各勝負毎に親は多數の基石中より若干を片手に掴みたる儘、之を其場に差出し勝負に加はる者をして一より三迄の數に賭金せしめたる上、掴みたる基石三個宛取り除き其殘數と同一の數に賭したる者の勝とし、他の者は負となる親は勝者には賭金を倍額にして與へ敗者の賭金は全部之を取得するのである。

第十五節 近目取り及上下

小揚人足等が荷物の看貫を爲す際に其目方により勝負を決する賭博を爲すのである。「近目取り」は各自貫數を想像して入札し、開札の上貫數に最も近きものを勝とし勝者は他人の賭金全部を獲得するのである。

「上下」は一名が何貫上下と呼びて、標準貫數を指呼し、賭者は随意に上なり下なりに金錢を賭け其賭金額は上の額と下の額と同等にして置くことは、骨子の丁半賭博と同じである。而して看貫して出た實際の貫數が標準貫數の上なりや下なりやにより勝負を決し、勝者は賭金の倍額を得るのである。

第十六節 闘鶏

此賭博は言ふ迄もなく軍鶏を闘合はし、其勝敗に金銭を賭けるのである。

賭場は「鶏ノ敷」と呼ばれる、此賭場内に闘合の席が設けられる、此席を「土俵」と云ふ骨子賭博の盆莫塵に相當する土俵には本土俵と卷土俵との二種がある、本土俵は土を深さ四尺位直径六尺位の圓壘狀に堀り下げ、其穴の内面に蓆三枚を縦に接ぎて貼り底面にも蓆を敷て作る、卷土俵は地面に蓆三枚を縦に接ぎ合はせたるものを横に樹て、之を以て圓陣を作り、地面に蓆を敷く而して此蓆は數人が立つて手にて支持する。

東京市内に於ては人家の二階等に土俵を設けるから本土俵は作れぬ、此際には壘を剝いで横に立て、圍を作り、其内に更に縦に連接した蓆三枚を横に樹て、圓陣を作り、床の上に蓆を敷くこともあるし、壘の上に圓陣を作ることもある、總て蓆を用ゆるものは鶏を傷けぬ爲である。賭場に參集するものは鶏師、客、(鶏主)胡摩師及見物客である。

鶏師は賭場開張者である一賭場に二人あることを普通とするが、一人でやることも勿論ある。

鶏師は賭場を準備し、闘鶏を集め客を招致するは勿論であるが、賭博が始つては闘鶏の取組を作り賭者氏名其賭する金額賭する鶏の稱呼を記帳し、賭金の付合せを調節し鶏を闘合はしめ、其勝敗を行司

し賭金の授受を掌り、木戸錢偽代筆墨料を徴收し及之を其歸屬者に配當する鶏師が二人であれば各一方の鶏に付て以上の諸項の記載を擔當する故便宜である。鶏師が二人ある場合には、行司は勝負一番毎に交替して行ふことに定つて居る。それ故に鶏師は一面開張者にして、且つ一面に於ては骨子賭博に於ける中盆の爲す職務を執行するのである。

客は賭客を指すのであるが、その殆ど半數は闘鶏を携提して參集するから、鶏主と呼ばれる鶏主は自己の持參した鶏を土俵上に送つた時には、必ず他の取組のときよりは多額に自分の鶏に賭けるものである。鶏主が自分の鶏に賭けた場合には「本人」と呼ばれ、之に對稱して他人の鶏に賭するものを「闘乘リ」と云ふのである。

鶏を賭場に搬入するに東京市内では靴に入れて提げ、又は特に作られたる籠に入れ、風呂敷に包みて脊負ひ、他の品物に假裝して来る。市外では絆纏の下などに忍ばせて来る。此點を知つて置くことは檢舉の際に便宜を得る、胡摩師は鶏師と常に連絡を取り、其依頼を受けて鶏主を招集し、或は自ら鶏を持參して鶏師に貸與す(其鶏が出場すれば偽代を取得する)等開張の幫助を爲し、且つ自ら客となつて勝負に加はる、胡摩師になるものは皆鶏商人であつて、此者が時々鶏の詐欺賭博をすることがある。

見物客は單に軍鶏の相搏撃する有様に興味を持つて見物に集る人で、賭客が二十人あれば見物客が十

人位はあるものである。鶏を持参した賭客なれば檢舉せられたとき、假令犯行を否認しても鶏の存在によつて幾分否認が出来惜しいが、鶏を持参せぬ賭客は見物客に過ぎぬ様に陳辯して罪を免るゝことがあるから注意を要する。

鶏師の記載する賭客の氏名は符で表はれては居るけれども、尙一應は鶏師の記帳を調べることを忘れてはならぬ。

此外に見張番の存することは他の賭博に於けると同断である。

此賭博に於ける賭具たる軍鶏は雛(當歳のもの)から三歳迄で二歳三歳は最も闘争に適する。蹴合は非常に鶏を衰弱せしむるもの故、十二月から五月初迄は此賭博が行はれるけれども、六月以後十一月迄は東京附近の如き、温暖の地では行はれぬ蹴合を初めるには先づ鶏師が取組を作る、取組を作るには體重身長年齢の三點を標準とし、之にその價格をも從とし參酌し、該標準に於て力相匹敵するものを取合はせる。斯く相匹敵するものを索むることは困難なもので、三十羽も持寄られた内から三組を選び出せば上乘である、又一開張に三組の蹴合を取り済ませることが手一杯である。

取組が定つた所で賭客は夫れく自己の欲する鶏に賭ける鶏師は、その氏名賭ける鶏(例へば赤とか笹とか黒とか毛色に依つて付けらるゝ)名賭金額を記帳し、双方の賭金額を調節符合せしむる。此標準が整ふと、鶏師は鶏を土俵際に持出して其羽翼の間を水にて潤ふす之を「鶏を濡らす」と云ふ。此鶏を

濡らす事は丁半ならば賽が投げられたことで、其後に於ては賭けに關する條件は特別の場合を除く外其變更を許されぬ。鶏を濡らせば直に之を土俵の双方より入場せしめる茲に於て蹴合が始まる蹴合中

(イ) 鶏は或は敵を搏たんとして過つて或は敵に怖ぢて逃げんとして、土俵外に飛出すことがある
三度迄は過失と見做して土俵に戻すが四度目に飛出したときは敗走せんとしたるものと看做し。

(ロ) 鶏が「コー〜」と鳴きたるときは敵を怖れたるものとして。

(ハ) 鶏が敵の威に壓せられて土俵に蹲踞したるとき。

(ニ) 闘ひ勞れ土俵際に倚たる足を前方に延したるとき。

(ホ) 鶏が敵を搏たんとしたる機みに過つて敵の羽番の下に首を挟み窮して蹲りたるとき。

(ヘ) 敵鶏の搏つを避けんとし敵の羽の下に首を差入れその儘敵に乗り壓されて脛が地面に付きたるとき。

は孰れも敗けと審判せられる。

搏撃二時間以上に亘りて勝負決せざるときは、鶏師は鶏主に引分くべきやを交渉し之に應ずれば、引分を宣告する。若し鶏主が尙繼續することを欲すれば、勝負の準據たる前記の事實が発生する迄は闘はせる賭錢は、其單位を軸一本(普通は單に一本と略稱する)とし、一本は十錢に値するのであるが通常一口五本以上五十本止り位で、五本以下のことはない。何本と云つても軸を現實に鶏師から賣出

すのではなく、何本と呼んで記帳せしむるのである。敗けたものは一本に付き賭錢十錢と自己の賭したる鶏の傷代として一錢を徴せらるゝ。

勝つたものは一本に付き八錢五厘の賭錢を鶏師から交付せられ、残りの一錢五厘の内五厘は筆墨料として鶏師に一錢は賭したる鶏の傷代として鶏主に徴收せらるゝ、引分のときに賭錢受授なきは論を俟たず。

傷代は職合をした双方の鶏主が取得する引分のときには賭者は自分の賭けた鶏の主に対し各賭金の十分の一を傷代として拂ふ。

筆墨料は當該職合の行司を掌つた鶏師の所得となる、取組一番交替に行司をするのであるが、奇數の取組番數が行はれたるときには最後の番組の筆墨料は行司に出たものと出すものとの間に折半せらるゝ、筆墨料の多寡は金の多寡に従ふが故に、各番の筆墨料に差異が生ずる。若し二人の鶏師の取得する所に餘り大きい庭徑を生じたときは双方の取得を併合し之を折半する。

引分のときには筆墨料はない。

右の如くにして勝負一番毎に鶏師の手によつて清算が行はれる。

敷代は木戸錢を以て之に充當する木戸錢は東京市内では、一人二十錢で賭場に入る際に徴し、市外に於ては十錢で開張の最中に集める胡摩師は單に賭客として入場したるときでも木戸錢を出さぬ。

右は正常の方法で所謂平均である。然るに、賭者が自己の賭けたる鶏の必勝を確信し、收穫を愈大ならしめんと企てたるとき或は一敗に多額の賭金を喪ふことを避くる爲め、自己保険を爲さんと欲したるとき、又は職合中闘鶏の上に特定の傷害が生じたるとき、若しくは恰當匹敵の取組を作ることが出來ぬ爲め不似合な鶏を組合はせたとき等には變體な賭法が行はれる。又は勝負の中途に於て賭博要件が變更せらるゝことがある。變體賭法には正常賭法と同時に相並んで行はれるものがあり、正常賭法とは全然無關係に執行せらるゝものがある。

(イ) 安目

安目は正常賭法による職合即ち平場が始つた後其中途に於て始まり、而して平場と並立して行はれる安目には圓四圓三圓二圓、十(以上を圓代と總稱す)及ビク四(五四)四六半ケ(貳拾錢と拾錢)の各種がある。先づ圓十に付て説明するならば、平場の勝負進行中例へば甲が自己の賭したる赤鶏の形勢が好く必勝の確信を抱きたるときは、甲は更に赤鶏の勝に壹圓を賭し、敵鶏なる黒鶏に賭けたる者の中から更に黒鶏に拾錢を賭するもの乙を覚める。之を安目を賣ると云ひ、之に應ずることを安目を買ふと云ふ。

此場合に赤鶏が負ければ、甲は平場と安目と双方に於て負けとなる。

之に反し甲が赤鶏の雲行が豫期の如く好くないと思へば、敵鶏たる黒の勝に壹圓を賭し赤の勝に

四十錢を賭するものを物色する。(即ち圓四を賣る)甲は赤鶏が勝つたときは安目に於ては四十錢取られ、赤が敗れたときには一圓を取る赤鶏が敗れば、甲は平場の勝負では敗けになるが、安目の方では勝つことになる。それ故安目の勝が平場の敗を補填し得るから保険の作用をなすのである。

此他の圓代も右と同一である、只勝負の數に對する信念の強弱が一圓に對し三十錢二十錢十錢と云ふ様に、双方の賭金の間の差額となつて表はれて居る許りである。

安目の中グ四は五錢と四錢、四六は四錢と六錢、半ケは二十錢と十錢の賭合であるが、半ケの外は計算に不便である爲め少い方の賭金を十錢に引直し、多い方の賭金をも之に正比例して引上げる。それ故にグ四に於て四を十錢に引直せば、グの方は十二錢五厘になり、四六に於ては十錢と十五錢と云ふ賭合になるのである。

圓代には筆墨料も傷代もないが、グ四、四六、半ケには平場と同様同率の傷代と筆墨料がある安目に於ては多い方の賭金が毎時も安目を賣るもの、賭金である。

(ロ) 準安目

安目ではないが、之に準すべきものに勝手目半分嘴半分及び東京百負けといふことがある。

勝手目半分 土俵に出る鶏が片目な場合に、若し蹴合中他の健全な目を潰されたときには、前記

の勝敗決定準據たる事實が発生せずとも之を土俵より上げ敗を宣告するが、情状は真正の敗ではないのであるから、賭金は半減せられ傷代筆墨料も半額に減せらる。

此勝手目半分るときには、鶏を土俵に入れる前鶏師は鶏主に對し健全な目を失つた場合に土俵から上げるか否かを豫め訊ねる、上げると答ふれば右述べた如き準安目になるが、上げぬと答ふれば平場に於ける勝負規則の適用を受くる軍鶏は盲でも闘ふことは出来る。闘つて居る中に敵手の方に何かの故障が起つて勝敗の局が轉倒せぬでもないと云ふ萬一を恃んで上げぬと云ふので、又此射俵が報びらるゝことは稀ではない、眼を潰さるゝことが十番に一番位はあるものである。

嘴半分 蹴合中に嘴が折れることがある折れたときには鶏師が鶏主に土俵から上げべきや否やを交渉する、上げることに決すれば負けと宣告せらるゝが、勝手目半分と同一の理由で賭金、傷代筆、墨料は皆半分になる、鶏主が上げぬと主張すれば、平場の賭法に違つて勝敗を決する、上げる上げぬと云ふ鶏主の意思表示は鶏師から交渉を受けた後更に三度蹴合はしめ然る上に爲される鶏主の此意思表示に對しては、賭者は異議を申立つる権利がない。軍鶏は嘴が折れても尙闘ひ得るもので「飛ビノアル鶏」(高く躍上りて蹴爪を利用することの巧なるもの)は嘴が折れても結構勝を占むることがある、三組の勝負の内には殆んど必ず一羽は嘴を折ると云ふ位頻繁に此場合が発生する。

東京百敗け 勝敗は普通一時間以上を要するものなるに意外にも三十分位で結果が付くことがある。此場合は俗に謂ふ所の勝負になつて居らぬのであるから、賭錢十錢から一錢丈け割引をする。従て勝者の得る所が一錢減じ此九錢から双方の鶏の傷代各一錢及び筆墨料五厘を控除した残りの六錢五厘が勝者の所得となる。

此他平場の一種に線香勝負と云ふものがある、良く相匹敵せざる取組が作られたとき線香が一本が焼け盡くる間に結果を付ける定で付かなければ弱い方と看做された鶏の勝に歸する外賭法は總て平場と同じである。

更に之より短期なるものに摘み残り半分(略して半分)と云ふものがある、線香を指にて摘みたる部分以外の長さの半分が焼け盡くる間に勝敗を決するので、右の線香勝負と同一賭法によるのである。

附

鶏師は各地に割據して居て定つた勢力範囲を持つて居る。然し他の賭博に於ける親分の繩張と云ふ様な厳しい規律又はその違反に對する制裁はない、骨子賭博の開張者は鶏師を利用し鶏の敷を開張せしめ參集したる人を驅つて、骨子賭博を其敷に於て開張することが十中の九に居る。此場合の内には骨子賭博の開張者は骨子賭博開始前は鶏師と共に自ら鶏師となつて其職務に従事し、筆墨料を取得するこ

とがある。此ときは兩種の賭博の開張者たること論はないが、鬪鶏の敷に於ては單に賭客として入込んで居て、潮合を見計らひ鶏師に渡りを付けて鬪鶏中又はそれが終つてから參集者を驅つて骨子賭博を鶏の敷に於て開張することもある。此時には單に骨子賭博に付てのみ開張の責を負ふべきである。然るに骨子賭博の開張者は大抵鶏師よりは博徒としては顔が良いものであるから動もすれば鶏師は骨子賭博の開張者に總ての開張の責を嫁する様な陳述をするものがある。

第九章 詐欺賭博

不正(イカサマ)の手段を用ひて、大金を騙取することは各種の賭博に行はれ、殊に骨子又は骨牌を用ゆる賭博に甚しいから此章を設けたのである。不正手段には賭場の構造、用技術、通謀等に分つて説明せん。

第一節 賭博の構造

骨子賭博では「穴熊」と稱せらるゝものが有名である、之は床に穴を穿ち白布を敷て穴を掩ひ壺箒を穴の上に伏せるのである。而して床下には乾兒が潜み居り、白布を通して骨子の目を數へ針を以て骨子を突き、適宜の目を出すのである。清水の次郎長が脇差を抜いて床に刺したと云ふ昔話に止まらず

現代でも行はれるから驚くではないか。床下から懐中電燈にて骨子の目を數へて居た處電光が壺箎に映じて發見されたと云ふ珍談もある。

花札賭博では客をば鏡を掛けたる壁又は衝立の前に坐らせ鏡面を通じて客の手札を見ると云ふ幼稚なものもある。

第二節 骨子及壺箎

壺箎には「スカシ」「横ケンジ」「ボタン窓」等がある。「スカシ」は箎の目が縦に透見し得るもので「横ケンジ」は横に透見し得るものである。「ボタン窓」は箎の側面に壓せば開く窓ありて、拇指を窓の上に於て箎を掴むのである。此箎には底部に於て十字に組むべき篋が一本多くて二十字に組んであるかを吟味すれば直に判明するのである。是等の壺箎には電賽ビカを用ゆるが普通である、電賽とは薬品を表面に塗布して光澤を發せしむるのであつて薬品は一瓶十五圓と云ふ高價で賣つて居る店があると云ふ。

骨子には種々の不正品がある。主として丁半賭博の爲め

一、電賽ビカ 表面に光澤を付したるものにして、半目に光澤を付したるものと丁目に光澤を付したるものとの二種あり。

二、粉引コヒキ 之は骨子の體內空虚にして之に金砂又は銀砂を充填し丁の目又は半の目に小孔ありて之よ

り、金砂、銀砂が流れ出す様に作られたるものにて、其砂色を見て伏せられたる骨子の表が丁なりや、半なりやを知るのである。此骨子は碎き易いから博徒等は骨子を嚙んで不正なりや否やを試みるのである。

三、二四六、五三一ピン（二玉一玉）之は骨子の全面に偶數（二四六）又は奇數（五三一）の一方のみを目盛せるものである。多くは此不正骨子と正しき骨子と組合はせて使用し不正の發覺を防ぐのである。

四、「トビサイ」一名「ガリ」之は丁の目又は半の目の一方から細き小針が出る仕掛になり居り、壺で伏せて布の上をすべらせるとき小針が引掛かりて半又は丁の一方が表はれるのである。之は「粉引」と組合はせて使用することがある。

五、鉛 丁の目又は半の目の一方のみに鉛を填めたもので、其重みで反對の面が常に出る様にしたものである。此骨子は二本の指で兩角（對角線上の）を挟み之を緩め將に顛落せんとするときに半なり丁なりの一方のみへ廻轉するから其不正を發見することが出来る。

六、網 極細き絹糸長さ三寸（夫れより長きものを使ふことは抜群の技量を要す）のものを松脂にて二個の骨子の間に附著せしめ壺で伏せた際糸を引て豫定の目を出すのである。糸を引て二個の骨子を分離し、相當の間隔を保つ様にするのが手腕を要すと云ふことである。

以上は丁半賭博に使用するものである。

七、「スメクラ」之は天賽賭博にのみ用ひらるゝ不正骨子で、全面白のもの二個又は全面黒のもの二個である。天賽に用ゆる五個の骨子中二個と此不正骨子二個と拘替へて用ゆるのである、賭博事件檢舉の際に此不正骨子二個のみが押收せられることがある、證據物件を見ずして起訴した検事は法廷で狼狽することがある。十年前に唯一の證據物なる骨子二個が全部白色なりしかば辯護人は斯の如き骨子を以て如何にして勝負を決し得るやと論じ、初心の検事をして危く事件を抛棄せしめんとしたことがある。昨年も全部黒色の骨子現はれ判事を驚かしたことがある、是等の場合は不正骨子を所持したまゝ捕へられることを恐れ（博徒仲間の制裁を受く）逃走の際に正しき骨子を持去つても不正骨子は故意に棄てたのである。而して通常賭金が嵩み勝負が熟して來ると不正骨子が用ひられることになるのであつて、不正骨子の遺留された場合は大賭博があつたと推定されるのである。

第三節 花札

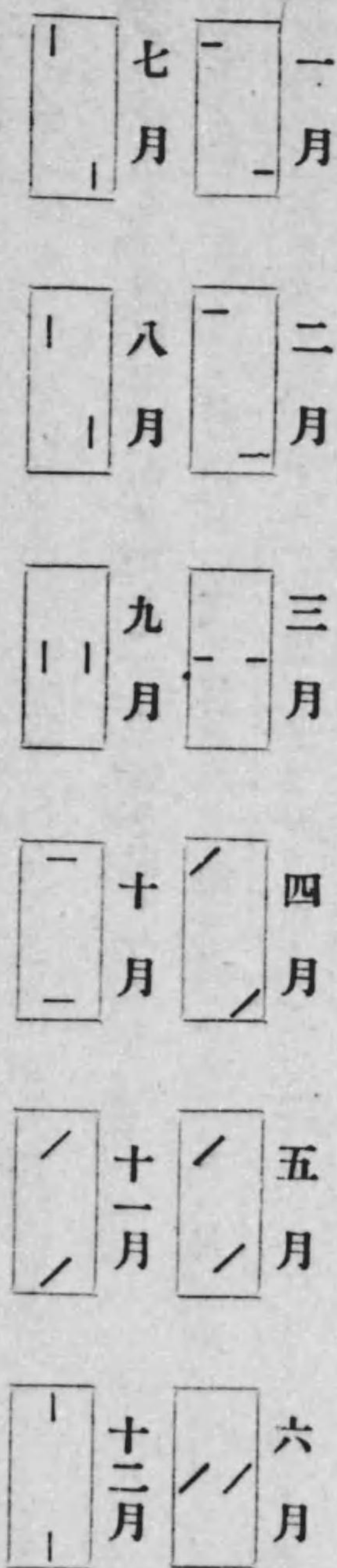
花札の裏面に目印を付けて置くことは、一般に行はれ詐術である、従つて賭博には古札を嫌て新札を用ゆるのである。押收の花札の甚しく手擦れたるを見て被告を常習者なりと即斷するのは大間違である。

大勝負になると新札が幾組も準備され少し手擦れると札を取替へるのである。其捨てられた札は以呂波加留多となりて玩具屋へ現はれる程其程早く花札は捨てられるのである。次に花札の値段を知つて置くことも大切である。現今一組五十錢が一番安いのであるから赤黒一揃は一圓となり高いのは三圓以上のもある尤も高價のものは多く不正品である。

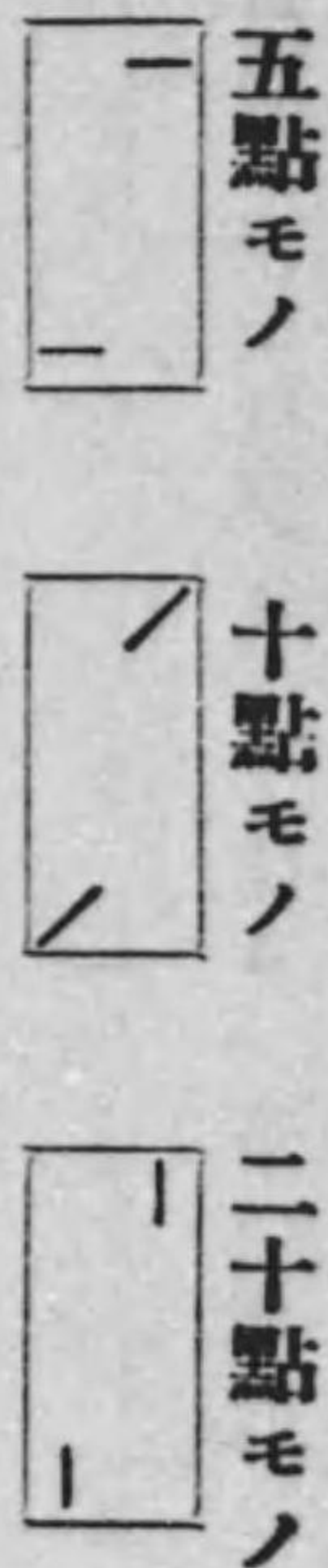
「花札を買て來て一厘花をやりました」と云ふ自白は大に注意すべきものである、一厘花をやつたと云ふは多くの場合罪をかるからしめんとする辯解であつて安價ならざる花札を新調したこと其れ自體は本勝負をなさんとする意思を推定し得るからである。

花札の裏面に目印を付する方法は朱點黒點爪痕針跡を付することが普通であつて之は誰れにも出来るのであるが、初より不正品として製造されたものがあるから之を例舉する。

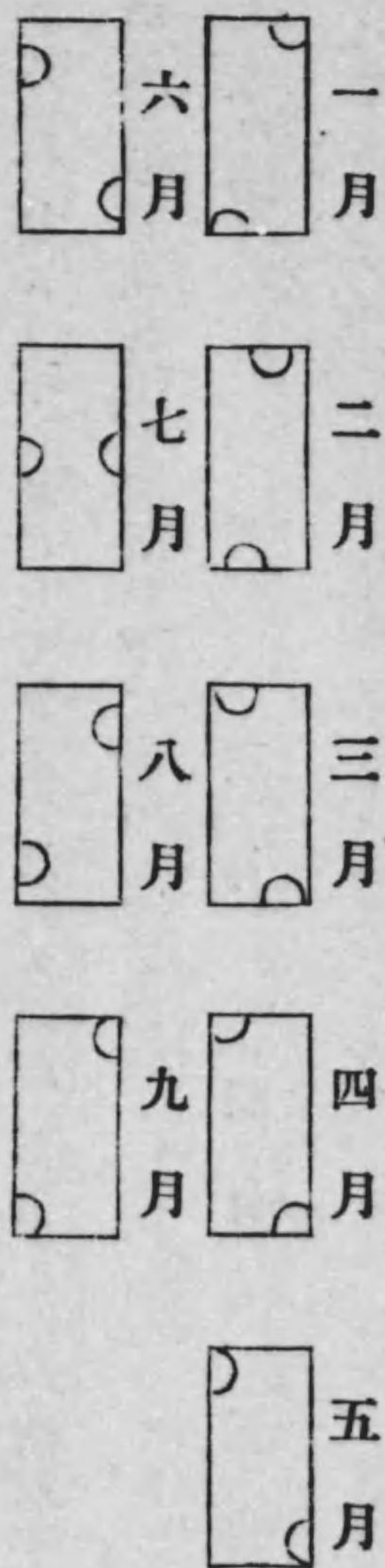
一、毛入ガン付花札毛を裏紙の下に貼込んだもの。



普通のガン付は九月迄なり、十二月迄あるを總ガン付と云ふ又點物ガン付は



二、削^ギガン付花札、臺紙の裏面を削き之に裏紙を貼りたるもの。



三、長札 之は縦に切り出す爲めに長くしたるものにして長札の下に自分の必要なる札を入れて置けば切るとき必長札の所より切れるからである。

四、廣札 横に切り出す爲めに幅を廣くしたるもので、長札と同じく所要の札を切り出すに用ゆるのである。

五、パチ札 廣札の一種で札の一方がパチ方に廣くなつて居るのである。

六、後先用二六花札、二種あり。

(イ) 粗滑^{ザラス} 札のすべすべ(滑)とザラザラ(粗)とにより大札小札を區別するのである、小札とは二、三、四、五、六月のこと大札とは七、八、九、十、(一)十一、十二月のことなり。

(ロ) 厚薄 札の厚薄により小札、大札を區別するのである。


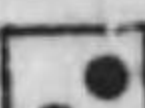







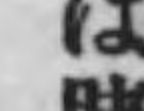


第四節 技術及通謀





不正の賭具を使ふには相當の技術を要するのである、不正骨子を壺策へ通はせるには先づ之を耳朶に挟んで置たり膝下に蔭して置たり、又小指に一個、拇指の基部に一個を蔭して置き機を見て正しき骨子と掏替へるのである。之れには「ギシ」又は「タワ」と稱する専門家ありて常に不正骨子を所持し賭場開張者の招きに應じて、賭場に赴き僅々一二時間の間に客の金を捲上げ辭し去るのである。高い手當で雇はれる者であつて一夜に數箇所の賭場に招かれると云ふ。

花札を切るにも手品師以上の技量を有するものがあるので、ある指の背面に札を挟んだり口中へ札を蔭したり又頸部から背中へ札を落したり(滑落を能くする爲め絹裏の繻絆を著用すと云ふ)するさうである又長札、廣札等を用ひずして所要の札を切り出すことをするのである。而して客を慥ますには數名通謀するが普通である、相互に豫め定めたる方法を取るのである。暗號合圖により打合はせることも論はないカブ賭博に付て一例を上ぐれば胴親に一月を配る様に打合はせ置くのである。親には四一、九一の擲目がありて常に優勢の地位を得るからである。若し客が親となりしときは共謀者は一同にて或る一つ札に集まると云ふことである。

第十章 骨子四個を使用する賭博

第一節 「ムジナ」(猪)

此賭博は胴親と賭客とが勝負する賭事に屬し、加入者の數に制限がない。賭具としては骨子四個壺筈一個の外「チヨボー」に用ふると同様一六、五二、四三の數字を記入した紙(第一圖参照)を必要とするのである。盆産を使用せぬことも「チヨボー」と同様である、賭者は「チヨボー」と同様自分の欲する場所に賭金し、四個の骨子の中の一個の出目が賭けた場所の目と一致するときは、賭金と同額二個揃ひたるときは、賭金の二倍、三個揃ひたるときは三倍、四個揃ひたるときは四倍を得るのである。例へば甲は一に、乙は二に、丙は三に、丁は四に、賭けたとして出目が     であれば甲と乙とが各同額を受け、丙と丁とは賭金を親に取上げられ     と出れば、甲は二倍乙は同額を受け、丙丁は賭金を取上げられ     と出れば、甲は四倍を得ることになるが、乙、丙、丁は賭金を奪はるゝことになるのである。

此賭博には二つの掻き目(勝目)がある之は「狐チヨボー」と同じく   (シグイチ)と   (サンニロク)とであつて、此目が出たときは、胴親は賭金全部を沒收することになるのである。

寺錢は胴親が出すので其割合は「チヨボー」に付て述べたと同様である。

第二節 「ムシ」

「ムシ」は關西殊に大阪地方が本場との事であるが近來東京管内に於ても、水上生活者其他の勞働者の間に相當に流行して居ると云ふ博戯である。

此賭博は花札を用ひて「サシ」で勝負を決するものであるが、一組の勝負には四人迄が参加し得るのである。其方法は先づ四十八枚の花札の中から牡丹の札四枚と、萩の札四枚合計八枚を除き、残りの四十枚の花を使ふのであつて、之を場へ八枚晒し各自へ八枚の札を配り、残りの十六枚は場に伏せて置く、かくして親になつた者から交互に八々の方法に依りて、札を合せて行つて一勝負終てから得點の計算をするので、各札の價值は「八々」と同じことであるが、勝負の計算法は多少異つて居る「ムシ」に於ては牡丹及萩の札を抜いてあるので、札の總點數は二百三十點となる。従て一人の得點は百十五點が限界であつて、それ以上の得點があれば勝となる譯である。而して此賭博の特異の點は勝數九十點に満たなければ勝とならないことであつて、一點から九點までの端數の場合には凡て切り捨てるので、十點のことを一杯と云ふのであるから、十點勝つても十九點勝つても同じく一杯の勝で二十點勝たなければ「二杯」の勝にはならないのである。同様に二十五點の勝の場合も端數の五や九を切り捨て、計算するから、何れも「二杯」の勝に過ぎないのである。此の點は「八々」で謂ふ「扱ひ」

の方法に似て居る。

此の賭博には手役は無く場役が左の通り三種ある。

- 三光 松の二十物、梅の十物、櫻の二十物
- 藤 藤の札四枚
- 桐 桐の札四枚

右の場役は出来ても勝負を中止することはなく、得點に場役の點數を加へて、勝數を計算するので場役の點數は三光が二十五點、藤及び桐は各十點といふのが普通の相場である。

此賭博は吟味などはなく、各の勝負毎に金錢の授受を爲すのであつて、賭金額は「一杯幾何」と定めるので、通常一杯二厘乃至五錢位で、稀には五十錢位、大きいのも有ると謂ふ。

第十一章 麻雀

麻雀は支那加留多で支那で作られ、其の後支那は勿論世界に傳播し、最近我國の中流以上の者の間に盛んに流行する様になつたもので次の圖の如き牌百三十六個を使用し、四人一組となつて行ふ博戯である。



其の牌は象牙又は牛骨に竹の裏打をした、長方形の高さ一寸幅八分厚さ四分位のものである。其方法は先づ東西南北の方位を定め次に親子を定める親は順番になるのであるが、親が勝つた時は連莊と云ふて何回も親を續けるが、

其の他の者が勝つた時は、一回毎に親は順次に右隣に移り、各人が親を一回するので、一廻りとし四回廻りて一勝負となるのである。

それ故最初勝負を初める前、各人に金錢代用の次の如き計算器一點を十本十點を九本百點を九本千點を二本合計三千點を分配して置くのである。



此の博戯は後に説明する如く、點數及び役の計算に依つて勝者と敗者の得點の差額は可成り多額に上るのであるから此の點は特に注意すべきである。賭金に付ては別段の定めは無いが、勝負の前豫め一牌一普通牌

鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥
竹二	竹二	竹二	竹二	竹二	竹二	竹二	竹二	竹二	竹二
竹三	竹三	竹三	竹三	竹三	竹三	竹三	竹三	竹三	竹三
竹四	竹四	竹四	竹四	竹四	竹四	竹四	竹四	竹四	竹四
竹五	竹五	竹五	竹五	竹五	竹五	竹五	竹五	竹五	竹五
竹六	竹六	竹六	竹六	竹六	竹六	竹六	竹六	竹六	竹六
竹七	竹七	竹七	竹七	竹七	竹七	竹七	竹七	竹七	竹七
竹八	竹八	竹八	竹八	竹八	竹八	竹八	竹八	竹八	竹八
竹九	竹九	竹九	竹九	竹九	竹九	竹九	竹九	竹九	竹九
一餅	一餅	一餅	一餅	一餅	一餅	一餅	一餅	一餅	一餅
二餅	二餅	二餅	二餅	二餅	二餅	二餅	二餅	二餅	二餅
三餅	三餅	三餅	三餅	三餅	三餅	三餅	三餅	三餅	三餅
四餅	四餅	四餅	四餅	四餅	四餅	四餅	四餅	四餅	四餅
五餅	五餅	五餅	五餅	五餅	五餅	五餅	五餅	五餅	五餅
六餅	六餅	六餅	六餅	六餅	六餅	六餅	六餅	六餅	六餅
七餅	七餅	七餅	七餅	七餅	七餅	七餅	七餅	七餅	七餅
八餅	八餅	八餅	八餅	八餅	八餅	八餅	八餅	八餅	八餅
九餅	九餅	九餅	九餅	九餅	九餅	九餅	九餅	九餅	九餅

一万	二万	三万	四万	五万	六万	七万	八万	九万
イワン	アルワン	サンワン	スウワン	ウツワン	リョウワン	チャイワン	ハツワン	チュウワン
一万	二万	三万	四万	五万	六万	七万	八万	九万

二特別牌

東	西	南	北	中	發
トシヤク	シイヤク	ナシヤク	ハイヤク	ノ代リニ	ノ代リニ
東風	西風	南風	北風	中	發
龍	龍	發	發	鳳	鳳
紅龍	紅龍	ノ代リニ	ノ代リニ	鳳	鳳
白	白	中	中	發	發
字無シ	字無シ	白	白	紅中	發財
中	中	發	發	鳳	鳳
ノ代リニ	ノ代リニ	ノ代リニ	ノ代リニ	鳳	鳳

點一厘若くは二厘と定めて置くのである。

同一種同一牌は各四個宛例せば**一万東**は各四個の如くあつて普通牌は百八個特別牌は二十八個ある。

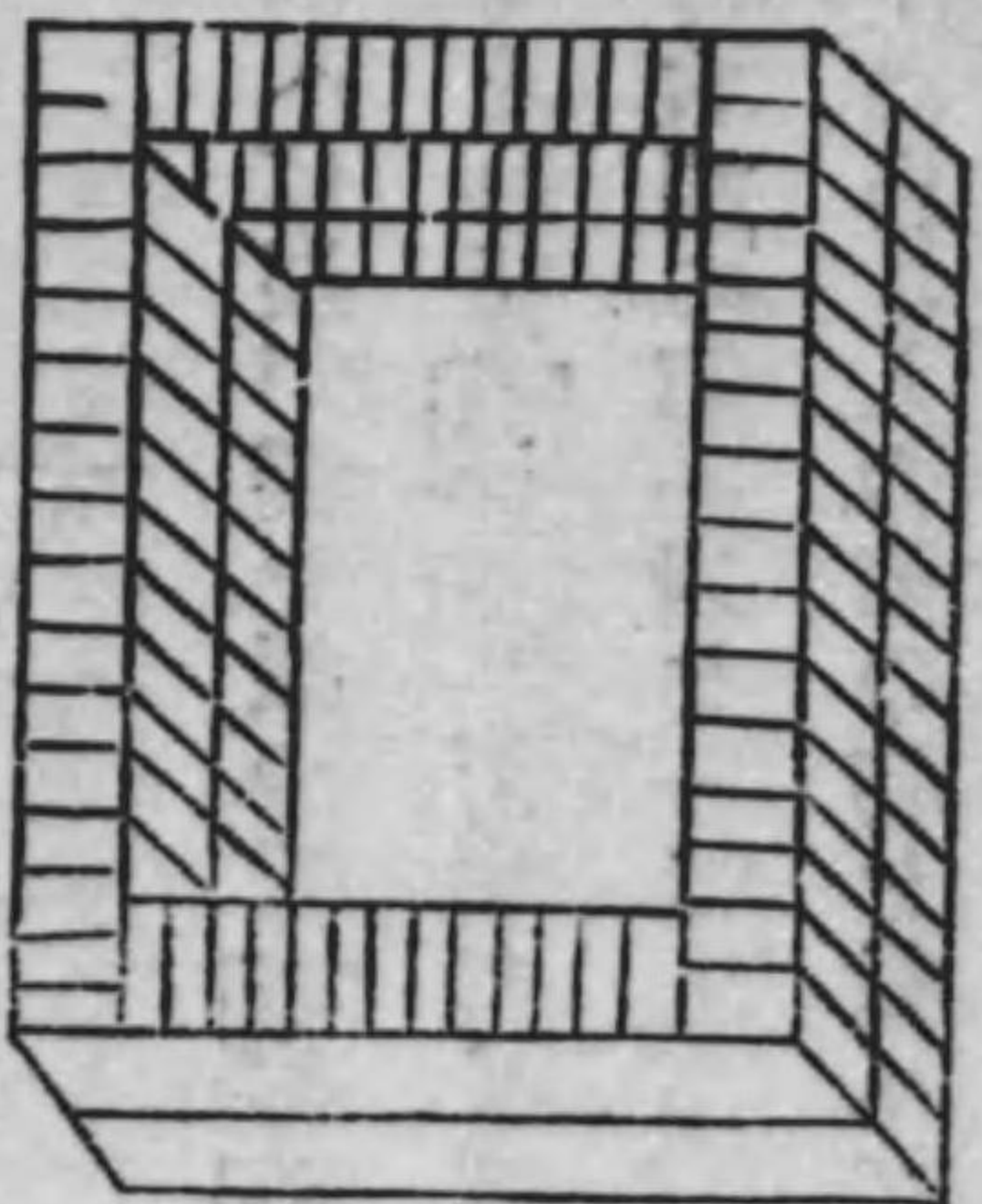
座席の定め方

第一に方位を定める、之は自然の東西南北ではなく、單に席の順序を示すもので四名の中一名が二個の賽を振り、其の目の合算數丈け其人より右に算へたとするが東位となり、其反對が西位東位の右が南位左が北位となる例せば賽の目の合算が四となり賽を振つた人の序が○とすれば、其の人より右に數へて四番目○の4が東位となり○となる。

以上は方位丈けの定め方で、何人が其序に座るかはその方位で決する。即ち東西南北の牌を一個宛取出して前に賽を振つた人の前に裏向きにして、能く混せ其人が又二個の賽を振り、其目の合算數丈け其人より右に算へたところの人が


1	2	3	4
---	---	---	---

 の1の牌を取り、順序に其右の人より234の牌を取り、其文字通りに先きに定めた東西南北の序に就く。



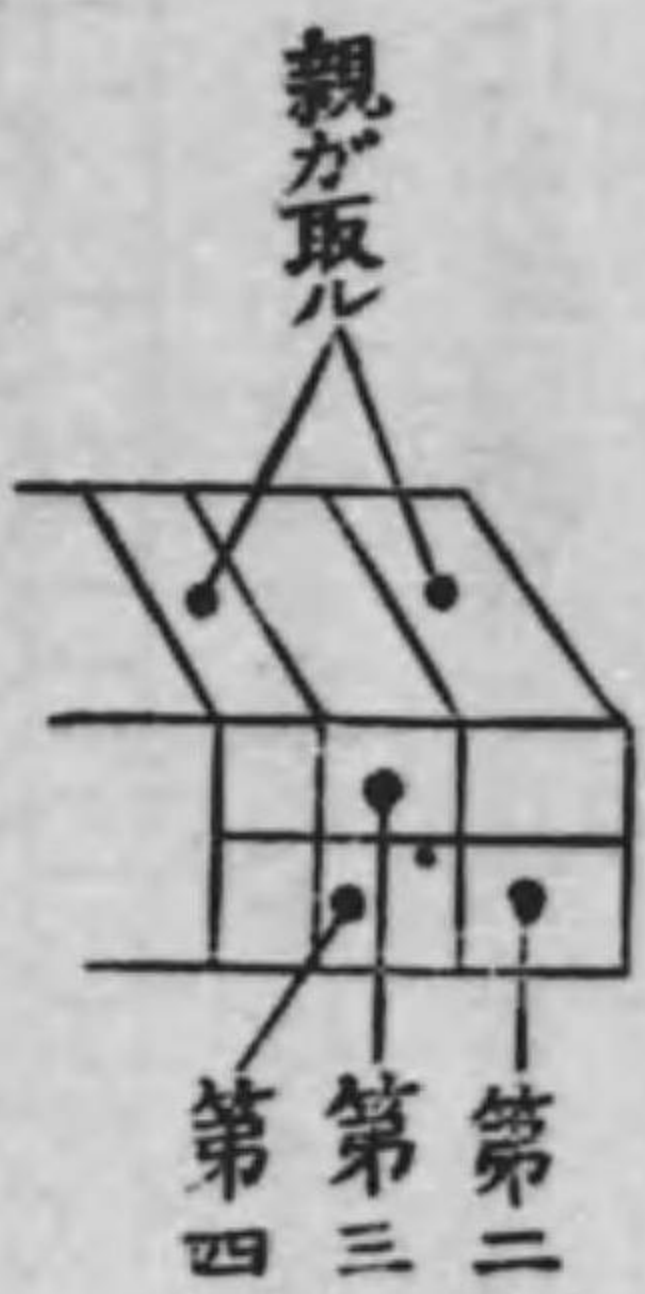
次に全部の牌を裏向きにして混合はせ、四人で上圖の如く牌を二個重ね、十七對宛四角に自分の前に列べる。

親子の定め方

東の方位に坐して居る人が、二個の賽を一度若くは二度振り、其目の合算數より一を減じた數丈け、其人より右に數へた場所に居る人が親となる。其處が東の方位となる親の前は西右は南左は北となり、之は子である此の方位の定め方は親が代る度に適用され、新たに親になつた者の位置が東に變更され、右と同じ様な方法で他の方位が定まる。之は後に役の成立に關係がある。親になつた人には  と云ふ圓筒の中に東西南北の札の入つて居るものも渡し、親が常に之を所持して親なることを示し初め、東の札を上穴より見える様にし四人共一度親になつて一廻りすると札を西に替へるのである。

牌の分配法

親が定まると親は二個の賽を一度振り、其合算數丈け其人より右に數へた場所に居る人が、更に右二個の賽を振り以上四個の賽の目の合算數丈け二度目に賽を振つた人が、自分の前に列べてある牌の右端の一對を第一としてそれより左に數へ、其最後の次の對より第一に親が二對四個の牌を取り其次は右隣の人が二對取り、順次に三回迄に對四個宛取つて四回目には親は重つて居る牌の上部丈けを一つ



飛ばして上圖の如く、二個取り其他の人は第二第三第四と順次に一個宛取るのである。そして親は十四個其他は十三個の牌を取つたことになりそれを皆他人には裏向けに自分の前に横に一文字に列べる。

例へば親が賽を振つて が出たとすると、親より右に數へ十番目に當る人が、又右の賽を振つてそれで が出たとすると、其合計は十九となる。そこで二度目に賽を振つた人の前にある駒の右端の第一對を一として、右に十九數へて行くと其人の分では二對不足する。そこで其不足分は其左に居る人の前の駒を數へて行つて、第十九對目の上の駒を第十七對目の上に、下の駒を第十八對目の上に各三段に重ねて、其處が最後である様に判り易くするのである。

競技法

牌の分配が終ると、次は牌の組合せを行つて一番早く組合せ終つた者が勝者となるのである。其方法は同一種類のものを三個組合せる、其合け方に二種ある。一は順序牌を合せるので の如し。但同一牌を合せる時は四個合せると、三個の時より點數が優秀となるが順序牌の時は必ず三個に限るそれ故東西南北

白中發は各獨立の牌であるから、絶對的に順序牌の組合せにはならぬが、其代り之等の牌は同一牌二個でも點數のある場合がある、最初先づ親即ち東位の人が他の人より一個丈け牌を多く持つて居る故、前記の組合せに不要な牌一個を中央に出して捨てるので、其時は其名稱を呼んで表面を上にして捨てるのである。

そこで若し他の三人が之と同じ牌を二個以上持つて居る時は、三人の中何人でも「ボン」と云つて其牌を貰受け、右二個の牌と合せて同一牌一組を作るのである。又其牌を捨てた人の右隣りの人に限り捨てられた牌と順序牌を作る二個の牌があつた時は、其右隣りの人は「チイ」と云つて其牌を貰受け、順序牌を一組作るのである。「ボン」と「チイ」が重なる時は、「ボン」の方が優先する貰受けた牌で一組合せて作つた時は必ず自分の前へ何人にも判る様に、表面を上にして出して置き手持牌より一個を捨てるのである。親が一個の牌を捨て何人も之と組合すべき牌を持つて居らぬ時は順番として其右隣りの人が場に裏向になつて居る牌を順番に一個取り、其牌其他のものでも良いから親がしたと同じ様に、不要のものを一個捨てるのである。それで又前述の通り「ボン」とか「チイ」とか云つて、其牌を貰ひ受けるのであるが貰受ける人がない時は、又其右隣りの人が同じ様に繰返して行ふのである。

貰受けた牌で組合せが出来た時は必ず自分の前に出さなくてはならぬが場に伏せてある。牌を取つて来て組合せを作つた時は態々自分の前を出して他人に知らせる必要は無い。

注意。

一、「ボン」の時は順番以外の人でも「ボン」と云つて牌を貰受けることが出来るのであるから、順番の人は一人でも二人でも抜かされるので、其次の順番の人は「ボン」と云つた人の右隣から始まるのである。

一、一旦捨てられた牌は其時限りで、其次の順番の人が牌を取つた時は其牌は最早永久に役立てることは出来ぬ。

一、三個同一牌の組合せがあつて一個貰受けるか、又は場より受取つて来て四個一組とした時は、開槓カイカンと稱し、「最初三重にした牌の右側の一個を取つて来て不用の一個を捨て、四個組合せたものは自分の前に表面を上にして出すのである、其次に開槓となつたものは三重にした牌の左側の一個を取り其後で先に三重にしたと同じ方法で補充して置くのである。

例せば親が を捨てたとする、其時何人でも を持つて居る時は、「ボン」と云つて を貰受 の一組を作る、又何人も を有せざる時は、親の右隣のものが か を持つて居る時は、「チイ」と云つて貰受け二三四か、三四五か何れかの順序牌の一組を作るのである。而して右何れの

時も不用の牌一個を捨てるものである。

決勝

麻雀は何人でも一人が勝てば勝負は決するので、点数の如何に拘らず勝てば上り点数があるから、零点でも良いから早く勝のが大切である、今一個で上ると云ふ時は前述と異り同一牌は勿論順序牌でも順序の如何に拘らず、何人が捨てた牌でも「ホーラ」と云つて貰受けることが出来る。

注意。

一、右の場合に限つて同一牌一組二個になつて居れば、他のものは全部同一牌三個若くは四個順序牌三個揃ふ様にすれば上りとなる、但し順序牌一組二個では不可である。
一、他人の捨てた牌で二人同時に上る時は先順位の方が上るのである。

採点法

麻雀の採点法は、他のものには見られぬ獨特のもので、勝者は敗者から自己の点数丈けを受取るのみで自分は決して敗者には支拂はぬ、敗者三名は自分に後述の役があつても、勝者には其者の点数丈け支拂ひ敗者同士は各自の得点を比較差引いて敗者同士間に点数を授受するのである。即ち
一、勝者への收支

(イ)親が勝つた時 三名の子は親の点数丈け各自親に支拂ふ。

(ロ)子が勝つた時 親は子の点数丈け其子に支拂ひ、残りの二人の子は勝つた子の点数の半額丈け各自其子に支拂ふ。

二、敗者同士の收支。

(イ)親と子とは各自の点数の差額を受授する。

(ロ)子同士は各自の点数の差額の半額を受授する。

右が普通の方法で他にも定め方はあるが要するに子同士と子對親の計算は一對二の比で受授される。而して麻雀には、次に述ぶる牌の組合及び役の計算の外上り点数と満点(満槓)がある、上り点数は勝つた人に附加点数が附加されるのである。

上り点数は普通十點二十點三十點四十點五十點である。

附加点数は十點である。

満点は三百點四百點である。

右は最初豫め決定して置くので満点が定めてあれば、夫れ以上の点数があつても満点を限度に切り捨てるのである。

点数の計算に付注意すべきは、一組合せの中にも「ボン」と云つて、他人の捨てたものを貰受けて作つた一組と自分自ら場に伏せてある、牌を取つて来て作つた一組とは点数に相違がある、前者を明と云

ひ後者を暗と云ふ。

点数

一、順序牌 三個一組で零點である。

一、同一牌 皆点数あり開槓が出来て、四個の牌を自分の前に列べる時暗の場合は兩端のみ表面にし

中央二個は裏向にして置き明の場合は全部表面を上にして、明暗の區別をつける。

点数の區別は次表の如し。

牌の種類	三個の時	三個の時	四個の時	四個の時
同一牌一又は九	四點	八點	十六點	卅二點
同一牌二より八迄	二點	四點	八點	十六點
特別牌	四點	八點	十六點	卅二點

例外(一)順序牌で上りとなつた時、例せば **七万** **八万** の持牌があつて、**六万** 又は **九万** を取つて上つた

場合明なれば零點暗なれば二點となる、中央例せば **六万** **六万** の持牌の時 **七万** を取つて上つた場合明なれば二點暗なれば四點となる。

(二)特別牌二個を有する時は、勝負の如何に拘らず二點となる同一牌二個で点数あるは特別牌に

限る。

役

麻雀で役が出来ると必ず翻する翻とは倍すること、一翻は二倍、兩翻は四倍、三翻は八倍、四翻は十六倍と云ふ風に等比級数的に倍加することになる役には色々ある様であるが其重なるものを左に掲げる。

一、牌に與へられたる役

白中發は一種一組毎に一翻する二組の時は兩翻する。

東西南北は其方位に居る者が其方位と同じ種類のもの一組を作る毎に一翻する。

二、出來役

イ、全部同一牌で上つた時

一翻

ロ、一と九の同一牌三組暗で全部同一牌で上つた時

兩翻

ハ、全部同一牌其中特別牌一組で上つた時

兩翻

ニ、全部一と九の同一牌で其中特別牌一組

三翻

で上つた時

滿點

ホ、同一種の同一牌で上つた時

滿點

ヘ、特別牌三組以上で上つた時

滿點

ト、東西南北四組揃つて上つた時

滿點

チ、一と九及び特別牌各一個宛で上つた時

滿點

リ、同一牌四組で暗で上つた時

滿點

以上の役は無論重複することがあるが、例せばイ、ロが出来た時は三翻となる。

以上の如くして決勝し點數の計算が終ると、前述の如く各人に分配した計算器で點數丈け授受し、四廻りして一勝負終つた後、最初豫定した賭金額に依つて金錢に換算して其の授受を爲すものである。

附録

インチキ詐欺一般

第一章 義理事及事義理師の由來及意義

抑も世間に所謂「インチキ」とは普通「鹿追詐欺」を謂ひ「インチキ師」とは「鹿追詐欺」を爲す犯人を稱するが如し、然れども「鹿追詐欺」は廣義の「インチキ」詐欺の一種に過ぎずして所謂「インチキ詐欺」は單り「鹿追」のみならず、他に幾多の種類方法あり蓋し「鹿追」其他の詐欺を常業となす者の社會に於ては他人より金品を騙取することを俗に「ギル」と稱す義理事及義理師なる名稱は此「ギル」なる語に由來するものにして、彼等社會に於ては詐欺を爲すことを義理事と稱し一定の組織系統の下に職業的に此種の詐欺を爲すものを義理事師と稱す而して義理事師なる名稱は日本全國に於て用ひらるゝものとす。

故に義理事とは詐欺のことを意味し、義理事師（又は一名廣義の「インチキ師」とは一定の組織系統の下に職業的に「鹿追」其他特種の「インチキ」詐欺を行ふ詐欺師を總稱するものと謂ふことを得べし。

第二章 義理事師の行ふ詐欺の種類

義理事師（又は廣義のインチキ師）の職業的に行ふ詐欺の種類を大別して

- 一、鹿追
- 二、土砂流（又は御天氣）
- 三、鐵砲事件
- 四、ペーパー事件（又は交換事件）
- 五、的屋又は「ヤシ」の行ふ詐欺賭博
- 六、化ケ師の行ふ詐欺賭博

の六に區別することを得、然り而して右の中土砂流鐵砲事件及ペーパー事件には詐欺の手段として賭博を用ひざるも其他のものに付ては常に賭博を伴ひ、其間に欺網手段を施し被害者より金品を騙取するものなり。而して以上六種の詐欺は孰れも之を單獨にては行ふこと能はず、少なくとも二名以上の共犯あることを必要とす。

第一節 鹿追の種類

鹿追は其犯罪手段の異なる點より觀察して（イ）普通の鹿追及び（ロ）「事件」又は「ソヤ」又は「引出」若くは「出シ」の二種に區別することを得べし、而して鹿追を常業となす、詐欺師を東京地方に於ては「ザワ」師名古屋以西に於ては「インチキ」師又三河地方に於ては「オヒネ」と稱す。

第一款 普通の鹿追

普通の鹿追は多くの場合四名の共犯を要す、即ち四名中の一人は「アオリ」又は「ダキ」一人は「忠兵衛」一人は「盡大」又残りの一人は「ウワ」なる役割を擔任し、先づ「アオリ」が公園停車場又は神社、佛閣等人の群集又は遊覽する場所に於て見込みを付けたる被害者に話し掛け之れを誘致せる所へ共犯の一人なる「忠兵衛」が互に相知らざる體を装ひ出て來り道を尋ねるとか又は附近の名所舊跡を尋ねるとか適宜の方法にて話し掛け之に加はり、三名互に住所職業等の告げ合ひ（犯人は孰れも出鱈目の住所職業を告げ）發車時間の待合せ又は附近の名所見物等に托して豫て結托（稀に結托なきものあり）せる（ハウス）又は「敷」と稱する旅館又は料理店等に登り飲食し居る所へ豫め待合せ居たる共犯者の一人たる「盡大」が之れ亦初對面の體を装ひ別室より話し掛け一座に加はり（盡大は三名が旅館料理店に來る途中にて道連れとなり、一座することもあり）被害者の住所が神戸市なれば「盡大」は之に向ひ神戸に何職の何某（虚無の人物）なるものありやと尋ね被害者に於て知らざる旨を答ふるや、なき筈なし實は自分は先日何地（廣島、岡山、福岡等適宜の場所を云ふ）の何旅館にて其何某よ

り「見切ガツバ」（一名見合相場）なる賭博を勧められ之を試み大敗したるが再度の勝負を約し、今回取返しの爲め行き居る途中にて現に懐中には數千圓（例へば五千圓とか六千圓とか云ふ）を所持し居れりと語り之を聽きたる「忠兵衛」は「盡大」に對し夫れは「インチキ賭博」なり勝てる筈なければ中止せよと忠告するも「盡大」は聽容れず、茲に於て「忠兵衛」は然らば「インチキ」なることを實驗して示すべしとて其場に在合す基石又は燐寸の軸木にて「見切ガツバ」必勝の方法（見切ガツバは例へば二ガツバなれば一、二の目を定め胴親が基石又は燐寸の軸木を握り子方の張りたる數丈除外し其殘數を二個宛計算し最後に残りたる數が子方の張りたる數に符合するや否やに依り、勝負を決するものなれば奇數を握るときは胴親の必勝となることは數理上當然なり、三ガツバ四ガツバにても同一なりを示し以て被害者を感服せしむると共に「盡大」を説破し再度の勝負中止方を勸告するも「盡大」は右必勝の方法を理解せざる如く却て忠兵衛に對し入らざる干涉を爲すことを立服し互に口論を始めたる後遂に「忠兵衛」と「盡大」との間に於て實際の勝負を爲すことを約し「盡大」は「豆腐」と稱する假裝の紙幣包即ち所持金を取出し例へば、五千圓なれば五千圓と稱し、其場に出し「忠兵衛」に對しても同額の現金を其場に積むべきことを請求す茲に於て「忠兵衛」は共犯者たる「アオリ」及被害者を別室に呼び相手方「盡大」の金を取り分配せんことを提議し例へば「忠兵衛」と「アオリ」の所持金（假裝の紙幣包）を合して二千圓なりとして被害者に三千圓の支出を求むるや被害者は「忠兵

衛」の實驗により「見切ガツバ」必勝の方法を理解せるを以て慾心に驅られ、之に同意し現金三千圓を支出し五千圓の調達出來たるを以て愈「盡大」と勝負を開始す而して其方法は子方の勝の際は賭金の五倍を取り胴親の勝利の時は子方の賭金のみを取り上げ五回反覆して差引計算をなし勝負を決せる約束の下に「忠兵衛」「アオリ」及被害者が胴親となり安心を與ふる爲め「忠兵衛」が被害者に石又は軸木を握らしむるものなるが欺罔手段は此間に施さるゝものにして即ち被害者が普通背後に手を廻はしたるとき四回迄は「忠兵衛」が奇數を握らせ勝利を得せしむるも最後の五回目には故意に偶數を握らせ密に石若くは軸木の一個を背後に落し置き以て共犯者たる「盡大」に勝利を得せしめ、一舉にして被害者の金員を騙取するものなり。而して若し此場合被害者が握り居たる石若くは軸木の偶數なりしに不審を起す時は其背後に落しある石又は軸木の一個を示し被害者が遺脱したるものとして其過失に歸し被害者も多くの場合自己の過失として疑はず尙假りに前例に依り勝敗の計算を示せば子方即ち「盡大」が四回目迄毎回千二百五十圓づゝ張りたりとせば胴親の勝五千圓となり最後の五度目に二千圓張りたりとせば其五倍一萬圓を得差引計算上胴親は五千圓の負けとなるを以て現場に積みある五千圓全部を子方たる「盡大」に取らるゝものとす。

斯の如くして目的を達したるときは被害者が欺罔手段を覺知せず、偶數を握り居たるは只管自己が一個を遺脱したる過失と誤信せるを奇貨とし「忠兵衛」「アオリ」等は飽く迄被害者の味方と見せ掛け

更に損失取戻しの名義の下に被害者をして金策せしめ再度の勝負を爲し同一手段にて金員を騙取し尙被害者が覺知せざるときは數回反覆して同一被害者より金員を騙取するものとす。而して前記共犯の一人たる「ウワ」は「忠兵衛」「アオリ」「盡大」等が犯罪實行の場所には現はれず、常に隣室又は附近にて見張をなし周圍を警戒すると共に若し被害者が欺罔手段を覺知し、紛争を生じるときは或は刑事に假裝し又は博徒の首領若くは俠客の風を装ひ現場に至り、仲裁其他臨機の措置を以て紛争を揉み消し被害者をして泣寝入の已むなきに至らしむるものなり、此の如く「ウワ」が仲裁をなすことを「五郎作」と謂ふ、彼等社會に於ては「アオリ」「忠兵衛」「盡大」の役を「現場」と稱し「ウワ」の役を「蔭」と稱す。

以上述べた如く共犯者は普通四名を原則とするも前記の外共犯者の一人「先生」と稱する役を擔任し現場に出づることあり「先生」は「忠兵衛」の金主と云ふ名義の下に被害者の味方なるが如く装ひ、「忠兵衛」の後見をなすものなり又「ウワ」は必ずしも一人に限らずして少し大なる事件には數人の「ウワ」ある場合あり故に此等の場合には一事件にして共犯者五六名乃至七八名に上ることあり、又普通の鹿追は共犯者二人のみにして之を行ふ場合あり、即ち「アオリ」として被害者を誘引したるものが後に自ら「忠兵衛」となるものにして之を「引忠」と稱す又「アオリ」が被害者を誘引し之を「忠兵衛」が加はりたる後「アオリ」自身が「盡大」となり被害者と勝敗を決する場合あり之を「引盡」

と謂ふ之等は共犯者の數少くして別異に役を擔任する能はざる場合に行はる變則手段なり、又「見切ガツバ」に用ふる賭具としては前説明の如く普通碁石又は燐寸の軸木を用ふるも時として文久錢を用ふることもあり、此場合には「忠兵衛」が被害者に十五、十七と云ふが如き奇數の文久錢を細き繩又は糸に貫きたるもの五本を作り示し、ハンカチーフ又は風呂敷に包み安心を與へたる後被害者の隙に乘じ、右五本の中孰れか文久錢一枚だけを破壊し一本だけ偶數のものとなし置き愈勝負をなす際最後の五回目に出し、相手方たる共犯者に勝利を得せしめ、被害者が不審を起したる際は、ハンカチーフ、又は風呂敷包内に残留せる文久錢の破片を取出し示し、不幸にも斯の如く破損し居たりと稱し以て被害者をして自己の不運なりと諦めしめ益々被害者を錯誤に陥らしめると共に、之をして復仇の爲め再度の勝負を發意決心せしむる様詐術を施すものとす。

第二款 事件(又は「引出」)

事件も普通四名の共犯を要するものとす即ち四名中一人は「ヒモ」又は「ブラ」一人は「スワリ」又は「ハナ」若くは「マイ」一人は「借作」又は「ネ」又一人は「ウワ」なる役を擔任し先づ共犯者の一人たる「ヒモ」が地所若くは其他の物件の賣買周旋人なるが如く装ひ住所姓名を虚構し被害者の宅に抵り田畑鑛山其他適宜の物件の賣買を勧誘し非常に有利なるもの、如く甘言を弄し、之を誘ひ右物件の賣主又は買主を假裝せる「スワリ」に會見せしむる爲め豫て結托せる前記説明の「敷」又は「ハ

ウス」と稱する旅館又は料理屋に連れ行き酒肴を命じなどして被害者と「スワリ」とが賣買契約の交渉を始むるや時機を見て共犯者の一人たる「借作」が其場に知己の體を装ひ「スワリ」を訪ね來り、金借を申込み「スワリ」が何故金の必要ありやを尋ぬるや「借作」は實は先日何地(適宜の土地を云ふ)に於て何處の何某と「見切ガツバ」と稱する博奕をなし大敗したる故再度の勝負を約し、今日取返しの爲め行かんと思ふも幾千圓しか持合せなく、不足する故幾千圓丈貸與し呉れと云ひ、茲に於て「スワリ」は借作に對し、夫れはインチキ賭博にて勝てる筈なき故中止せよと忠告し、「借作」が之を聽容れざるや然らば「インチキ」なることを實地に示すべしと碁石又は軸木の奇數を握り「見切ガツバ」必勝の方法を示し被害者を感服せしむると共に「借作」を説破せんとするも「借作」が理解せざる如く装ひ忠吾に應ぜざるより普通の鹿追の場合と同一手段により被害者に金員を支出せしめ之を騙取し、被害者が詐欺たることを覺知せざる場合には、數回反覆して金員を騙取するものにして此場合の「ヒモ」は普通の鹿追に於ける「アオリ」「スワリ」は「忠兵衛」「借作」は「畫大」に該當するものとす。而して「ウワ」は普通鹿追の「ウワ」と同様にして犯罪現場に現はれず、附近又は別室等にて見張をなし萬一の變に備ふるものとす。

以上は普通の場合なるが、時として「借作」代りに「請求」と稱する共犯者を使ふことあり、此「請求」と稱する役割は「スワリ」に對し取引上の債權あるが如く装ひ「スワリ」を訪ね來り金員の請求

をなすものにして此場合「スワリ」が先日何地にて「見切ガツバ」を爲したりと云ひ、結局前記方法により「請求」が普通鹿追の場合に於ける「忠兵衛」即ち被害者の味方となり「スワリ」が「盡大」と爲り、被害者より金員を騙取するものなり、事件も普通共犯者四人なれども「スワリ」は必ずしも一人に限らず二人三人あることあり、又「ウツ」も數人ある場合ある故時に共犯者六、七人乃至七、八人に上ることあり、又普通鹿追に於ける「引盡」「引忠」と同じく「ヒモ」が忠兵衛又は「盡大」に變ることある故「ヒモ」スワリ二人のみにても犯罪を行ふことを得べし。

第三款 大鹿及小鹿

前説明したる普通の「鹿追」及「事件」は其犯罪手段の異なる點より觀察して鹿追を二種に區別したるものなるが鹿追は之を他の方面より區別して更に「大鹿」及「小鹿」の二種に區別することを得。大鹿とは一定の首領即ち親分の下に組織的に團結して、鹿追詐欺をなすものを謂ひ小鹿とは一定の首領即ち親分の下に組織的に團結せざる個々の者が隨機共謀して鹿追詐欺をなすを謂ふ、而して大鹿の首領即ち親分を彼等社會にては「大引」と稱す「大引」とは團體の首領なるが故に配下のものが鹿追詐欺により得たる賭金中より「天一」若くは「天二」と稱し其金額の一割若くは二割を天引取得し尙其殘額を「アオリ」「忠兵衛」「盡大」「ウツ」等の犯罪行爲者と分配する特權を有すると共に配下のものが金錢に窮し居る場合又は犯罪實行の際旅費其他の經費を要する場合には其費用を支出して貸與

し、又配下が檢舉せられたる場合には其證憑湮滅其他の救助手段を講じ若くは其家族の生活を補助する等一切の奔走運動をなし、且其費用を負擔するものとす、蓋し「大引」なる者は昔時徳川時代の博徒社會に於ける親分所謂貸元なるものと同一のものなり、而して又「大引」は多く配下をして犯罪を行はしめ自ら其實行を擔任することなく稀に「ウツ」を勤むるが如きことあるのみ是自己一身の危険を保護すると配下が檢舉せられたる場合に之を救助する便宜との必要あるがためなり。「大鹿」は「大引」の下に組織的に團結せるものなるを以て罪を實行するに當りても常に豫め共犯者の役割と人員を定めたる小團體を組織し、數組に分れ犯行に著手するも「小鹿」は「大引」なき烏合の衆なるを以て個々のものが隨機共謀して犯罪を實行するものとす。而して大鹿は常に「敷」に於て犯罪を實行するも「小鹿」は多く被害者を誘致したる際臨機の場合即ち田野山林等に於ても犯罪を實行す又「大鹿」「小鹿」共「普通の鹿追」は勿論「事件」をも行ふものとす。

第二節 鹿追手段の變遷

鹿追は前説明したるが如く其手段の異なる點より觀察して「普通の鹿追」及「事件」の二種に區別することを得るが、今其變遷の跡を尋ぬるに當初は専ら「事件」の方法行はれ居たるも後に至り「普通の鹿追」手段に變遷進化したるものゝ如し、蓋し「事件」の方法に因るときは「ヒモ」「スワリ」「借

作」又は「請求」等は豫め相互に面識又は懇意の間柄なることを被害者に表明せるを以て犯行後共謀詐欺なることを覺知せらるゝこと多きを以て更に彼等社會に於て被害者に共謀詐欺たることを覺知せらるゝ憂を少くするため「アオリ」が被害者を誘引し「忠兵衛」が中途より偶然同伴者となりたる體に參加し「敷」又は「ハウス」に上り居る處へ「盡大」が隣室より初對面の體を裝ひ、同席し以て詐欺の目的を遂ぐる方法即ち「普通鹿追」の手段を案出したるものなりと謂ふ、而して「盡大」が隣室より初對面の體を裝ひ、現はるゝことを「横割」と稱す。

以上の如く「普通の鹿追」は「事件」の進化したるものにして此方法に依る時は「アオリ」「忠兵衛」「盡大」等總て相互未見の人物が偶然相會したるが如く裝ひ、被害者に對する故「事件」の方法に比し、犯罪中又は犯行後に於て共謀詐欺たることを覺知せらるゝ憂ひ極めて少きの利益あり、故に現今に於ては「事件」の方法を用ふることは殆んどなく、彼等は總て「普通の鹿追」手段に依り其犯行を遂ぐるを常とす然り而して此「普通の鹿追」手段を用ふるに至りたる時期に付ては今日之を詳にすること能はざるも此方法は京阪地方に於ける鹿追師に依り考案せられたるもの、由にして彼等社會に於ては上方に於て考案せられたりとの意味にて之を上作と稱せり。

第三節 土砂流(又は御天氣)

土砂流は欺罔手段として賭欺の方法を用ひざる詐欺にして、此犯罪を爲す詐欺師を東京地方に於ては「御天氣」師關西地方に於ては「土砂流」師と稱す。而して此犯罪は普通三名の共犯を要するものとす即三名中一人は「ダキ」一人は「モチ」又一人は「ウワ」なる役を擔任し「ネタ」と稱する假裝の紙幣包二個を作り其一個には上部に眞正の紙幣一二枚を載せ之に金何千圓又は何百圓と金額を現はしたる仕切書を添付し、之を「モチ」が所持し眞正の紙幣及仕切書の添付しあらざる他の一個を密かに「ダキ」が所持し居り適當の道路又は其他の場所に各別に赴き先づ「ダキ」が見込を付けたる被害者に道を尋ぬるとか附近の名所古跡を尋ぬるとか適宜の方法にて話し掛け道伴れとなるや、密に其附近に待合せ居たる「モチ」は之を見届くると共に豫て懐中せる「ネタ」を「ダキ」と被害者の來る前方路上に落し置き兩名が其場に來るや恰も路上に落ち居たる紙幣包を拾得したるが如く裝ひ「ダキ」は之を見て初對面殊に何氣なき體を裝ひ「モチ」に對し唯今拾得したるものは何なりやと尋ね「ネタ」を開かせ仕切書に記載ある金額の紙幣束なりとて驚きたる風を示し更に「モチ」に對し幸ひ他人の承知せざるを奇貨として、三人にて之を分配せんと申込むと同時に被害者に對しても分配を受くべきことを勸告し、被害者が同意するや「モチ」は恰も低能の人物にして他人の雇人なるが如く裝ひ、分配を承諾す。茲に於て「ダキ」は然らば此處に通行人ある故寂しき處に行き分配することにせんとて三人にて往來稀なる適當の場所に抵り其金を三分せんと云ひ「モチ」は之に應せず多額の分配を要求したるに上三分す

る程なれば寧ろ此金を持歸り遺失主に返済手續をなすべし、左すれば主人より正直者なりとて賞せられ遺失主より相當の謝禮を受取ることを得べしと云ふや「ダキ」は之を宥め「モチ」を低能扱になし、然らば自分等より相當の金を與へ尙酒も好きなら飲ます故其金を自分等に渡せ遺失主には自分の方より心す返還すべしと説き聽かせ承諾せしむると同時に一面密に被害者に對して「モチ」より金を取上げ二分せむと勧め、被害者の慾心に訴へて之を欺罔し「モチ」に對し自ら若干の金を褒美金なりとて渡し、其「ネタ」を受取り懐中するや「モチ」は飽く迄低能者の體を装ひ、拾得金を持歸れば主人并に遺失主の双方より賞せられ又は謝禮金を受取り得るに「ダキ」一人より金を貰ひたるのみにては不足故、被害者にも相當の金を出し呉れよと迫り「ダキ」も被害者を説き若干の金員を支出し「モチ」に交付させ之を騙取したる後更に被害者に對し「モチ」は低能者故他言せぬ様飲酒せしめ來るとか又は他の所用ある故其用を便し來るとか詐稱し、其間拾得金を預け置くが無擔保にては安心出來ぬ擔保になるべき金員あれば見せよとて被害者に所持金を出させ受取り、之を「ネタ」の中に包込むと共に手早く豫て所持し居れる眞紙幣及仕切書の添付しあらざる「ネタ」と摺り變へ、之を被害者に渡し「モチ」と共に又は各別に其場を立去り以て騙取の目的を遂ぐるものなるが、若し此場合被害者に於て現金を所持せざるときは「ネタ」を渡す擔保として、其持合せの時計、衣類其他の物品を受取り騙取するものと、而して此犯罪實行中「ウワ」は現場に現はれず附近に於て見張を爲し不時の變に備ふること彼の鹿追の場合と同一なり。

此方法も共犯者三名あるを以て普通とすれども單獨又は三人以上にても之を行ふことを得、即ち單獨の場合には「ネタ」二個を持て自ら「ダキ」となり「モチ」となり前記の手段順序にて犯罪を實行するものとす又「ダキ」「モチ」「ウワ」は必ずしも各一人に限らず二人以上にてても可なり、故に三人以上數人共謀して之を行ふことを得べし而して、此土砂流は犯行後直に詐欺手段發覺する性質のもの故同一被害者に對する犯行は唯一回に止まり、鹿追の如く反覆繰り返すことを得ざるものとす、土砂流にも首領即ち親分なるものあり「大鹿」と同じく組織的に團結し親分と配下の關係等凡て同一なり。

第四節 鐵砲事件

鐵砲事件も欺罔手段に賭博の方法を用ひざる詐欺にして其共犯者は三名を普通とす。其方法は最初彼の「事件」の場合に於けると同じく共犯の一人が住所姓名を詐稱し、行商人其他の風を装ひ被害者の宅に赴き其營業せる商品販賣に托し、順次話頭を進め被害者に贓品を安價に賣却するものあり、之を買へば非常に有利なりと甘言を弄し其熱心を訴へ、之を豫て結托せる家即ち「敷」又は其他に誘出し他の共犯の一人なる贓品所有者に會見せしむるや、他の共犯者は被害者と交渉し遂に贓品を假裝せる物件の賣渡を約し、其價格の二分の一又は三分の一位の代金を受取り、物件を引渡し、被害者が夜間等に之を持歸る途中、他の共犯の一人が刑事巡查を假裝し、其場に現はれ以て被害者をして贓物故買

の事實發覺したりと思惟し恐怖逃走せしめ、其物件を取返し、騙取の目的を遂ぐるものなり。而して此方法も共犯者は三人に限らず、三人以上數人にて之を行ふことを得べし、又同一被害者に對する犯行は被害者が詐欺手段を覺知せざる以上一回に止らず數回反覆することを得べきものなり。

第五節 ペーパー事件(又は交換事件)

ペーパー事件も亦欺罔手段に賭博の方法を用ひざる詐欺にして共犯者三四名あるを普通とす。而して被害者を誘致する手段方法等は前記説明の「事件」「鐵砲事件」と略ぼ同一なり。

ペーパー事件の詐欺手段は共犯中の一人は「ヒモ」一人は「スワリ」他の一人は「ウワ」の役を擔任し、先づ共犯の一人たる「ヒモ」が住所姓名を詐稱し、反物又は化粧品等の行商人の風を装ひ、被害者の宅に至り、反物又は其他の物品を普通時價の二分の一又は三分の一位にて販賣せんことを申込み被害者に於て其物品の極めて低廉なるに驚き、其理由を尋ぬるや「ヒモ」は實は日本銀行印刷局にて紙幣印刷の際係り官吏と結托し秘密に其印刷したる紙幣を抜き取り、又は増刷し賣却せる秘密の團體あり、其代價は壹萬圓又は貳萬圓を一口として、參千圓又は六千圓にて買取り得らるゝにより至急其買入資金を調達せむが爲め斯く營業物品を安價に販賣するものなりと甘言を弄し以て被害者の慾心を唆るとともに共同出資にて該紙幣を買入れむことを勧め、被害者が同意するや何日頃該紙幣賣却の取

次周旋を爲し居るものに會見せしむべしとて其約束の日被害者を誘出して、共犯の一人たる「事件」師即ち「スワリ」の居住せる家屋又は豫て結托したる旅館若くは料理店即ち「ハウス」に同行し「スワリ」に面會せしめ「スワリ」に見本なりとて豫め古紙幣の番號の連続せるもの數枚を巧に水其他にて晒し、硝子板に貼付乾燥せしめ、一見恰も新紙幣の如くなしたるものを示し「ヒモ」と被害者をして其買入を申込みしめ、其手付金として代金の幾部を受取ると同時に殘代金受領の上、目的物件たる紙幣を何日頃迄に交付すべき旨の賣買契約書を作成し交換す、右契約書交換後約束の日限迄に被害者が目的物件即ち紙幣の引渡を求むるや「スワリ」は其紙幣は何地、即ち例へば山口に於て契約したるものどせば廣島市(又は岡山市其他)に於ける何某が取次所持せるにより廣島市(又は岡山市其他)に抵り取引すべしとて被害者を誘ひ「ヒモ」とともに、廣島市の旅館又は料理店に行き被害者及び「ヒモ」より殘代金を提供せしめ「ヒモ」の出す金は(假裝の紙幣包)恰も其取次者より受取りたる如く裝ひ靴中より目的物たる紙幣束(假裝の紙幣の束)を取出し、交付せんとするや豫め隣室に待ち受け居る共犯者即ち「ウワ」が故を問、襖を細目に明け密に窺ふ様子を示すと同時に「スワリ」は之を見て警察官に覺知せられたる形跡ありとなし、其場にありし代金も紙幣束も共に靴に納め此處にては危険なる故自宅即ち元の「ハウス」に歸り取引すべしとて被害者及び「ヒモ」と共に廣島市停車場に出て被害者をして、右代金及び紙幣の納めある靴を手荷物として預け入れ、合札を受取らしめ、共に列

車に搭乗す。然るに之より先き「ヒモ」又は「スワリ」は密かに反古又は雑物を入れたる同型の鞆を被害者に知れざる様手荷物となし預入れ、其合札を受取り所持し居り、車中其他に於て事に托し被害者の所持し居る合札を借受け密に自己の所持し居る合札と摺り變へ返還し、「スワリ」は所用に托し途中に下車し「ヒモ」は被害者と共に元の土地即ち前例に於て山口に歸着したる際同驛にて被害者をして手荷物の鞆を受取りしめ「ハウス」に歸る而してスワリは一列車又は數列車遅れて歸り代金及び紙幣の納めある鞆を受取り巧に他に隠し置き「ハウス」に歸り、立會の被害者の受取り歸れる鞆を開けば内部は反古又は雑品のみなり、茲に於て「スワリ」「ヒモ」等は大に驚きたる體を装ふと共に被害者も鞆の代り居ることを覺知せざる故大に驚き結局被害者は其過失にて相違せる鞆を誤認し、受取りたるものと看做し、而も自己が不正行爲をなせる弱點ある故、届出をなさずして諦むると共に不測の損害を悔むを常とす。是に於て犯人等は更に再度の犯行に著手し、被害者が其損害を悔めるを奇貨とし「スワリ」は如何にも同情の體を装ひ、右不測の損害を償ふ意味を以て此度は直接秘密團の本社に交渉し、更に低廉に即ち例へば紙幣壹萬圓を貳千圓又は貳萬圓を四千圓位にて賣渡さしむべしと詐稱し「ヒモ」をして同意せしむると共に被害者をして前回の損害を回復し且利益を得むとの慾心の下に同意せしめ前説明したると同一の順序手段にて手附金を受取りたる後被害者を一定の場所に連れ出し、旅館又は料理店即ち「ハウス」に於て殘代金を受取り、將に紙幣を交付せんとする際共犯の一人

たる隣室の「ウワ」をして襖の間より隙見をなさしめ、此處にて取引をなすは危険なれば、附近の寂しき場所に行き取引すべしとて代金を「ヒモ」に所持せしめ其場を引上げ、郊外の往來稀なる田野又は海邊の松林等適當の場所に抵りたる際前記「ウワ」が刑事巡査として恰も追跡し來りたる如く装ひ犯人を逮捕し被害者をして恐怖逃走せしめ以て再度騙取の目的を遂ぐるを普通とするも時として「ウワ」が前記隣室より直に被害者等の居室に刑事巡査を假裝し、躍り込み被害者を逃走せしめ目的を遂ぐる場合もあり、又再度の犯行を爲す際「スワリ」に於て寧ろ紙幣を買取るよりも之を偽造するに如かずと主張し、種々に偽造の手段方法を説明し「ヒモ」をして同意せしむると共に、遂に被害者をして前回の損失を回復せんとするの慾心より之に出資をなすことを同意せしめたる後、前同一の順序手段にて一定の「ハウス」に誘出し、資本金を提供せしめたる際隣室の「ウワ」をして刑事巡査を假裝し、其室に踏み込ましめ、被害者を逃走せしめ以て其目的を達する場合もあり、其手段は時と場合により、臨機應變にして、常に一定せるものに非ず、又鹿追を中途よりペーパー事件に変更する場合もありとす。ペーパー事件も被害者が詐欺たることを覺知せざる間は同一被害者より、二度又は稀には三度位金員を騙取することを得べし、又四人以上數人共謀して行ふことを得べし。又ペーパー事件にも首領即ち親分なるものあることは鹿追、土砂流等と同一なりとす。

第六節 的屋の行ふ詐欺賭博

關東地方に於ける所謂「的屋」即ち關西地方に於ける所謂「ヤシ」の行ふ、インチキ詐欺は之を別ちて「菓子割」「水浸シ」及び「字カヌカ」の三種に區別することを得。而して此三種の詐欺は孰れも欺罔手段として賭博の方法を用ゆるものにして、共犯者數名あるを常とす。

第一款 菓子割

菓子割は之を(一) 船中に於て行ふもの即ち「船ノ買」と稱するものと(二) 陸上に於て行ふもの即ち「玉轉ガシ」と稱するものと二種に區別することを得べし。

(1) 船中の菓子割

船中の菓子割は普通共犯者四、五名あり、其の一人彼等社會に所謂「胴六」なる役を擔任し他の三四名「櫻」なる役を擔任するものとす、而して其詐欺の方法は先づ「胴六」に於て一本五六錢位の手拭反物(又は其他適宜の物品)若干と輕燒製玉菓子の内部空虚なるものと内部に赤色紙片の封入しあるもの及び内部に輕燒菓子屑の封入しあるものとの三種を準備し、之を鞆又は行李等に納め携帯し、他の共犯者たる「櫻」と共に相識らざる體を裝ひ乗船したる後、航海の途中船客の無聊を訴へ居る時機を見て「胴六」は多數船客の前に立ち例の手拭を取り出し示し、自分は何地何商店の店員なるが此手拭は

自店新發明の臺灣に於ける木皮にて製造したる極めて經濟的のものなり、他の物品なれば適當珍奇のことを云ふ。本日は販路擴張の廣告の意味にて一本僅か一錢にて販賣すべしと吹聴し、船客の注意を引きたる後更に態度を改め、唯今の言は前口上なるが實は此手拭は從來の木綿製手拭に比し、約半値段の定價一本五錢のものにて、極めて薄利のものなり故に之を一錢に販賣しては營業とならざるを以て本日は特別の方法により茲に玉菓子の内部に赤色紙片の封入しあるものと否らざるものとある故、此菓子一個を十錢にて賣り、内部に赤色紙片あるものを買當てたる客に對し、景品として一反を進呈すべしとて、玉菓子三個を取り出すや、豫て船客中に混せる「櫻」の一人普通客の如く裝ひ、該玉菓子を買はんと申出で「胴六」は之に對して、豫て目印のなしある、赤色紙片入の玉菓子を渡し、景品に當りたりと稱して手拭一反を交付す、茲に於て多數の船客の慾心に驅られ、其玉菓子の買取りを申出づるや、此方法を二、三回反覆したる後「胴六」は機を見て中途より寧ろ賭事になさんと發議し、玉菓子三個(又は四個)を其場に投じ内一個を「胴六」のものとし除外せしめ残り二個(又は三個)に張手より若干の金員を賭せしめ赤色紙片入の菓手に張り當てたるものに對して、賭金額に相當する金員を與へ、當らざるもの、賭金は之れを「胴六」にて沒收する方法の賭博に變じ「胴六」自ら「胴親」となり、多數船客を相手となし、勝負を争ふ際「胴六」は豫て準備し置ける輕燒製菓子屑の封入しある玉菓子を取出し、之れを振り、恰も内部赤色紙片の入り居る如き音響を發せしめ、他の内部空虚の

玉菓子と共に三個（又は四個）宛を其場に投じ、被害者を誤信せしめて金員を賭せしめ、自己又は共犯者たる「櫻」等は玉調べ等の口實の下に、巧に自己のものとなしたる内部空虚の玉菓子と密かに手裡其他に隠匿せる赤色紙片入の玉菓子とを拘換替へ以て自己又は「櫻」等を勝者の地位に立たしめ金員騙取の目的を遂ぐるものとす、彼等社會に於ては之れを「船の買」又は一名「浮」と稱す、而して此犯罪には必ず、船員中に共犯者あるを常とす何となれば、船員の共謀あるにあらざれば、船中に於て公然賭博をなすこと能はざればなり。

(2) 陸上の菓子割

陸上の菓子割も其共犯者の役割并に詐欺の方法等略船中の菓子割と同一にして唯當初被害者即ち張手を誘引する手段に於て異なる所あるのみ、即ち陸上の菓子割に於ては「胴六」が神社佛閣又は公園等に於て雜貨販賣の露店を出し、共犯者たる「櫻」を顧客の地位に立たしめ景品付販賣に托して、菓子割の方法を試し附近に來りたる被害者を「櫻」が普通客人の如く装ひ誘引し、中途より賭博に變ずるか又は「胴六」と「櫻」が路傍其他に於て最初より賭博たることを表明し菓子割をなし居り、通行人其他を「櫻」が誘引参加せしめ、前記船中の菓子割に於て説明したると同一手段に依り被害者の金員を騙取するものとす。而して彼等社會に於て此陸上に於ける菓子割を「玉轉ガシ」と謂へり。

第二款 水浸し

「水浸し」も賭事に托し欺罔手段を用ひ被害者の金員を騙取するものにして普通共犯者三、四名あり其中の一人「胴六」となり、其他の者「櫻」の役を擔任するものとす。而して其方法は先づ共犯者間に於て白紙を方一、二寸角位に切りたるものに明礬水を以て日本數字の一、二又は三の字を書したる「ネタ」即ち賭具に用ふる紙片數百枚を作るものなるが此「ネタ」は水に浸したる際、紙片に一の字を現はさんとする場合には其一劃を淡墨を混じたる明礬水にて書し、尙不要の第二劃を故ら普通の淡墨にて書し、又三の字を現はさんとする場合には第一劃と第二劃とを淡墨を混じたる明礬水にて書し第二劃を普通の明礬水にて書し又二の字を現はさんとする場合に第一劃と第二劃とを淡墨を混じたる明礬水にて書し尙不要なる第三劃を故ら普通の淡墨を以て書し置くが如くなすものとす、斯すれば該紙片の乾きたる後之を觀れば恰も三の字を書したるものは、二の字又二字を書したるものは三の字を書し、一の字を書したるものは二の字を書したるもの、如く誤認さるゝものとす。斯の如くしてネタの準備を爲したる時は「胴六」は之を携へ、公園又は路傍等に雜貨販賣等適宜の露店を出し、共犯者たる「櫻」を普通客の如く装はしめ、景品付販賣に托し、該紙片を水に浸したる場合に現はるゝ數字を指定せしむる所謂「水浸し」の方法を試み附近に來りたる被害者を「櫻」に於て誘引し中途より純然たる賭事に變更し、被害者を張手となし、勝負を争ふものなるが、前記説明の如く紙片には特殊の方法を施しあり水に浸したる場合普通の淡墨にて書したる字劃は忽ち消散し、淡墨混入の明礬水又

は普通の明礬水にて書したる字劃のみ現はれ、常に張手即ち被害者の指定したる數と異なる數字を現はす故、「犯人は其賭金を沒收し以て金員を騙取の目的を遂ぐるものなり。」

第三款 字カヌカ

「字カヌカ」も普通共犯者二三名ある、其中の一人「胴親」となり、其他の者「櫻」の役を擔任するものとす。而して其方法は陸上の菓子割に於て説明したると同一の手段により被害者を誘引し「胴親」が銅貨又は文久錢等を指頭にて廻はし、之れを手掌其他にて伏せ、張手をして其表裏孰れが現はれ居るやを指定賭金せしめ、適中したる時は賭金額に相當する金員を胴親より支拂ひ適中せざる時は「胴親」に於て其賭金を沒收する方法の所謂「字カヌカ」なる賭博をなし勝負を争ふ際胴親を共犯者たる張手即ち「櫻」に對し、伏せたる銅貨又は文久錢の表裏孰れなりやを合圖、其他の方法にて覺知せしむるか又は其他の方法に依り「櫻」又は自己をして勝利を得せしめ以て被害者より金員を騙取するものとす。

第七節 的屋の行ふ詐欺賭博の變遷

「的屋」(又は「ヤシ」)の行ふ詐欺賭博の種類は大體以上説明したるが如し、然れども尙他に賭博の方法を用ひずして詐欺をなす場合あり、即ち縁日又は交通頻繁なる街路等に露店を出し、人造金又は鍍金の物品若くは其他の偽造模造又は疵物等を眞正品又は無疵の物品の如く裝ひ、販賣し、顧客中

に一人又は數人の共犯者即ち「櫻」を混入せしめ、該物品を買はしめ以て一般顧客を欺罔して、物品を賣付け不當の代金を騙取するが如き亦「的屋」の行ふ「インチキ」詐欺の一種なりとす。又本章第三節に説明したる、土砂流も主として「的屋」社會に於て行はるゝ詐欺手段に屬するものとす。然り而して此等犯罪手段の起原を尋ぬるに、當初露店商人若くは行商人として各地を徘徊する徒即ち「的屋」又は興業師即ち「ヤシ」等が雨天其他營業閑散の際賭博に耽り、其間に一種の詐術を用ひ不正の利を得ることを發見したる結果遂に本職を捨て一種専門の職業的詐欺師となり、漸次進化して之等の犯罪手段を考案實行したるに至りたるものにして、最初單純なる「字カヌカ」「水浸シ」等の手段より、次で陸上の「玉轉ガシ」に遷り更に比較的複雑巧妙なる「船ノ買」及び「土砂流」等の犯罪手段に變遷進歩したるものなりと謂ふ、故に之等の犯罪手段は總て同一系統のものと言ふべく、本章に於て「土砂流」を別に説明したるは講述の便宜に出でたるに過ぎず。

的屋社會にも首領即ち親分あり、組織的團結を爲せること鹿追と同一なり。

第八節 化師の行ふ詐欺賭博

化師の行ふ詐欺賭博も其名稱の示すが如く、賭博の方法を用ゆる詐欺にして、大別して之を二種に區別することを得即ち「マトモ」の方法及び「抱キ落シ」の方法是れなり。而して此等の詐欺も之を單

獨にて行ふこと能はず「寺師」「胴親」「合力」「引手」及び「ウツ」等と稱する共犯者數多あるを普通とす。

第一款「マトモ」の方法

「マトモ」の方法と稱するは被害者に對し「抱キ落シ」の方法を用ひず、骨牌又は骨子を用ひて行ふ普通の賭博に於て或は特種の装置を施しある不正の賭具を用ひ、若くは手練により不正手段を施す等の法により、被害者を欺罔し、勝利を得以て金員を騙取するものとす。以下骨牌を用ふる賭博と骨子を用ふる賭博とに區別して説明すべし。

(一) 骨牌を用ふる賭博は「カブ」「八八」「本引」等にして之等の賭博に際し「マトモ」の詐術を施す方法は(イ)「ベカ札」を用ゆる方法(ロ)「シヨウ札」を用ふる方法及び(ハ)普通の札即ち骨牌を使用し、手練にて詐術を施す方法の三種あり。

(イ) 「ベカ札」とは特種の装置を施せる骨牌にて(1)屏風札(2)兩面(3)引ベカ及び(4)菅糸付の四種に區別することを得。

(1) 屏風札

骨牌の表面の中央より上下に折り返へる様装置しあるものにして、之を上下に折返し、自由に異なる數又は月を現はし得るものなり。

(2) 兩面

骨牌に表裏なく兩面とも異なる數又は月を現はしあるものなり。

(3) 引ベカ

縦若くは横に骨牌を開き其表面に現はれ居る數又は月を自由に變化する様装置したるものなり。

菅糸付

骨牌の外縁より内部中央に向ひ、菅糸を通し之を引き表面に現はれ居る數又は月を自由に變化する装置したるものなり。

(ロ) 「シヨウ」札とは特種の装置又は目印を施したる骨牌にして之れを(1)押シガン(2)膨ラシ及

び(3)ヒカリの三種に區別することを得。

(1) 押シガン

骨牌の裏面を水にて浸し、指頭又は基石等にて一定の場所を強く押し、以て表面の數又は月を覺知し得る様目印を付したるものなり。

(2) 膨ラシ

押シガンと反對に骨牌の表面を基石等にて一定の場所を強く押し、裏面を膨脹せしめ以て裏面の數又は月を覺知し得る様目印を付したるものなり。

(3) ヒカリ

骨牌の外縁一定の場所に目印を付し、以て積重ねある骨牌の數又は月を覺知し得る様爲したるものなり。

(ハ) 普通の骨牌を用ひ手練にて詐術を施す場合には、骨牌其ものには何等の装置なく骨牌の配付其他博戯の實行に際し主として、手練のみにて詐術を施すものにて (1) 作り込み (2) 拘り替へ (3) 束替へ (4) 耳ソリ (5) ツナギ及び (6) ヒツツキの六種に區別することを得。

(1) 作り込み

共犯者たる胴親及び子方が最初骨牌を揃へ、且之れを切る際胴親又は子方に利益なる札の配付又はめくらるゝ様作り込むものなり。

(2) 拘り替へ

共犯者たる胴親又は子方が一定の骨牌を手裡に隠し置き、メクリ札と拘り替へるものなり。束替へ

(3) 束替へ

拘り替への一種にして二枚又は三枚の骨牌は同時に拘り替るものなり。

(4) 耳ソリ

メクリ札の二、三枚の連続を記憶し、其骨牌の外縁を少しそらし置き利用するを謂ふ。

(5) ツナギ

胴親が耳ソリを施さず、メクリ札の三枚の連続を記憶し置き之を利用するものなり。

(6) ヒツツキ

メクリ札の中に特種の骨牌三枚を連続せしめ利用するものなり。

(ニ) 骨子を用ふる賭博は「チヨポー」「コロンボ」「丁半」「スマハリ」等にして之等の賭博に際し、「マトモ」の詐術を施す方法は (イ) 七分骨子を用ふる方法 (ロ) 盛り付け楊子を用ふる方法 (ハ) 粉入り骨子を用ふる方法 (ニ) 針入り骨子を用ふる方法及び (ホ) 磨り落し、骨子を用ふる方法の六種あり。

(イ) 七分骨子 丁又は半の一方の目のみ出る骨子を謂ふ。

(ロ) 盛り付け骨子 骨子の表裏両面に同一の目を盛り丁若くは半の一方のみ出るものを謂ふ。

(ハ) 粉入り骨子 骨子の内部を空虚とし之れに水銀を容れ随意の目を現出し得る骨子を謂ふ。

(ニ) 針入り骨子 骨子の丁目若くは半目に針の尖端を出し置き伏せたる茶椀にて動かし、針が是れに觸るゝ感覺により現はれ居る目を知り得る骨子なり。

(ホ) 磨り落し骨子 半目若くは丁目の盛りある部分の角を少し磨り落し、之れを投じたる際反對の目を現出し得る様装置したる骨子なり。

以上骨牌を用ふる場合と、骨子を用ふる場合とを問はず、凡て前記の如く「寺師」「胴親」「合力」「張手」及び「ウワ」等数名の共犯あり「寺師」は被害者を誘引し來り、恰も其味方の體を装ひ、賭博開張者となり「胴親」と勝負を争はしめ「合力」は常に胴親の傍に居り金錢の收支分配等世話役の體を装ひ、胴親、張手等が右説明したるが如き特種の装置ある骨牌又は骨子を用ひ、若くは手練を施し賭博を爲す際、合圖に依り、胴親又は共犯者たる張手に骨子の目又は骨牌の數若くは月等を知らしめ以て被害者より金員騙取の目的を達するものにして「ウワ」は此間見張をなし、不時の變に備ふること彼の「鹿追」「土砂流」等の場合に於けると同一なり。

第二款 抱き落しの方法

抱き落しの方法と稱するは所謂被害者を抱き落すものにして即ち「寺師」の誘引し來りたる被害者に對し胴親、寺師等より前記説明したる「マトモ」の方法の詐術を示し、以て被害者を感服せしむると同時に其慾心を挑發し、相共に共犯者たる張手の金員を捲き上げん體に装ひ、共同して張手と勝負をなす際「合力」等の合圖即ち「通シ」に依り詐術を反對に利用して共犯者たる相手方即ち張手に勝利を得せしめ以て被害者より金員騙取の目的を達するものにして、其方法は彼の鹿追の方法と同法に歸著するものなり。

化師の行ふ詐欺賭博は大體以上の説明の如くなるが、尙此他に「穴熊」と稱し、賭房に當てたる座敷又は二階座敷の畳及座板を方に三寸角位に切り抜き穴を作り、其の上に白布等を敷き詰め、胴親が其穴のある部に於て骨子を茶椀にて伏せ、被害者と勝負をなす際、共犯者の一人が床下又は天井裏に潜伏し居り、携帯の懐中電燈を以て該白布を通し、裏面より骨子の目を透見し座上に居る胴親又は其他の共犯者の合圖により、畳針を以て該骨子を被害者の張れる反對の目の出る様、變轉せしめ以て被害者の敗となし其金員を騙取する方法あり、此穴熊も亦化師の行ふ詐欺賭博の一種に屬するものとす。

第三章 「鹿追」「土砂流」等の共犯者間に於ける

赃金横領行爲

「鹿追」「土砂流」等の社會に於ては共犯者の一人又は數人が他の共犯者に對し赃金額を詐り、其差額を横領する一種の行爲行はるゝ、之を彼等社會に於て「ピン」と稱す。其方法は「鹿追」「土砂流」等の共犯者間に於て犯行實行後赃金分配をなすに際し、犯罪實行々爲を擔任したる「アオリ」「忠兵衛」「盡大」又は「ダキ」「モチ」等が犯罪實行々爲を擔任せざる共犯者即ち「大引」又は「首領」及び「ウワ」等の共犯者に對し被害者より騙取したる赃金額を實際より小額に詐稱報告し、以て差額を横領著服するものにして、此赃金額を詐り報告することを彼等社會に於て「ピン」を通す又は「ピン」を切ると謂ふ。

以上述べたる如き、共犯者間に於ける横領行爲は時々行はるゝ所なるが、若し警察官と結托せる「大引」又は「首領」等が配下の「忠兵衛」「アオリ」「盡大」又は「ダキ」「モチ」等より此の「ピン」の手段を施され、其事實を覺知したるときは此等の「大引」又は「首領」等は自己の結托せる警察官に其旨を通じ其配下の犯したる「鹿追」又は「土砂流」の犯罪事件を檢舉せしめ、以て報復を計る場合あり、故に「大引」又は「首領」等が警察官と結托せる場合には自然其配下の者は之等の横領行爲をなすを憚るに至る、従て從來「鹿追」の「大引」又は「土砂流」の「首領」等は多く警察官と結托し、一種の連絡を取り以て配下の者の賍金横領行爲を防ぐと共に、自己の犯罪檢舉を免るゝ方法を講じ居たるものなるが近時に於ては警察の風紀革正され、警察官と此等の犯人と結托するが如き弊風は殆ど其跡を絶つに至りたり。

第四章 鹿追犯人の犯罪實行中に於ける

驅引及罪證湮滅手段

鹿追の方法に「普通ノ鹿追」竝に「事件」の二種あること並に現今に於ては主として普通の鹿追の方法行はれ居ることは既に述べたる所なり。然り而して鹿追犯人は前記説明したるが如く一定の「大引」の下に組織的團結を爲し犯罪を敢行するものなる故、其犯罪實行中に於ける驅引竝に犯罪後共犯者の

檢舉されたる場合に於ける證據處理湮滅手段等に至りては實に巧妙なるものあり以下其概略を説明すべし。

「普通ノ鹿追」の方法は既に述べたる如く先づ「アオリ」に於て被害者誘引し、之に中途より「忠兵衛」が加はり更に「盡大」が参加し犯罪を遂行するものなるが「忠兵衛」が被害者に「握リガツバ」必勝の方法を示し、共同出資の上「盡大」と勝負を爲すことに決定したる際時として被害者が金員を所持せざることあり、如此場合に於ては「忠兵衛」「アオリ」等は自己の出資を以て「盡大」と勝負を爲し、勝利を得其勝利となりたる金額に付「盡大」をして借用證書を差入れしめ、之を被害者に交付し、被害者が金策に來り勝負を爲したる際、該證書面の金員を「盡大」より受取り分配すべしと稱し、十分被害者に信を措かしめ、金策し來ることを約束せしむると共に、其約束の擔保として被害者より有合せの金員又は所持の時計其他の物品等を受取り歸すものとす。又被害者が金策し來る日時に付ても堅く約束を爲し、其到着の時間等は豫め電報を以て打合せ置き、其到着の時間には「忠兵衛」が必ず停車場船着場其他に出迎へ、被害者が詐欺手段を覺知し、刑事巡査其他と同行し居る様事實なきや否やを確め、其虞なきことを認めたる後始めて之れを「敷」に誘致するが如き手段を取るのみならず、到着時間打合せの電報の如きも「忠兵衛」等は常に金又は目等の名義を以て局待電報を發し、電信局にて被害者の返電を受け、決して自己の本名、住所等を被害者に知らしめざる等極めて周到な